

参 考 资 料

1 公害苦情件数の推移

種 別		年 度												
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	
典 型 7 公 害	大気汚染	ばい煙	50 (46)	56 (53)	47 (47)	49 (49)	41 (41)	29 (29)	23 (23)	18 (18)	14 (11)	27 (27)	16 (16)	15 (15)
		粉じん		3	3	2	2	1	1	1	3		2	
	水 質	汚 濁	1	2						2	1			
	土 壤	汚 染												
	騒	音	11	8	5	5	6	5	4	6	3	11	11	7
	振	動	2							2		1	1	2
	地 盤	沈 下												
	悪	臭	7	13	9	5	1	2	2		2	1	3	2
計			71	82	64	61	50	37	34	26	23	40	32	26
典 型 7 公 害 以 外	不法 投棄	産業廃棄物												
		一般廃棄物	99	133	114	108	91	94	95	75	57	65	98	97
	雑 草	駆 除	60	54	54	61	84	77	87	77	33	73	54	71
	そ の 他													2
	計			159	187	168	169	175	171	182	152	90	138	152
合 計			230	269	232	230	225	208	216	178	113	178	184	196

説明： 大気汚染の（ ）の数字は野外焼却の苦情件数。

2 大気関係

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況(令和2年3月31日現在)

法番号	施設名	施設数	法番号	施設名	施設数
1	ボ イ ラ ー	204	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉	1
2	ガス発生炉・加熱炉	5	19	塩素・塩化水素反応施設等	8
5	金属溶解炉	3	21	磷酸質肥料等製造施設	5
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	8	22	弗酸製造用施設	13
7	石油加熱炉	6	23	トリポリ磷酸Na製造用施設	3
9	窯業焼成炉・溶解炉	12	27	硝酸製造用施設	8
10	反応炉・直火炉	6	29	ガスタービン	14
11	乾 燥 炉	26	30	ディーゼル機関	76
12	電 気 炉	2	計		408
13	廃棄物焼却炉	8	工場・事業場数		92

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置状況(令和2年3月31日現在)

法番号	施設名	施設数
2	堆 積 場	86
3	コ ン ベ ア	280
4	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	9
5	ふ る い	7
合 計		382
工 場 数		35

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

二酸化硫黄濃度測定結果

年度	測定局	測定時間数 (時間)	有効測定日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価	
							1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無 (有・無)	日平均値の2%除外値 (ppm)
1	岬街区公園	8,679	364	0.002	0.050	0.011	0	0	無	0.008
	山口県宇部総合庁舎	8,674	364	0.002	0.044	0.009	0	0	無	0.005
	厚南市民センター	8,675	364	0.001	0.030	0.005	0	0	無	0.004
30	岬街区公園	8,656	363	0.003	0.035	0.010	0	0	無	0.007
	山口県宇部総合庁舎	8,676	365	0.002	0.029	0.009	0	0	無	0.006
	厚南市民センター	8,673	365	0.001	0.036	0.007	0	0	無	0.004
29	岬街区公園	8,651	363	0.003	0.035	0.014	0	0	無	0.008
	山口県宇部総合庁舎	8,654	363	0.002	0.031	0.009	0	0	無	0.006
	厚南市民センター	8,651	363	0.001	0.035	0.006	0	0	無	0.004
28	岬街区公園	8,650	363	0.002	0.035	0.009	0	0	無	0.006
	山口県宇部総合庁舎	8,654	363	0.002	0.025	0.008	0	0	無	0.005
	厚南市民センター	8,632	361	0.001	0.023	0.005	0	0	無	0.004
27	岬街区公園	8,691	365	0.002	0.026	0.008	0	0	無	0.006
	山口県宇部総合庁舎	8,659	363	0.002	0.036	0.008	0	0	無	0.006
	厚南市民センター	8,661	363	0.001	0.029	0.007	0	0	無	0.004
	原小学校	8,671	363	0.002	0.044	0.009	0	0	無	0.007
26	岬街区公園	8,647	363	0.003	0.028	0.010	0	0	無	0.008
	山口県宇部総合庁舎	8,648	363	0.002	0.026	0.008	0	0	無	0.006
	厚南市民センター	8,650	363	0.001	0.022	0.006	0	0	無	0.004
	原小学校	8,658	363	0.003	0.039	0.011	0	0	無	0.008
25	岬街区公園	8,645	363	0.003	0.027	0.009	0	0	無	0.008
	山口県宇部総合庁舎	8,637	362	0.003	0.029	0.010	0	0	無	0.007
	厚南市民センター	8,651	363	0.001	0.029	0.007	0	0	無	0.004
	原小学校	8,648	363	0.003	0.033	0.011	0	0	無	0.008

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

説明： 「原小学校」に設置されていた測定局は平成27年度で廃止。

窒素酸化物濃度測定結果

項目	年度	測定局	測定時間数 (時間)	有効測定日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数	長期的評価 日平均値の年間 98%値	
								(日)	(日)	(ppm)	
一酸化窒素	1	岬街区公園	8,684	364	0.009	0.069	0.023	0	0	0.019	
		山口県宇部総合庁舎	8,667	364	0.008	0.049	0.022	0	0	0.016	
		厚南市民センター	8,669	364	0.007	0.056	0.021	0	0	0.015	
	30	岬街区公園	8,656	363	0.009	0.072	0.027	0	0	0.019	
		山口県宇部総合庁舎	8,653	363	0.008	0.079	0.028	0	0	0.018	
		厚南市民センター	8,627	364	0.007	0.073	0.021	0	0	0.015	
	29	岬街区公園	8,618	362	0.011	0.081	0.037	0	0	0.024	
		山口県宇部総合庁舎	8,655	363	0.009	0.062	0.024	0	0	0.019	
		厚南市民センター	8,651	363	0.008	0.060	0.022	0	0	0.018	
	28	岬街区公園	8,641	363	0.012	0.073	0.032	0	0	0.022	
		山口県宇部総合庁舎	8,652	363	0.009	0.047	0.020	0	0	0.018	
		厚南市民センター	8,641	362	0.008	0.050	0.021	0	0	0.018	
	27	岬街区公園	8,646	363	0.013	0.104	0.033	0	0	0.025	
		山口県宇部総合庁舎	8,662	363	0.010	0.074	0.026	0	0	0.021	
		厚南市民センター	8,453	353	0.009	0.058	0.025	0	0	0.020	
	26	岬街区公園	8,552	357	0.014	0.098	0.050	1	0	0.031	
		山口県宇部総合庁舎	8,598	360	0.011	0.060	0.024	0	0	0.021	
		厚南市民センター	8,643	363	0.009	0.059	0.023	0	0	0.018	
	25	岬街区公園	8,651	363	0.014	0.098	0.039	0	0	0.032	
		山口県宇部総合庁舎	8,618	360	0.011	0.079	0.031	0	0	0.023	
		厚南市民センター	8,596	360	0.010	0.075	0.044	0	0	0.023	
	一酸化窒素	1	岬街区公園	8,684	364	0.002	0.060	0.014			
			山口県宇部総合庁舎	8,667	364	0.001	0.040	0.009			
			厚南市民センター	8,669	364	0.001	0.048	0.011			
30		岬街区公園	8,656	363	0.002	0.133	0.021				
		山口県宇部総合庁舎	8,653	363	0.002	0.110	0.013				
		厚南市民センター	8,627	364	0.003	0.056	0.011				
29		岬街区公園	8,618	362	0.003	0.082	0.016				
		山口県宇部総合庁舎	8,655	363	0.002	0.064	0.008				
		厚南市民センター	8,651	363	0.002	0.055	0.009				
28		岬街区公園	8,641	363	0.002	0.099	0.012				
		山口県宇部総合庁舎	8,652	363	0.001	0.040	0.006				
		厚南市民センター	8,641	362	0.002	0.054	0.008				
27		岬街区公園	8,646	363	0.004	0.136	0.030				
		山口県宇部総合庁舎	8,662	363	0.002	0.133	0.027				
		厚南市民センター	8,453	353	0.004	0.096	0.023				
26		岬街区公園	8,552	357	0.005	0.090	0.038				
		山口県宇部総合庁舎	8,598	360	0.002	0.045	0.014				
		厚南市民センター	8,643	363	0.002	0.059	0.018				
25		岬街区公園	8,651	363	0.004	0.139	0.034				
		山口県宇部総合庁舎	8,618	360	0.003	0.082	0.023				
		厚南市民センター	8,596	360	0.002	0.061	0.020				

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

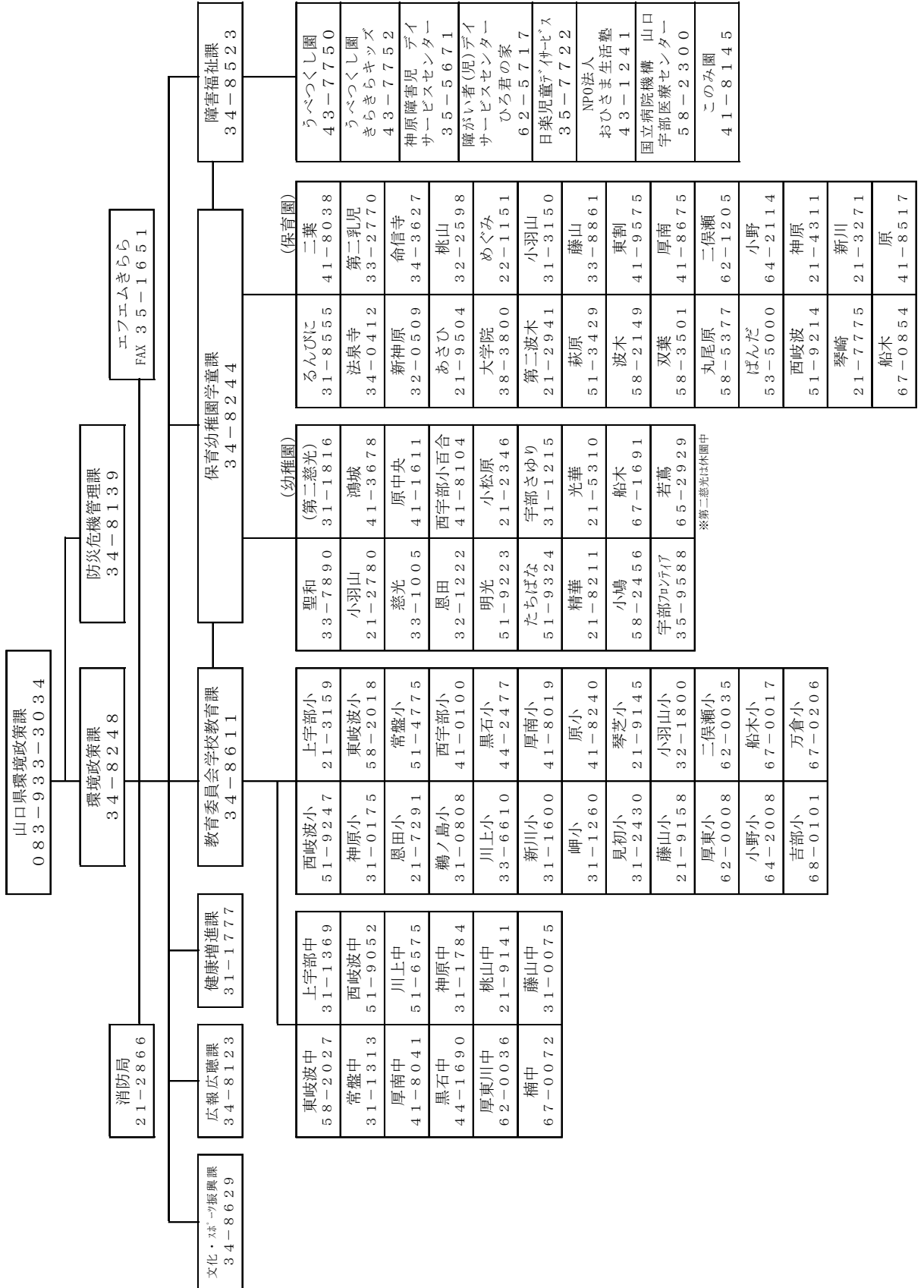
浮遊粒子状物質濃度測定結果

年度	測定局	測定時間数 (時間)	有効測定日数 (日)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の最高値 (mg/m ³)	短期的評価		長期的評価	
							1時間値が 0.2mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.1mg/m ³ を超えた 日数 (日)	日平均値が 0.1mg/m ³ を超えた 日が2日以上 連続したことの 有・無 (有・無)	日平均値の2% 除外値 (mg/m ³)
1	岬 街 区 公 園	8,724	365	0.019	0.237	0.051	1	0	無	0.043
	山口県宇部総合庁舎	8,750	366	0.017	0.090	0.046	0	0	無	0.036
	厚南市民センター	8,748	366	0.016	0.150	0.046	0	0	無	0.034
30	岬 街 区 公 園	8,704	365	0.022	0.333	0.073	1	0	無	0.048
	山口県宇部総合庁舎	8,684	365	0.018	0.178	0.063	0	0	無	0.042
	厚南市民センター	8,659	364	0.019	0.358	0.058	1	0	無	0.043
29	岬 街 区 公 園	8,726	365	0.023	0.341	0.101	2	1	無	0.054
	山口県宇部総合庁舎	8,704	365	0.020	0.229	0.090	1	0	無	0.052
	厚南市民センター	8,703	365	0.021	0.192	0.091	0	0	無	0.053
28	岬 街 区 公 園	8,721	365	0.025	0.231	0.074	1	0	無	0.051
	山口県宇部総合庁舎	8,716	365	0.021	0.184	0.058	0	0	無	0.045
	厚南市民センター	8,717	365	0.020	0.147	0.061	0	0	無	0.045
27	岬 街 区 公 園	8,742	365	0.019	0.210	0.054	1	0	無	0.043
	山口県宇部総合庁舎	8,736	365	0.019	0.131	0.062	0	0	無	0.043
	厚南市民センター	8,736	365	0.019	0.173	0.048	0	0	無	0.042
	原 小 学 校	8,744	366	0.020	0.381	0.055	2	0	無	0.047
26	岬 街 区 公 園	8,728	365	0.022	0.167	0.068	0	0	無	0.054
	山口県宇部総合庁舎	8,725	365	0.020	0.210	0.067	1	0	無	0.053
	厚南市民センター	8,731	365	0.022	0.147	0.067	0	0	無	0.053
	原 小 学 校	8,729	365	0.022	0.239	0.071	1	0	無	0.053
25	岬 街 区 公 園	8,725	365	0.023	0.228	0.083	1	0	無	0.062
	山口県宇部総合庁舎	8,723	364	0.022	0.211	0.073	1	0	無	0.055
	厚南市民センター	8,725	364	0.023	0.125	0.074	0	0	無	0.064
	原 小 学 校	8,686	361	0.023	0.444	0.073	3	0	無	0.059

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

説明： 「原小学校」に設置されていた測定局は平成27年度で廃止。

大気汚染緊急措置連絡体制(令和2年度)



光化学オキシダント濃度測定結果

年 度	測 定 局	昼間測定 時間数 (時間)	昼間 測定日数 (日)	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	昼間の 日平均値の 最高値 (ppm)	短期的評価
							昼間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 時間数 (時間)
1	山口県宇部総合庁舎	5,436	366	0.034	0.143	0.089	338
	厚南市民センター	5,442	366	0.035	0.141	0.093	415
30	山口県宇部総合庁舎	5,427	365	0.034	0.101	0.068	278
	厚南市民センター	5,425	365	0.035	0.104	0.071	388
29	山口県宇部総合庁舎	5,432	365	0.036	0.100	0.078	523
	厚南市民センター	5,421	365	0.037	0.106	0.081	592
28	山口県宇部総合庁舎	5,429	365	0.036	0.100	0.078	476
	厚南市民センター	5,426	365	0.035	0.100	0.076	530
27	山口県宇部総合庁舎	5,433	366	0.035	0.104	0.069	333
	厚南市民センター	5,436	366	0.035	0.102	0.068	432
26	山口県宇部総合庁舎	5,418	365	0.035	0.110	0.080	398
	厚南市民センター	5,424	365	0.036	0.116	0.080	544
25	山口県宇部総合庁舎	5,424	365	0.034	0.103	0.075	395
	厚南市民センター	5,431	365	0.035	0.096	0.067	438

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

一酸化炭素濃度測定結果

年 度	測 定 局	測定 時間数 (時間)	有効測 定日数 (日)	年 平均値 (ppm)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価	
							8時間値 が20ppm を超えた 回数 (回)	日平均値 が10ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が10ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有・無 (有・無)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)
1	山口県 宇部総合庁舎	8,699	366	0.3	1.2	0.60	0	0	無	0.5
30		8,676	365	0.3	2.0	0.50	0	0	無	0.5
29		8,678	365	0.4	1.2	0.70	0	0	無	0.5
28		8,624	361	0.4	1.2	0.60	0	0	無	0.5
27		8,686	365	0.4	1.4	0.70	0	0	無	0.6
26		8,230	345	0.5	1.7	0.90	0	0	無	0.8
25		8,645	361	0.5	1.7	1.00	0	0	無	0.8

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

微小粒子状物質濃度測定結果

年 度	測 定 局	有効 測定日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
		(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)
1	山口県宇部総合庁舎	366	10.8	24.8	0
	厚南市民センター	366	10.3	24.3	0
30	山口県宇部総合庁舎	365	12.7	28.3	1
	厚南市民センター	365	10.6	26.6	1
29	山口県宇部総合庁舎	364	14.2	35.0	7
	厚南市民センター	365	11.5	29.3	2
28	山口県宇部総合庁舎	365	14.6	29.5	3
	厚南市民センター	363	11.9	27.1	3
27	山口県宇部総合庁舎	366	16.8	36.5	10
	厚南市民センター	365	13.2	32.6	5
26	山口県宇部総合庁舎	365	19.5	44.0	25
	厚南市民センター	365	16.6	42.0	13
25	山口県宇部総合庁舎	364	19.6	46.0	22
	厚南市民センター	365	16.4	40.0	17

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

降下ばいじん量月別結果(令和元年度)

(単位 : t/km²/月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年 平均
住居	1 藤山小学校	3.28	2.36	1.21	3.89	3.56	3.22	2.36	1.68	1.55	3.10	3.23	3.53	2.75	2.76
	2 山口大学医学部	4.29	3.64	1.96	4.75	3.80	4.31	1.94	1.40	1.61	2.56	2.82	3.74	3.07	2.83
	3 山口大学工学部	3.40	2.53	1.97	2.63	4.07	4.38	1.81	2.75	1.41	2.67	2.73	3.85	2.85	2.40
	4 原小学校	4.08	4.00	2.41	3.79	5.72	5.46	2.20	1.82	1.70	3.72	4.65	5.18	3.73	3.66
	5 高天原浄水場	2.82	2.66	1.72	2.15	3.65	3.28	2.29	1.22	1.51	2.81	3.38	3.27	2.56	3.00
	6 桃山中学校	2.42	2.59	1.93	3.51	3.37	2.73	1.38	0.68	1.11	2.04	1.54	2.25	2.13	2.47
	7 恩田プール	4.31	4.04	1.92	2.61	4.18	5.11	1.93	1.18	1.34	2.79	3.30	3.66	3.03	2.84
	8 小羽山小学校	2.23	2.84	1.60	1.92	3.14	3.01	1.71	1.06	0.86	2.01	1.98	2.70	2.09	2.14
	平均	3.35	3.08	1.84	3.16	3.94	3.94	1.95	1.47	1.39	2.71	2.95	3.52	2.78	2.76
商業	9 宇部市役所	4.65	3.48	2.65	6.91	4.83	4.63	2.28	1.61	1.33	2.99	3.18	4.85	3.62	3.00
	10 見初ふれあいセンター	5.67	4.69	3.25	3.32	7.19	5.97	2.18	2.18	1.44	4.29	5.63	4.91	4.23	3.78
	11 岬小学校	7.35	5.78	2.48	5.29	6.74	8.83	3.53	1.98	2.14	4.95	4.79	6.10	5.00	3.64
	12 神原小学校	4.11	3.75	2.24	4.20	5.18	5.45	2.50	1.38	1.63	2.75	2.77	3.50	3.29	2.94
	平均	5.45	4.43	2.66	4.93	5.99	6.22	2.62	1.79	1.64	3.75	4.09	4.84	4.03	3.34
準工業	13 鶴の島ポンプ場	2.05	1.48	1.16	1.91	3.83	3.26	1.86	0.76	1.38	2.02	2.32	4.73	2.23	2.41
	14 J A山口東割出張所	2.72	3.07	1.98	3.88	3.46	4.89	2.25	1.40	1.44	3.66	3.42	4.42	3.05	3.05
	平均	2.39	2.28	1.57	2.90	3.65	4.08	2.06	1.08	1.41	2.84	2.87	4.58	2.64	2.73
工業	15 西部浄化センター	3.46	2.79	1.21	3.29	4.91	3.08	2.30	1.44	1.22	2.32	3.13	3.22	2.70	2.53
	平均	3.46	2.79	2.53	3.29	4.91	3.08	2.30	1.44	1.22	2.32	3.13	3.22	2.70	2.53
全域平均		3.79	3.31	1.98	3.60	4.51	4.51	2.17	1.50	1.44	2.98	3.26	3.99	3.09	
前年度平均		3.69	2.67	3.26	5.97	1.82	2.11	1.90	1.17	2.11	1.84	2.37	3.39		2.69

降下ばいじん量及び亜硫酸ガス濃度経年推移

年 度	降 下 ば い じ ん				亜 硫 酸 ガ ス	
	不溶解性成分	溶解性成分	総 量	測定箇所数	濃 度	測定箇所数
	(t/km ² /月)	(t/km ² /月)	(t/km ² /月)		(mg/100cm ² /日)	
25～30	23.11	15.24	38.35	9	測定せず	なし
31～35	12.37	14.76	27.13	9～19	0.28	0～17
36～40	6.94	9.00	15.94	19～22	0.43	17～22
41～45	4.70	9.00	13.70	21～22	0.53	21～22
46～50	3.49	6.40	9.89	26	0.37	26
51～55	2.81	4.93	7.74	29	0.20	29
56～60	1.82	3.66	5.48	29～30	0.17	29～30
61～2	1.73	3.29	5.02	28	0.13	28
3	1.56	3.03	4.59	28	0.12	28
4	1.43	3.23	4.66	28	0.11	28
5	1.34	3.67	5.01	27	0.10	27
6	1.30	2.46	3.76	27	0.07	27
7	1.21	2.96	4.17	27	0.09	27
8	1.06	2.94	4.00	27	0.09	27
9	0.94	2.78	3.72	27	0.07	27
10	0.94	2.11	3.05	27	0.06	27
11	0.92	2.47	3.39	27	0.08	27
12	1.49	2.77	4.26	27	0.08	27
13	1.12	2.55	3.67	27	0.06	27
14	1.07	2.65	3.72	23	0.06	23
15	1.13	2.60	3.73	23	0.07	23
16	1.00	2.92	3.92	23	0.07	23
17	1.04	2.22	3.26	23	0.08	23
18	0.84	2.85	3.69	15	0.09	15
19	1.06	2.06	3.12	15	—	—
20	0.73	1.93	2.66	15	—	—
21	0.80	2.03	2.83	15	—	—
22	0.77	2.08	2.85	15	—	—
23	0.57	1.94	2.51	15	—	—
24	0.77	2.32	3.09	15	—	—
25	0.80	2.16	2.96	15	—	—
26	0.74	2.42	3.16	15	—	—
27	0.60	3.74	4.34	15	—	—
28	0.42	2.62	3.04	15	—	—
29	0.35	2.55	2.90	15	—	—
30	0.31	2.38	2.69	15	—	—
1	0.50	2.59	3.09	15	—	—
参考値 昭和26	39.25	16.61	55.86	9	—	—

説明： 昭和25年度から平成2年度までは、各年度間での平均値。

ばいじん測定結果(令和元年度)

工場名	施設名	測定年月日	測定値			協定値		燃料使用状況 種類
			濃度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)	乾ガス量 (Nm ³ /h)	濃度 (g/Nm ³)	排出量 (kg/h)	
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場東地区	発電所5号ボイラー	R1.7.29	0.023	15.0	638,900	0.04	21.25	石炭
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場東地区	発電所6号ボイラー	R1.5.29	0.008	5.9	743,500	0.01	7.13	石炭 木くず
宇部興産(株) 宇部藤曲工場	石炭ボイラー	R1.8.7	<0.002	<0.27	132,900	0.06	10.60	石炭
宇部マテリアルズ(株)	AT-2	R1.8.30	0.018	2.8	157,400	0.05	17.02	重油、石油 コークス
太陽石油(株)	重油ボイラー	R1.6.6	0.005	0.31	61,400	0.02	1.17	重油

窒素酸化物[NOx]測定結果(令和元年度)

工場名	施設名	測定年月日	測定値			協定値	
			濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)	乾ガス量 (Nm ³ /h)	濃度 (ppm)	排出量 (Nm ³ /h)
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場東地区	発電所5号ボイラー	R1.7.29	190	120	638,900	250	132.81
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場東地区	発電所6号ボイラー	R1.5.29	35	26	743,500	40	28.52
宇部興産(株) 宇部藤曲工場	石炭ボイラー	R1.8.7	180	24	132,900	230	40.63
宇部マテリアルズ(株)	AT-2	R1.8.30	170	27	157,400	360	115.26
太陽石油(株)	重油ボイラー	R1.6.6	33	2.0	61,400	60	3.51

ダイオキシン類測定結果(令和元年度)

(単位: ng-TEQ/Nm³)

工場名	施設名	測定年月日	測定値	協定値
宇部興産(株) 宇部セメント工場	西No.1キルン(NSP)	R1.7.1	0.0014	0.3

塩化水素測定結果(令和元年度)

(単位: mg/Nm³)

工場名	施設名	測定年月日	測定値	協定値
宇部興産(株) 宇部セメント工場	西No.1キルン(NSP)	R1.7.1	<0.5	350

特定悪臭物質と規制基準

ア 特定悪臭物質と主要発生事業場

特定悪臭物質 主要発生事業場	ア ン モ ニ ア	メ チ ル メ ル カ プ タ ン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル	ト リ メ チ ル ア ミ ン	ア セ ト ア ル デ ヒ ド	プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	イ ソ ブ タ ノ ー ル	酢 酸 エ チ ル	メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	ト ル エ レ ン	ス チ レ ン	キ シ レ ン	プ ロ ピ オ ン 酸	ノ ル マ ル 酪 酸	ノ ル マ ル 吉 草 酸	イ ソ 吉 草 酸	
畜産農業	○		○			○																	
鶏糞乾燥場	○																				○	○	○
複合肥料製造業	○					○	○																
クラフトパルプ製造業		○	○	○	○																		
でん粉製造業	○		○																	○			
セロファン製造業			○																				
ビスコースレーヨン製造業			○																				
畜産事業場																				○	○	○	○
化学製場	○	○	○	○	○	○														○	○	○	○
魚腸骨処理場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○
フェザー処理場	○		○																				
水産かん詰製造業						○																	
ごみ処理場	○	○	○	○	○																		
し尿処理場	○	○	○	○	○																○	○	○
下水処理場	○	○	○	○	○																		
アセトアルデヒド製造工場							○																
酢酸ビニル製造工場							○																
クロロプレン製造工場							○																
スチレン製造工場																		○					
ポリスチレン製造・加工工場																		○					
SBR製造工場																		○					
FRP製品製造工場																		○					
化粧合板製造工場																		○					
たばこ製造工場							○																
脂肪酸製造工場																				○			
染色工場																				○			
畜産食料品製造工場																					○	○	○
でん粉工場																					○	○	○
廃棄物処分場																					○	○	○
塗装工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
自動車修理工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
木工工場													○	○	○	○		○					
印刷工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
鋳物工場													○	○	○	○		○					
輸送用機械器具製造工場								○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
油脂系食料品製造工場								○	○	○	○	○											
繊維工場													○	○	○	○		○					

イ 敷地境界線における規制基準とにの種類の種類

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	地域の区域		にの種類の種類
	A 地域	B 地域	
アンモニア	1以下	2以下	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	0.002以下	0.004以下	腐った玉ねぎのような臭い
硫化水素	0.02以下	0.06以下	腐った卵のような臭い
硫化メチル	0.01以下	0.05以下	腐ったキャベツのような臭い
二硫化メチル	0.009以下	0.03以下	腐ったキャベツのような臭い
トリメチルアミン	0.005以下	0.02以下	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	0.05以下	0.1以下	刺激的な青ぐさい臭い
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.1以下	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.03以下	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.07以下	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	0.02以下	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレルアルデヒド	0.003以下	0.006以下	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール	0.9以下	4以下	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル	3以下	7以下	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	1以下	3以下	刺激的なシンナーのような臭い
トルエン	10以下	30以下	ガソリンのような臭い
スチレン	0.4以下	0.8以下	都市ガスのような臭い
キシレン	1以下	2以下	ガソリンのような臭い
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	0.001以下	0.002以下	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.002以下	濡れた靴下のような臭い
イソ吉草酸	0.001以下	0.004以下	濡れた靴下のような臭い

ウ 排出口における規制基準 (算出式)

排出口における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準は、次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

この式においてq、He及びCmは、それぞれ次の値を示す。

q : 流量 (単位：Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (単位：m)

Cm : 敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

この規制基準の取り扱いについては、特定悪臭物質22物質のうちメチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く13物質を対象とし、Heが5m未満の排出口については適用しない。

エ 排水水における規制基準

(単位:mg/l)

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排水水の量	許容限度	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09

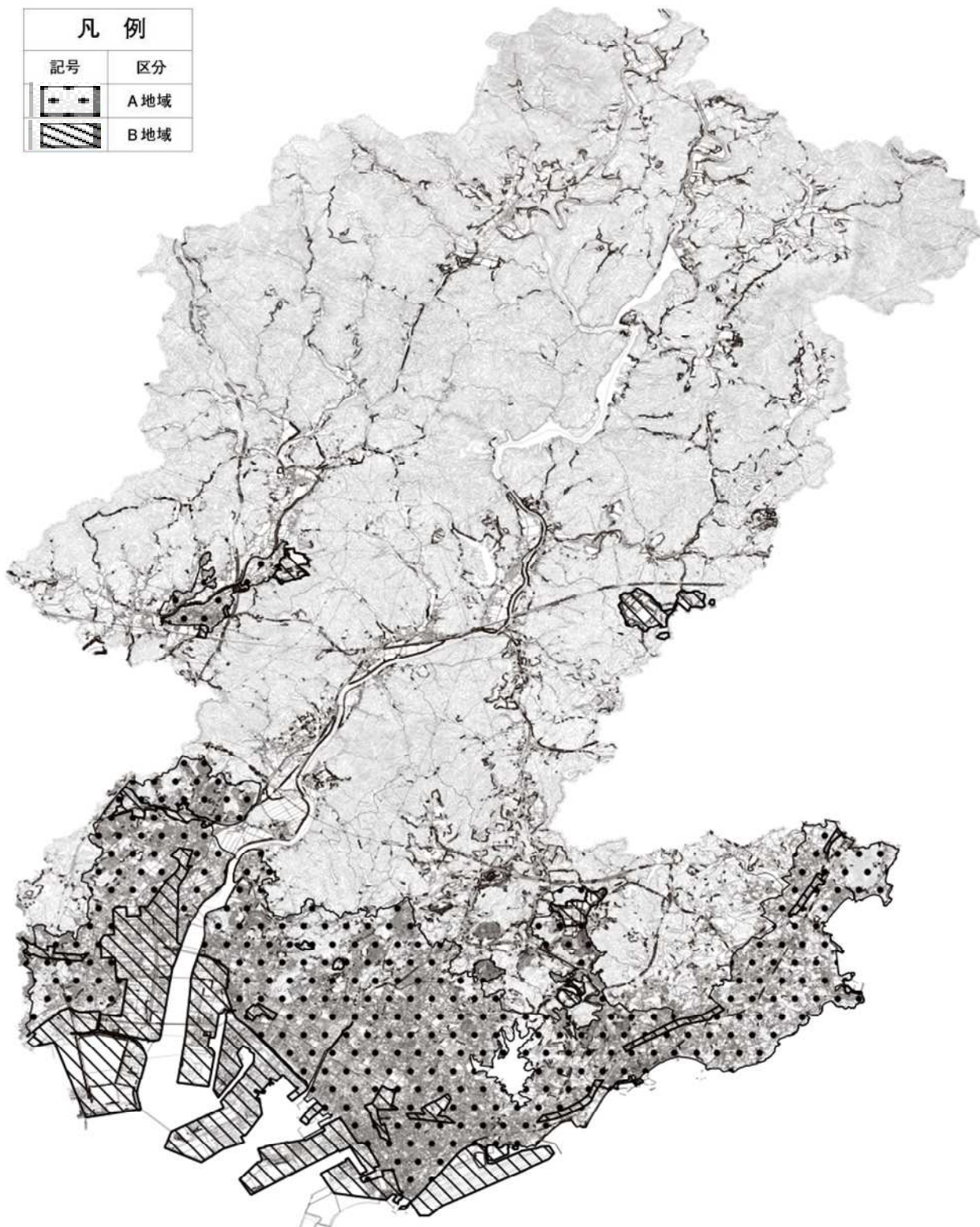
オ 6段階臭気強度表示表

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいかかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

悪臭防止法指定地域図

(昭和51年4月1日施行)
(平成9年4月1日改訂)
(平成14年2月1日改訂)
(平成20年5月1日改訂)

凡 例	
記号	区分
	A地域
	B地域



3 水質関係

人の健康の保護に関する環境基準

(全公共用水域に適用)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

説明： 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

水質汚濁防止法に基づく特定施設設置事業場(令和2年3月31日現在)

	特 定 施 設 名	事業場数
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2
3	水産食料品製造業の用に供する施設	4
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	5
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	9
10	飲料製造業の用に供する施設	4
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	0
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	2
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	12
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	1
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	1
24	化学肥料製造業の用に供する施設	3
26	無機顔料製造業の用に供する施設	2
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	4
30	発酵工業（5、10に掲げる事業を除く。）の用に供する施設	2
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	4
37	石油化学工業の用に供する施設	2
41	香料製造業の用に供する施設	0
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	0
47	医薬品製造業の用に供する施設	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1
55	生コンクリート製造業の用に供する施設	1
59	砕石業の用に供する施設	2
63	金属製品又は機械器具の製造業の用に供する施設	0
64の2	浄水施設（浄水能力1日当たり10,000m ³ 以上）	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6
66	電気めっき施設	0
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設（全各号に該当するものを除く。）	3
66の3	旅館業の用に供する施設	29
66の4	共同調理場に設置される厨房施設（総床面積500m ² 以上）	1
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供する厨房施設（総床面積360m ² 以上）	1
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	16
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4
68の2	病院施設（病床数が300以上）	4
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	1
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（作業場総面積800m ² 以上）	3
71	自動式車両洗浄施設	48
71の2	科学技術に関する試験・研究機関の用に供する施設	13
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
71の4	産業廃棄物処理施設	1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1
72	し尿処理施設（処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽）	19
73	下水道終末処理施設	3
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（72、73を除く）	0
	指定地域特定施設（処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽）	34
	合 計	256

資料： 山口県環境政策課

小野湖に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道 2、3 級 水産 2 級 浴	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下

項目 類型	利用目的の 適 応 性	暫定目標 (暫定目標は、年間平均値とする。)	
		全 窒 素	全 磷
II	水道 1、2、3 級 水産 1 種 水 浴	0.54mg/ℓ 以下	0.022mg/ℓ 以下

小野湖の環境基準適合状況

$$\text{適合率 (\%)} = (n - m) / n \times 100$$

項 目	pH			SS			DO			COD			大腸菌群数		
	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1
年 度															
環境基準を超える検体数 m	8	7	3	9	9	3	9	9	9	16	17	5	17	17	16
調 査 検 体 数 n	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
適 合 状 況 %	77.8	80.6	91.7	75.0	75.0	91.7	75.0	75.0	75.0	55.6	52.8	86.1	52.8	52.8	55.6

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

小野湖の水質調査結果（令和元年度）

（単位：mg/ℓ、大腸菌群数はMPN/100ml）

項 目	pH	SS	DO	COD	大腸菌群数	T-N	T-P	透明度 (m)
平 均	8.0	3	8.6	2.5(2.5)	4,400	0.53	0.021	2.4
最小～最大	7.6～9.2	1～11	2.0～13	1.5～5.6	4.5～49,000	0.32～0.83	0.010～0.045	0.5～3.8

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

CODの（ ）は75%値

常盤湖に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値			
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)
B	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 農 業 用 水	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以 下	15mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上

常盤湖の環境基準適合状況

適合率 (%) = (n - m) / n × 100

項 目		pH			SS			DO			COD			
年 度		29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	
測 定 点	①	環境基準を超える検体数 m	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12	14	2
		調 査 検 体 数 n	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
		適 合 状 況 %	100	91.7	100	100	100	100	100	100	100	50.0	41.7	91.7
	②	環境基準を超える検体数 m	1	2	0	0	0	0	0	0	0	9	8	2
		調 査 検 体 数 n	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
		適 合 状 況 %	95.8	91.7	100	100	100	100	100	100	100	62.5	66.7	91.7
	③	環境基準を超える検体数 m	1	1	0	0	1	0	3	3	0	6	9	2
		調 査 検 体 数 n	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
		適 合 状 況 %	95.8	95.8	100	100	95.8	100	87.5	87.5	100	75.0	62.5	91.7
全 測 定 点 平 均		m	2	5	0	0	1	0	3	3	0	27	31	6
		n	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
		%	97.2	93.1	100	100	98.6	100	95.8	95.8	100	62.5	56.9	91.7

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

常盤湖の水質調査結果（令和元年度）

（単位：mg/ℓ）

測 定 点	①		②		③	
水質類型	B		B		B	
項 目	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値
pH	7.9	7.6～8.3	7.9	7.7～8.3	7.9	7.5～8.3
SS	6	3～9	6	2～10	6	2～11
DO	9.6	7.6～13	9.6	7.3～13	9.4	5.3～13
COD	4.3	3.6～6.1	4.3	3.7～5.8	4.4	3.5～5.8
	(4.5)		(4.5)		(4.4)	
T-N	0.40	0.30～0.55	0.40	0.30～0.49	0.40	0.31～0.54
T-P	0.027	0.021～ 0.039	0.030	0.021～ 0.045	0.029	0.021～ 0.041
透明度 (m)	1.4	1.0～2.0	1.4	1.0～2.2	1.5	1.0～3.2

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」 CODの（ ）は75%値

河川に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下

厚東川水系の環境基準適合状況

適合率 (%) = (n - m) / n × 100

項 目		pH			SS			DO			BOD			大腸菌群数		
年 度		29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1
A 類型	環境基準を超える検体数m	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	18	16	21
	調査検体数 n	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	適合状況 %	100	100	100	100	100	100	100	95.8	100	95.8	100	100	25.0	33.3	12.5
B 類型	環境基準を超える検体数m	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	調査検体数 n	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	適合状況 %	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	83.3	83.3	50.0
全 測 定 点 平 均		m	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	19	17	24
		n	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		%	100	100	100	100	100	100	100	96.7	100	96.7	100	100	36.7	43.3

資料： 山口県環境政策課 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

厚東川水系の水質調査結果（令和元年度）

（単位：mg/ℓ、大腸菌群数はMPN/100ml）

測定点	厚東川吉野橋		大田川宇内橋		厚東川ダム下		厚東川末信橋		厚東川大橋	
水質類型	A		A		A		A		B	
項 目	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値
pH	8.0	7.9～8.1	7.8	7.8～8.0	7.8	7.5～7.9	7.7	7.6～7.9	7.7	7.6～7.9
SS	3	<1～8	3	<1～8	2	1～4	3	1～5	7	3～14
DO	11	8.8～12	11	8.6～13	10	8.1～12	10	8.4～12	9.7	7.8～12
BOD	1.0	0.8～1.2	0.9	0.6～1.3	1.3	0.8～1.9	1.3	1.1～2.0	1.2	0.7～1.9
	(1.1)		(1.0)		(1.5)		(1.3)		(1.3)	
大腸菌群数	11,000	2,400～ 33,000	15,000	1,300～ 49,000	4,300	490～ 13,000	4,400	330～ 13,000	7,800	330～ 24,000
T-N	0.90	0.62～ 1.3	0.67	0.41～ 0.81	—	—	—	—	0.76	0.65～ 0.91
T-P	0.031	0.018～ 0.057	0.044	0.030～ 0.067	—	—	—	—	0.074	0.035～ 0.16

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

BODの（ ）は75%値

真締川水系の環境基準適合状況

適合率 (%) = (n - m) / n × 100

項目		pH			SS			DO			BOD			大腸菌群数			
		29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	
A 類型	環境基準を超える検体数 m	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	6	6	5	
	調査検体数 n	6	6	6	12	6	6	12	6	6	12	6	6	12	6	6	
	適合状況 %	100	100	100	100	100	100	91.7	100	83.3	100	100	83.3	50.0	0.0	16.7	
B 類型	環境基準を超える検体数 m	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	8	7	7	
	調査検体数 n	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	適合状況 %	100	100	100	91.7	100	100	100	100	91.7	91.7	100	100	33.3	41.7	41.7	
全測定点平均		m	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	1	14	13	12
		n	18	18	18	24	18	18	24	18	18	24	18	18	24	18	18
		%	100	100	100	95.8	100	100	95.8	100	88.9	95.8	100	94.4	41.7	27.8	33.3

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集 (令和2年版)」

真締川水系の水質調査結果 (令和元年度)

(単位：mg/l、大腸菌群数はMPN/100ml)

測定点	真締川新橋		真締川錦橋		塩田川琴芝橋	
	A		B		B	
項目	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値
pH	7.8	7.5 ~ 8.0	7.7	7.5 ~ 7.9	7.6	7.3 ~ 8.0
SS	7	3 ~ 10	6	3 ~ 10	4	2 ~ 7
DO	9.5	6.8 ~ 13	8.7	5.3 ~ 11	8.0	4.9 ~ 9.7
BOD	1.3 (1.5)	0.8 ~ 2.1	1.1 (1.5)	0.6 ~ 1.6	1.3 (1.4)	1.0 ~ 2.1
大腸菌群数	63,000	790 ~ 170,000	28,000	3,300 ~ 130,000	27,000	4,900 ~ 79,000
T-N	—	—	0.88	0.70 ~ 1.1	—	—
T-P	—	—	0.071	0.054 ~ 0.093	—	—

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集 (令和2年版)」

BODの () は75%値

有帆川水系河川の水質調査結果 (令和元年度)

(単位：mg/l)

測定点	矢矯川 (矢矯橋)			浅地川 (羽山瀬橋)			有帆川 (夏目橋)		
	平均	6月	9月	平均	6月	9月	平均	6月	9月
pH	7.6	7.4	7.8	8.6	8.9	8.3	8.6	8.7	8.4
SS	2	ND	2	3	2	3	2	2	2
DO	8.5	8.6	8.4	9.5	11	7.9	9.6	11	8.1
BOD	ND	ND	ND	0.7	0.7	ND	0.5	0.5	ND
COD	3.7	4.7	2.6	5.2	7.0	3.3	3.5	4.3	2.7
T-N	0.38	0.49	0.27	0.30	0.39	0.20	0.33	0.37	0.29
T-P	0.050	0.079	0.021	0.12	0.19	0.046	0.044	0.063	0.024

中小都市河川の水質調査結果(令和元年度)

(単位: mg/ℓ)

測定点	植松川			五反田川			越川川		
	平均	6月	9月	平均	6月	9月	平均	6月	9月
pH	7.9	7.5	8.2	7.7	7.6	7.7	7.3	7.2	7.3
SS	9	14	4	6	6	5	6	9	2
DO	8.3	7.1	9.5	6.9	6.8	7.0	6.7	6.5	6.8
BOD	1.4	1.4	ND	1.0	1.1	0.8	1.0	1.5	0.5
COD	6.6	8.6	4.5	5.6	5.7	5.5	6.6	8.2	5.0
T-N	1.2	1.3	1.1	1.1	1.1	1.1	1.4	1.6	1.2
T-P	0.18	0.24	0.12	0.15	0.15	0.14	0.23	0.29	0.16

測定点	沖田川			浜田川			沢波川		
	平均	6月	9月	平均	6月	9月	平均	6月	9月
pH	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0	7.8	8.3	8.2	8.4
SS	6	7	4	3	4	2	6	7	4
DO	7.6	7.8	7.4	7.6	8.4	6.8	8.7	8.9	8.5
BOD	0.9	1.2	0.5	1.2	1.9	0.5	1.4	1.4	ND
COD	7.4	9.0	5.7	6.4	7.1	5.6	3.8	4.2	3.4
T-N	1.9	2.2	1.6	1.3	1.5	1.0	0.78	0.81	0.74
T-P	0.35	0.50	0.20	0.16	0.20	0.12	0.11	0.12	0.097

測定点	江頭川			塚穴川			明神川		
	平均	6月	9月	平均	6月	9月	平均	6月	9月
pH	8.4	8.0	8.7	8.5	8.7	8.2	8.9	8.9	8.9
SS	2	2	1	3	3	2	1	1	1
DO	10.7	9.4	12	8.0	8.7	7.2	8.3	8.6	7.9
BOD	2.1	2.1	ND	1.1	1.1	ND	1.1	1.1	ND
COD	5.0	5.4	4.5	4.7	5.0	4.3	4.0	4.1	3.8
T-N	0.52	0.61	0.43	0.38	0.40	0.35	0.51	0.48	0.54
T-P	0.051	0.067	0.035	0.031	0.036	0.025	0.025	0.030	0.020

測定点	玉川			中川			梅田川		
	平均	6月	9月	平均	6月	9月	平均	6月	9月
pH	8.0	8.2	7.8	7.9	7.9	7.9	8.0	8.1	7.8
SS	3	3	ND	8	10	5	10	12	7
DO	7.4	8.8	6.0	7.5	8.2	6.8	9.3	11	7.5
BOD	0.9	0.9	ND	1.2	1.7	0.7	1.1	1.6	0.6
COD	4.3	4.7	3.9	5.1	5.9	4.3	6.6	7.5	5.7
T-N	0.50	0.49	0.50	0.89	0.96	0.82	0.94	1.2	0.68
T-P	0.054	0.070	0.038	0.12	0.16	0.082	0.17	0.24	0.094

海域に係る環境基準

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下

基準値は、年間平均値とする。

海域の環境基準適合状況

$$\text{適合率 (\%)} = (n - m) / n \times 100$$

項目		pH			DO			COD			大腸菌群数			
		29	30	1	29	30	1	29	30	1	29	30	1	
A 類型	環境基準を超える検体数 m	0	0	0	3	4	8	12	20	4	0	0	0	
	調査検体数 n	36	36	42	42	42	42	36	36	42	36	36	42	
	適合状況 %	100	100	100	92.9	90.5	81.0	66.7	44.4	90.5	100	100	100	
B 類型	環境基準を超える検体数 m	0	0	0	0	0	0	1	0	0	—	—	—	
	調査検体数 n	12	12	16	16	16	16	12	12	16	—	—	—	
	適合状況 %	100	100	100	100	100	100	91.7	100	100	—	—	—	
C 類型	環境基準を超える検体数 m	0	3	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	
	調査検体数 n	48	48	56	56	56	56	48	48	56	—	—	—	
	適合状況 %	100	93.8	100	100	100	100	100	100	100	—	—	—	
全測定点平均		m	0	3	0	3	4	8	13	20	4	0	0	0
		n	96	96	114	96	114	114	96	96	114	24	36	42
		%	100	96.9	100	96.9	96.5	93.0	86.5	79.2	96.5	100	100	100

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

海域の水質調査結果（令和元年度）

（単位：mg/ℓ）

測定点	東 港		宇部本港		工業運河		栄川	
水質類型	C類型		C類型		C類型		C類型	
項目	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値
pH	8.1	8.0～8.2	8.2	8.1～8.3	8.0	8.0～8.2	8.1	8.0～8.2
DO	8.6	6.9～10	8.8	7.1～10	7.5	5.6～9.8	8.5	7.3～10
COD	2.0	1.3～2.9	1.9	1.4～2.4	2.3	1.8～3.6	2.2	1.7～2.9
	(2.2)		(2.1)		(2.4)		(2.4)	
T-N	0.60	0.24～1.3	0.24	0.14～0.43	1.5	0.62～2.6	0.47	0.38～0.57
T-P	0.051	0.028～0.079	0.030	0.022～0.037	0.028	0.023～0.035	0.037	0.029～0.046
透明度 (m)	3.25	2.0～4.5	3.3	2.0～4.5	2.3	1.9～3.0	2.25	1.5～3.0

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

CODの（ ）は75%値

（単位：mg/ℓ、大腸菌群数はMPN/100mℓ）

測定点	宇部本港出口		西沖、沖		本山岬南		本船航路中		亀浦沖	
水質類型	B類型、Ⅲ類型		B類型、Ⅲ類型		A類型		A類型、Ⅱ類型		Ⅱ類型	
項目	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値	平均	最小値～ 最大値
pH	8.2	8.1～8.2	8.2	8.1～8.2	8.2	8.1～8.2	8.2	8.1～8.2	8.2	8.1～8.2
DO	8.7	7.4～10	8.6	7.0～9.9	8.6	7.1～9.8	8.6	7.0～10	8.6	7.0～10
COD	1.7	1.4～2.3	1.5	1.2～1.8	1.6	1.3～2.0	1.7	0.9～2.4	1.7	1.3～2.5
	(1.9)		(1.8)		(1.8)		(1.9)		(1.9)	
T-N	0.22	0.09～0.34	0.16	0.08～0.26	0.08	0.06～0.12	0.12	0.06～0.26	0.12	0.07～0.27
T-P	0.025	0.015～ 0.040	0.023	0.015～ 0.038	0.018	0.015～ 0.023	0.019	0.014～ 0.029	0.022	0.015～ 0.034
大腸菌群数	—	—	—	—	3	<2.0～17	7.7	<2.0～79	4.9	<2.0～23
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	<0.5	<0.5～ <0.5	<0.5	<0.5～ <0.5	—	—	—	—	—	—
透明度 (m)	3.8	2.5～5.0	4.25	3.0～6.0	4.63	3.0～8.0	5.1	3.0～7.0	4.79	3.5～7.5

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

CODの（ ）は75%値

工場排水の水質調査結果(令和元年度)

ア 生活環境項目

(単位：mg/l)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	pH		SS		COD		T-N		T-P	
			最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数
テクノUMG(株)	No.1	3,217	7.4 ~ 7.6	6 ~ 10	7.0 ~ 13	3.9 ~ 7.0	0.09 ~ 0.22					
			7.5 / 2	8 / 2	10 / 2	5.5 / 2	0.16 / 2					
セントラル硝子(株)	沖	11,480	7.6 ~ 7.8	5 ~ 8	4.4 ~ 5.9	1.4 ~ 1.8	0.14 ~ 0.21					
			7.7 / 2	7 / 2	5.2 / 2	1.6 / 2	0.18 / 2					
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 東地区	東10	56,590	7.4 ~ 8.0	3 ~ 3	3.6 ~ 4.8	3.1 ~ 4.2	0.14 ~ 0.18					
			7.7 / 2	3 / 2	4.2 / 2	3.7 / 2	0.16 / 2					
	西1	27,414	8.2 ~ 8.2	4 ~ 9	5.2 ~ 7.4	9.2 ~ 17	0.03 ~ 0.05					
			8.2 / 2	7 / 2	6.3 / 2	13.1 / 2	0.04 / 2					
	西2	28,280	8.0 ~ 8.1	4 ~ 9	2.7 ~ 2.9	0.4 ~ 0.4	0.02 ~ 0.03					
			8.1 / 2	7 / 2	2.8 / 2	0.4 / 2	0.03 / 2					
	西3,4	12,580	8.0 ~ 8.1	5 ~ 6	2.1 ~ 2.6	0.3 ~ 0.3	0.02 ~ 0.04					
8.1 / 2			6 / 2	2.4 / 2	0.3 / 2	0.03 / 2						
西6	2,810	8.0 ~ 8.0	3 ~ 4									
		8.0 / 2	4 / 2									
西7	636,900	8.0 ~ 8.1	4 ~ 6									
		8.1 / 2	5 / 2									
西8	772,690	8.1 ~ 8.1	4 ~ 8									
		8.1 / 2	6 / 2									
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 西地区	No.1	3,070	8.2 ~ 8.4	5 ~ 5								
			8.3 / 2	5 / 2								
	No.3	33,400	7.5 ~ 7.8	5 ~ 10	11 ~ 28	13 ~ 23	0.05 ~ 0.05					
7.7 / 2			8 / 2	19.5 / 2	18.0 / 2	0.05 / 2						
No.5	8,060	7.0 ~ 7.5	5 ~ 8	4.0 ~ 21	1.6 ~ 16	0.03 ~ 0.05						
		7.3 / 2	7 / 2	13 / 2	8.8 / 2	0.04 / 2						
電力事業部	No.5,6	225,220	8.0 ~ 8.0	3 ~ 5								
			8.0 / 2	4 / 2								
宇部興産(株) 宇部セメント工場	東1	500	7.5 ~ 7.8	2 ~ 3								
			7.7 / 2	3 / 2								
	東2	890	7.8 ~ 7.9	3 ~ 3								
			7.9 / 2	3 / 2								
	東4	150	8.2 ~ 8.4	2 ~ 3								
			8.3 / 2	3 / 2								
	東7	30	7.7 ~ 7.7	2 ~ 4								
7.7 / 2			3 / 2									
西1	130	7.9 ~ 8.0	3 ~ 4									
		8.0 / 2	4 / 2									
西4	1,020	7.9 ~ 8.1	2 ~ 4									
		8.0 / 2	3 / 2									
沖の山1	4,260	8.0 ~ 8.0	3 ~ 4									
		8.0 / 2	4 / 2									

説明： 生産工程排水の入らない排水口はCOD、T-N及びT-Pの測定は行っていません。

NDは、定量下限値未満。

(単位：mg/l)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	pH	SS	COD	T-N	T-P
			最低 ~ 最高	最低 ~ 最高	最低 ~ 最高	最低 ~ 最高	最低 ~ 最高
			平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数	平均 / 回数
宇部興産(株) 宇部藤曲工場	No.1	250,674	7.9 ~ 8.0	15 ~ 17	3.2 ~ 3.7	0.7 ~ 0.7	0.05 ~ 0.06
			8.0 / 2	16 / 2	3.5 / 2	0.7 / 2	0.06 / 2
宇部興産機械(株)	No.1	128	7.3 ~ 7.5	ND ~ 2	9.3 ~ 10		
			7.4 / 2	2 / 2	9.7 / 2		
No.8	163	7.6 ~	2 ~	4.5 ~			
		7.6 / 1	2 / 1	4.5 / 1			
(株)宇部スチール	No.4	408	7.8 ~ 8.3	2 ~ 3			
			8.1 / 2	3 / 2			
No.6	272	7.9 ~ 8.1	2 ~ 3				
		8.0 / 2	3 / 2				
チタン工業(株)	No.1	7,022	7.7 ~ 7.9	3 ~ 4	5.0 ~ 5.9	28 ~ 31	0.01 ~ 0.03
			7.8 / 2	4 / 2	5.5 / 2	30 / 2	0.02 / 2
No.2	27	7.7 ~	5 ~	5.8 ~	1.5 ~	0.01 ~	
		7.7 / 1	5 / 1	5.8 / 1	1.5 / 1	0.01 / 1	
明和化成(株)	中央	68	6.9 ~ 6.8	ND ~ ND	2.4 ~ 4.2	0.6 ~ 2.0	1.2 ~ 1.6
			6.9 / 2	ND / 2	3.3 / 2	1.3 / 2	1.4 / 2
			フェノール				
			ND ~ ND				
ND / 2							
エムシー・ファークコム(株)	東	9	7.2 ~ 7.8	1 ~ 2	2.4 ~ 3.7	1.3 ~ 4.1	0.16 ~ 8
			7.6 / 4	2 / 4	3.1 / 4	14 / 4	3.8 / 4
西1	46	7.5 ~ 7.7	3 ~ 4	4.9 ~ 6.4	3.8 ~ 4.4	0.59 ~ 0.83	
		7.6 / 2	4 / 2	5.7 / 2	4.1 / 2	0.71 / 2	
宇部マテリアルズ(株)	No.1	122,914	6.3 ~ 8.1	ND ~ 7			
			7.2 / 2	4 / 2			
No.2	249,342	7.5 ~ 7.8	3 ~ 11				
		7.7 / 2	7 / 2				
No.3	4,991	7.5 ~ 7.9	6 ~ 8				
		7.7 / 2	7 / 2				
太陽石油(株) 山口事業所	No.1	2,768	7.8 ~ 8.1	3 ~ 5	4.0 ~ 4.4	3.3 ~ 3.8	0.16 ~ 0.23
			8.0 / 2	4 / 2	4.2 / 2	3.6 / 2	0.20 / 2
ルネサスセミコンダクタ マニュファクチャリング(株)	総合 排水口	1,381	7.4 ~ 7.4	ND ~ 2	2.0 ~ 2.5	0.4 ~ 0.6	
			7.4 / 2	1 / 2	2.3 / 2	0.5 / 2	
			BOD				
			ND ~ ND				
ND / 2							

説明： 生産工程排水の入らない排水口はCOD、T-N及びT-Pの測定は行っていません。

NDは、定量下限値未満。

(単位：mg/ℓ)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	銅	亜鉛	溶解性 マンガン	総クロム	n-ヘキサン 抽出物質
			最低 ~ 最高 平均 / 回数	最低 ~ 最高 平均 / 回数	最低 ~ 最高 平均 / 回数	最低 ~ 最高 平均 / 回数	最低 ~ 最高 平均 / 回数
テクノUMG(株)	No.1	3,217	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
セントラル硝子(株)	沖	11,480	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 東地区	東10	56,590	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	西1	27,414	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	西2	28,280	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 西地区	No.3	33,400	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	No.5	8,060	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
宇部興産(株) 宇部藤曲工場	No.1	250,674	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
宇部興産機械(株)	No.1	128	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	No.8	163	ND ~ ND / 1	0.13 ~ 0.13 / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
(株)宇部スチール	No.4	408	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	No.6	272	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
チタン工業(株)	No.1	7,022	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	0.61 ~ 0.61 / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
明和化成(株)	中央	68	ND ~ ND / 1	1.1 ~ 1.1 / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
エムシー・ファーターコム(株)	東	9	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	西1	46	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
宇部マテリアルズ(株)	No.1	122,914	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	No.2	249,342	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
	No.3	4,991	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
太陽石油(株)	No.1	2,768	ND ~ ND / 1	0.23 ~ 0.23 / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
ルネサスセミコンダクタ マニュファクチャリング(株)	総合 排水口	1,381	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1	ND ~ ND / 1
排水基準			3	2	10	2	5

説明：NDは、定量下限値未満。

イ 健康項目

(単位: mg/l)

工場名	排水口名	通常排水量 (m ³ /日)	カドミウム		シアン		有機リン		鉛		六価クロム		ヒ素		総水銀		メチル水銀		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロベンゼン		四塩化炭素	
			最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数	最低平均	最高回数
テクノ/UMG株	No.1	3,217	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
セントラル硝子株	沖	11,480	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部興産株 宇部ケミカル工場 東地区	東10	56,590	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	西1	27,414	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	西2	28,280	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.3	33,400	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部興産株 宇部藤曲工場	No.5	8,060	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	250,674	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部興産機械株	No.1	128	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.8	163	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.4	408	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
株宇部スチール	No.6	272	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	7,022	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
明和化成株	中央	68	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	東	9	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
エムシー・フアーツコム株	西1	46	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	122,914	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部マテリアルズ株	No.2	249,342	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.3	4,991	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	2,768	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
太陽石油株	総合排水口	1,381	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
ルネサスエレクトロニクス株 アズビエテクノ株	排水口	1,381	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
排水基準			0.03	1	1	1	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.02								

説明: 協定値は排水基準×0.9(テクノ/UMG株No.1排水口のシアン協定値は0.1mg/l)。NDは、定量下限値未満。

(単位: mg/l)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	1, 2-ジ/メチル/		1, 1, 1-トリ/メチル/		1, 1, 1, 1-テトラ/メチル/		1, 1, 1, 2-ペンタ/メチル/		1, 1, 1, 2, 4-ペンタ/メチル/		1, 1, 1, 2, 4, 6-ヘキサ/メチル/		1, 1, 1, 2, 3, 4-ヘキサ/メチル/		シマゾン		オキサベンゾピリン		ピリン		ポリ塩化ビフェニール			
			最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数
テクノUMG㈱	No.1	3,217	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
セントラル硝子㈱	沖	11,480	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部興産㈱ 宇部ケミカル工場 東地区	東10	56,590	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	西1	27,414	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	西2	28,280	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.3	33,400	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部興産㈱ 宇部ケミカル工場 西地区	No.5	8,060	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	250,674	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部興産機械㈱	No.1	128	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.8	163	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.4	408	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
㈱宇部スチール	No.6	272	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	7,022	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
チタン工業㈱	中央	68	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	東	9	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
エスシー・フナー工業㈱	西1	46	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	122,914	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
宇部マテリアルズ㈱	No.2	249,342	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.3	4,991	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	No.1	2,768	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
太陽石油㈱	No.1	2,768	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
	総合 排水口	1,381	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1	ND	1
排水基準			0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.06	0.02	0.06	0.06	0.02	0.06	0.06	0.02	0.03	0.1	0.1	0.1	0.1	0.03	0.03	0.03	

説明: 協定値は排水基準×0.9。 NDは、定量下限値未満。

(単位：mg/l)

(単位：pg-TEQ/l)

工場名	排水口名	通常 排水量 (m ³ /日)	ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン		アンモニア・硝酸及び亜硝酸化合物		ダイオキシン類	
			最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数	最低 平均	最高 回数
テクノUMG(株)	No.1	3,217	ND ND	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	6.3 6.3	ND 1		
セントラル硝子(株)	沖	11,480	8.9 8.9	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	0.87 0.87	ND 1		
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 東地区	東10	56,590	ND ND	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	2.7 2.7	ND 1	0.058 0.058	ND 1
	西1	27,414	1.1 1.1	ND 1	2.5 2.5	ND ND	ND ND	ND ND	6.1 6.1	ND 1		
	西2	28,280	0.6 0.6	ND 1	1.6 1.6	ND ND	ND ND	ND ND	0.40 0.40	ND 1		
宇部興産(株) 宇部ケミカル工場 西地区	No.3	33,400	0.4 0.4	ND 1	1.0 1.0	ND ND	ND ND	ND ND	2.1 2.1	ND 1		
	No.5	8,060	0.4 0.4	ND 1	1.2 1.2	ND ND	ND ND	ND ND	1.9 1.9	ND 1		
宇部興産(株) 宇部藤曲工場	No.1	250,674	ND ND	ND 1	2.8 2.8	ND ND	ND ND	ND ND	0.49 0.49	ND 1		
宇部興産機械(株)	No.1	128	ND ND	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	12 12	ND 1		
	No.8	163	0.2 0.2	ND 1	0.3 0.3	ND ND	ND ND	ND ND	5.3 5.3	ND 1		
(株)宇部スチール	No.4	408	ND ND	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	0.79 0.79	ND 1		
	No.6	272	0.1 0.1	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	0.70 0.70	ND 1		
チタン工業(株)	No.1	7,022	2.2 2.2	ND 1	0.8 0.8	ND ND	ND ND	ND ND	17 17	ND 1		
明和化成(株)	中央	68	ND ND	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	1.0 1.0	ND 1		
エムシー・ファーマ(株)	東	9	0.1 0.1	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	2.0 2.0	ND 1		
	西1	46	ND ND	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	4.0 4.0	ND 1		
宇部マテリアルズ(株)	No.1	122,914	ND ND	ND 1	1.7 1.7	ND ND	ND ND	ND ND	0.28 0.28	ND 1		
	No.2	249,342	ND ND	ND 1	1.3 1.3	ND ND	ND ND	ND ND	0.30 0.30	ND 1		
	No.3	4,991	0.6 0.6	ND 1	1.9 1.9	ND ND	ND ND	ND ND	0.18 0.18	ND 1		
太陽石油(株)	No.1	2,768	1.1 1.1	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	3.6 3.6	ND 1		
ルネサスセミコンタクト マニュファクチャリング(株)	総合 排水口	1,381	2.6 2.6	ND 1	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	0.54 0.54	ND 1		

排水基準		海域：15 海域以外：8	海域：230 海域以外：10	0.5	100	10
------	--	-----------------	-------------------	-----	-----	----

説明：協定値は排水基準×0.9（宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区東10排水口のダイオキシン類協定値は3pg-TEQ/l）。
NDは、定量下限値未達。

令和元年度 下水道終末処理場 水質調査結果（宇部市上下水道局下水道施設課）

項目	処理場名	東部浄化センター	西武浄化センター	楠浄化センター
		放流水 平均	放流水 平均	放流水 平均
pH	mg/ℓ	6.8	7.1	7.6
塩素イオン	度	358	281	-
透視度	mg/ℓ	98	99	-
SS	mg/ℓ	3	3	1
DO	mg/ℓ	6.3	7.2	9.4
BOD	mg/ℓ	2.5	1.5	0.6
COD	mg/ℓ	7.2	7.4	6.0
T-N	mg/ℓ	12	8.0	1.2
T-P	mg/ℓ	1.6	1.8	1.8
ヘキサン抽出物質	mg/ℓ	ND	ND	ND
大腸菌群数	個/cm ³	0	44	3
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	0.00037	-	-

ND(No Detect): 定量下限値未満

令和元年度 下水道終末処理場 稼働状況

処理場名	所在地	日最大能力 m ³ /日	晴天時 日最大汚水量 m ³ /日
東部浄化センター	大字沖宇部	64,870	38,283
西武浄化センター	大字藤曲	27,459	31,208
楠浄化センター	大字船木	1,800	710

令和元年度 農業集落排水施設水質調査結果(農林振興課)

(単位：mg/l)

排水施設名	下小野地区クリーン センター	花香地区クリーン センター	岩川地区クリーン センター	吉部排水処理場
項 目	平均	平均	平均	平均
pH	7.1	6.8	7.3	7.1
SS	2	3	1	2
BOD	2.4	1.5	0.6	1.1
COD	5.8	6.8	3.9	6.0
T-N	9.0	7.5	11.1	3.2
T-P	2.0	2.2	1.0	1.7

ゴルフ場排水の水質調査結果(令和元年度)

<農薬項目>

項目		ゴルフ場名		協定値 (mg/l)	水濁指針値 (mg/l) H30.11.30時点
		アイランドゴルフガーデン宇部			
		最低 平均	～ / 最高 測定回数		
殺 虫 剤	イソキサチオン	ND ND	～ / 8	0.008	0.08
	ダイアジノン	ND ND	～ / 8	0.005	0.05
	チオジカルブ	ND ND	～ / 8	0.08	0.8
	フェニトロチオン	ND ND	～ / 8	0.003	0.03
	ペルメトリン	ND ND	～ / 8	0.1	1
	ベンスルタップ	ND ND	～ / 8	0.09	0.9
殺 菌 剤	イプロジオン	ND ND	～ / 8	0.3	3
	イミノクダジンアルベジル酸塩 及びイミノクタジン酢塩	ND ND	～ / 8	0.006	0.06
	オキシシン銅	ND ND	～ / 8	0.04	0.2
	クロロタロニル	ND ND	～ / 8	0.04	0.4
	ジフェノコナゾール	ND ND	～ / 8	0.03	0.25
	ジプロコナゾール	ND ND	～ / 8	0.03	0.3
	チウラム	ND ND	～ / 8	0.02	0.2
	チオファネートメチル	ND ND	～ / 8	0.3	3
	チフルザミド	ND ND	～ / 8	0.05	0.37
	トルクロホスメチル	ND ND	～ / 8	0.2	2
	バリダマイシン	ND ND	～ / 8	1.2	12
	ヒドロキシイソキサール	ND ND	～ / 8	0.1	1
	プロピコナゾール	ND ND	～ / 8	0.05	0.5
	ボスカリド	ND ND	～ / 8	0.11	1.1
ホセチル	ND ND	～ / 8	2.3	23	
除 草 剤	アシュラム	ND ND	～ / 8	0.2	10
	シクロスルファミロン	ND ND	～ / 8	0.08	0.8
	シデュロン	ND ND	～ / 8	0.3	—
	トリクロピル	ND ND	～ / 8	0.006	0.06
	ナプロパミド	ND ND	～ / 8	0.03	0.3
	フラザスルフロン	ND ND	～ / 8	0.03	0.3
	プロピザミド	ND ND	～ / 8	0.05	0.5
	ベンフルラリン	ND ND	～ / 8	0.08	0.1
	MCPAイソプロピルアミン塩 及びMCPAナトリウム塩	ND ND	～ / 8	0.005	0.051

<生活環境項目>

項目		ゴルフ場名		協定値 (mg/l)
		アイランドゴルフガーデン宇部		
		最低 平均	～ / 最高 測定回数	
COD		2.9 7.4	～ / 12 8	20
SS		5 7.6	～ / 12 8	25

説明： 測定回数は延べ数、NDは定量下限値未満。

4 騒音・振動関係

騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
AA	50以下	40以下	該当なし
A	55以下	45以下	第一・二種低層住居専用地域、 田園住居地域、 第一・二種中高層住居専用地域
B	55以下	45以下	第一・二種住居地域、準住居地域
C	60以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、工業地域、 準工業地域（含特別業務地区）

道路に面する地域

(単位：デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

説明： 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

(単位：デシベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70以下	65以下

説明： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれている場合は、
屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

航空機騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	該当地域
I	57以下	専ら住居の用に供される地域
II	62以下	I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値	該当地域
I	70以下	主として住居の用に供される地域
II	75以下	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域

騒音規制法に基づく指定地域内の自動車騒音の要請限度*

(単位：デシベル)

道路自動車騒音の要請限度	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線道路を担う道路に近接する区域	75	70

説明： a 区域 第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域

b 区域 第一・二種住居地域、準住居地域

c 区域 近隣商業地域、商業地域、工業地域、準工業地域（含特別業務地区）

騒音規制法及び振動規制法区域区分

騒音規制法の区域	振動規制法の区域	都市計画の用途地域
第1種区域	第1種区域	第一・二種低層住居専用地域、田園住居地域など
第2種区域		第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域など
第3種区域	第2種区域	I 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（含特別業務地区）、一部の工業地域など
第4種区域		II 工業地域、一部の工業専用地域など

騒音規制法に基づく特定工場等の騒音規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 (午前8時～午後6時)	50以下	60以下	65以下	70以下
朝夕 (午前6時～午前8時 午後6時～午後9時)	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 (午後9時～午前6時)	40以下	45以下	55以下	65以下

振動規制法に基づく特定工場等の振動規制基準

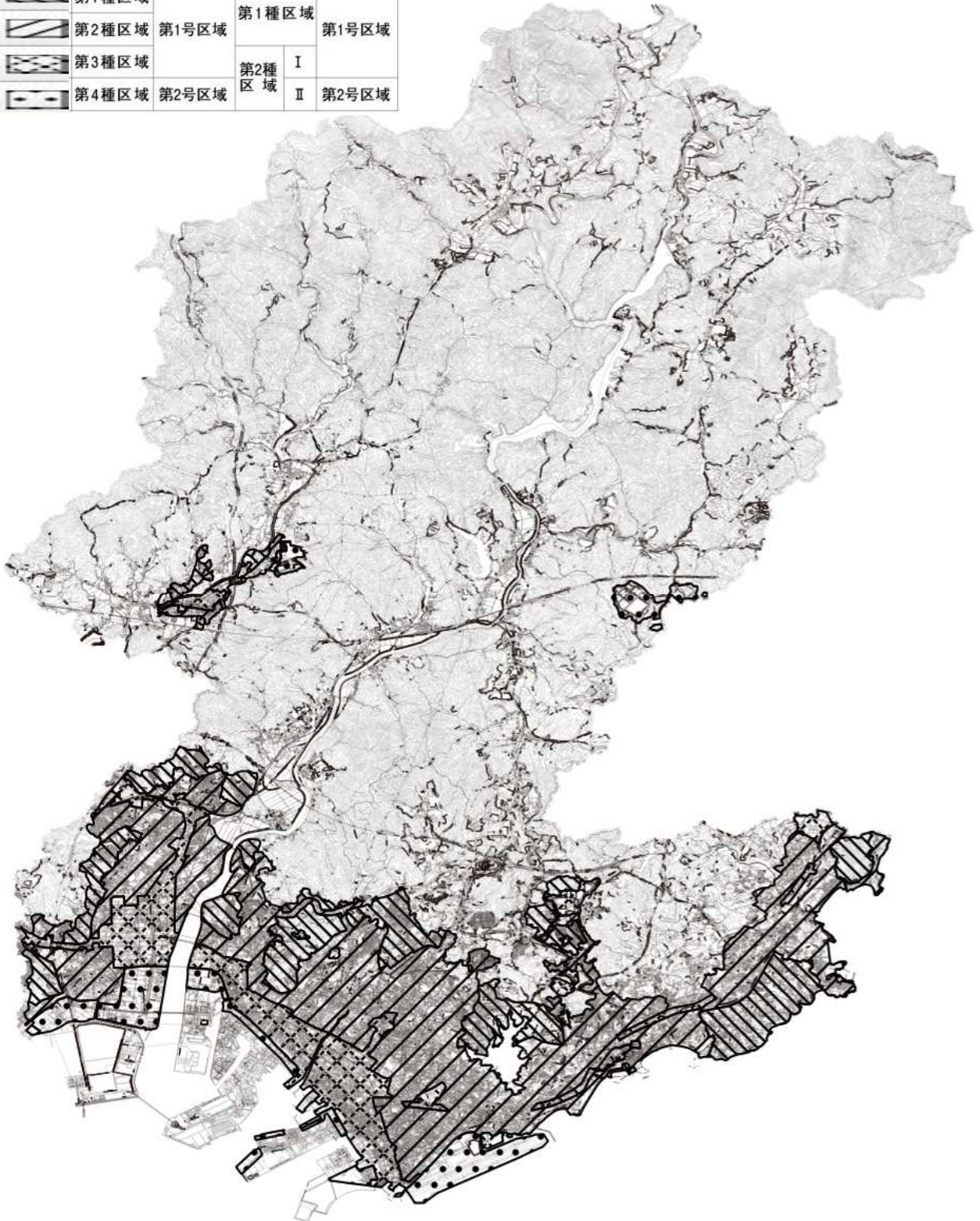
(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	
		I	II
昼間 (午前8時～午後7時)	60	65	70
夜間 (午後7時～午前8時)	55	60	65

騒音規制法指定地域図 (昭和44年5月1日施行)
(平成9年4月1日改訂)
(平成14年2月1日改訂)
(平成20年5月1日改訂)

振動規制法指定地域図 (昭和53年5月1日施行)
(平成9年4月1日改訂)
(平成14年2月1日改訂)
(平成20年5月1日改訂)

凡 例				
区分 記号	騒音規制法		振動規制法	
	特定工場等	特定建設作業	特定工場等	特定建設作業
	第1種区域		第1種区域	第1号区域
	第2種区域	第1号区域		
	第3種区域		第2種区域	I
	第4種区域	第2号区域		II



騒音規制法に基づく種類別及び区域別特定施設設置状況

令和2年3月末現在

種 類		規模・型式、原動機定格出力等	第1種 区域	第2種 区域	第3種 区域	第4種 区域	計
金 属 加 工 機 械	圧 延 機 械	原動機定格出力合計22.5kW以上				1	1
	バンディングマシン	ロール式、原動機定格出力3.75kW以上		8	25	8	41
	液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く		12	27	12	51
	機 械 プ レ ス	呼び加圧能力30重量t以上		6	14	4	24
	せ ん 断 機	原動機定格出力3.75kW以上		9	35	16	60
	鍛 造 機	全て			6	3	9
	そ の 他				2		2
圧 縮 機 ・ 送 風 機		原動機定格出力7.5kW以上（冷凍機は除く）	1	130	144	428	703
破 砕 機 ・ 摩 砕 機 ・ 分 級 機		原動機定格出力7.5kW以上		38	8	18	64
織 機		原動機を用いるもの全て					
建 設 用 資 材 製 造 機		コンクリートプラント混練容量 0.45m ³ 以上		1	9		10
		アスファルトプラント混練重量 200kg以上					
穀 物 用 製 粉 機		ロール式、原動機定格出力7.5kW以上					
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー・ チップパー・砕木機	チップパーについては原動機定格 出力2.25kW以上、他は全て		1	3	3	7
	帯 の こ 盤	原動機定格出力 木工用2.25kW以上、 製材用15kW以上		13	15	2	30
	丸 の こ 盤	原動機定格出力 木工用2.25kW以上、 製材用15kW以上		11	10		21
	か ん な 盤	原動機定格出力2.25kW以上		8	15	1	24
抄 紙 機		全て					
印 刷 機 械		原動機を用いるもの全て		45	89	8	142
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機		全て		4	4	29	37
鋳 型 造 型 機		ジョルト式のもの					
合 計			1	286	406	533	1,226

騒音規制法に基づく特定建設作業*の規制基準

作業の種類	基準の区分 基本的事項	夜間制限		時間制限		期間制限		日曜休日の制限		適用除外の凡例	
		制限時間	適用除外	時間	適用除外	期間	適用除外	制限日	適用除外		
1) くい打機、くい打くい抜機、くい抜機を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地境界において85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時迄 (第4種区域は午後10時から翌日の午前6時迄)	① ② ③ ④	1日10時間をこえないこと (第4種区域は14時間)	① ②	同一場所で連続6日をこえないこと	① ②	日曜その他の休日に行わないこと	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① 災害その他非常事態発生による緊急作業の場所 ② 人の生命身体に対する危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を夜間に行うこととされた場合 ⑤ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を日曜休日に行うこととされた場合 ⑥ 電気事業法による変電所の変更の工事で必要な場合 ⑦ 作業開始した日に作業が終わる場合	
2) びょう打機を使用する作業											③
3) さく岩機を使用する作業											
4) 空気圧縮機を使用する作業											
5) コンクリートプラント、アスファルトプラントを設ける作業											
6) バックホウを使用する作業											
7) トラクターショベルを使用する作業											
8) ブルドーザーを使用する作業											

騒音規制法に基づく特定建設作業届出件数（令和元年度）

特定建設作業の種類	規模、型式、原動機定格出力、その他条件等	件数
くい打機 1 くい抜機 くい打くい抜機	} を使用する作業 もんけんを除く 圧入式くい打くい抜機を除く くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く	11 (9)
2 びょう打機を使用する作業		0 (0)
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る	32 (39)
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る さく岩機の動力として使用する作業を除く	2 (3)
5 (ア) コンクリートプラント、(イ) アスファルトプラントを設けて行う作業	(ア) 混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの (イ) 混練機の混練重量が200kg以上のもの モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く	1 (0)
6 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る 環境大臣が指定するものを除く	0 (2)
7 トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る 環境大臣が指定するものを除く	0 (0)
8 ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る 環境大臣が指定するものを除く	0 (0)
計		46 (53)

説明：（ ）内は前年度の届出件数。

振動規制法に基づく種類別及び区域別特定施設設置状況

令和2年3月末現在

種 類	規模、型式 原動機定格出力	第1種 区域	第2種区域		計	
			I	II		
金属加工機械	液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く	12	25	8	45
	機 械 プ レ ス	全て	4	23	8	35
	せ ん 断 機	定格出力1kW以上	15	36	21	72
	鍛 造 機	全て		2	2	4
	ワイヤーフォーミングマシン	定格出力37.5kW以上				
圧 縮 機	定格出力7.5kW以上 (冷凍機は除く)	64	71	123	258	
土石用または鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	定格出力7.5kW以上	28		2	30	
織 機	原動機を用いるもの					
建設用資材 製造機械	コンクリートブロックマシン	定格出力合計2.95kW以上	3		6	9
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	定格出力合計10kW以上				
木材加工機械	ド ラ ム バ ー カ ー	全て		1		1
	チ ッ パ ー	定格出力2.2kW以上	3	1		4
印 刷 機 械	定格出力2.2kW以上	1	10	10	21	
ゴム練用、合成樹脂練用ロール機	定格出力30kW以上 カレンダーロールを除く					
合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	全て	5	2	31	38	
鋳 造 機 械	ジョルト式のものに限る					
計		135	171	211	517	
騒音規制法の区域区分との対比		第1・第2 種区域	第3種 区域	第4種 区域	—	

振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

基準の区分 作業の種類	基本的事項	夜間制限		時間制限		期間制限		日曜休日の制限		適用除外の凡例
		制限時間	適用除外	時間	適用除外	期間	適用除外	制限日	適用除外	
1) くい打機、くい抜機、くい打機、くい抜機を使用する作業	作業場所の敷地境界で75デシベル以下	<第1種区域、第2種区域I> 午後7時 ～ 翌日の午前7時	① ② ③ ④	<第1種区域、第2種区域I> 1日10時間をこえないこと	① ②	同一場所で連続6日をこえないこと	① ②	日曜その他の休日に行わないこと	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	① 災害その他非常事態発生による緊急作業の場合 ② 人の生命身体に対する危険防止のため必要な場合 ③ 鉄道、軌道の正常な運行確保のため必要な場合 ④ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を夜間に行うこととされた場合 ⑤ 道路の使用(占用)の許可又は協議において作業を日曜休日に行うこととされた場合 ⑥ 電気事業法による変電所の変更の工事で必要な場合
2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		<第2種区域II> 午後10時 ～ 翌日の午前6時		<第2種区域II> 1日14時間をこえないこと						
3) 舗装版破碎機を使用する作業										
4) プレーカーを使用する作業										

振動規制法に基づく特定建設作業届出件数（令和元年度）

特定建設作業の種類	規模、型式、原動機定格出力、その他条件等	件数
1 く い 打 機 く い 抜 機 く い 打 く い 抜 機	} を使用する作業 もんけん及び圧入式くい打機を除く 油圧式くい抜機を除く 圧入式くい打くい抜機を除く	11 (9)
2 鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業		0 (0)
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、 一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る	0 (0)
4 ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、 一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る	23 (28)
計		34 (37)

説明：（ ）内は前年度の届出件数。

音の大きさの例

120 デシベル	飛行機エンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100 デシベル	電車が通るときのガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中、大声による独唱
80 デシベル	地下鉄の車内、電車の中
70 デシベル	電話のベル、騒々しい街頭、騒々しい事務所の中
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜・図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1m）

資料：環境省

協定工場騒音測定結果(令和元年度)

(単位：デシベル)

工場名	測定点No.	昼間			夜間			欠測理由
		測定値		協定値	測定値		協定値	
		1回目	2回目		1回目	2回目		
テクノUMG(株)	1	57	55	65	55	54	65	
	2	55	58		58	56		
	3	51	55		54	51		
	4	50	51		50	49		
セントラル硝子(株)	1	(55)	(51)	60	(51)	(53)	55	
	2	45	45		43	47		
	3	41	43		40	42		
	4	46	48		45	46		
	5	・	・		44	43		
セントラル化成(株)	1	・	・	60	42	43	55	
宇部吉野石膏(株)	1	57	62	65	50	56	65	
	2	59	68		52	66		
	3	56	57		54	56		
宇部興産(株) 宇部ケミカル 工場東地区	1	45	47	65	50	52	60	
	2	48	48		50	48		
	3	49	54		51	54		
	4	58	58		59	59		
	5	56	56		58	59		
	6	55	55		59	59		
宇部興産(株) 宇部ケミカル 工場西地区	1	・	・	60	・	・	55	
	2	・	・		・	・		
	3	・	・		54	55		
	4	55	55		54	54		
	5	53	52		52	54		
	6	55	53		54	54		
宇部興産(株) 宇部セメント工場	1	(60)	(64)	70	59	(64)	70	
	2	67	69		68	68		
	3	(64)	(62)		61	(64)		
	4	63	(68)		60	67		
	5	61	64		54	58		
宇部興産(株) 宇部藤曲工場	1	(61)	59	65	(60)	60	65	
	2	69	68	70	68	68	70	
	3	58	52	65	58	52	65	
	4	64	61		60	61		
	5	64	57		64	58		
宇部興産機械(株)	1	(61)	(60)	65	(60)	(56)	65	
	2	54	54		(55)	50		
(株)宇部スチール	1	・	・	60	・	・	55	
	2	・	・		・	・		
	3	・	・		・	・		
チタン工業(株)	1	57	54	65	55	56	65	
	2	57	56		57	56		
	3	57	58		57	58		

説明： () は参考値。隣接工場等の影響大と判断される測定値。 ・印は欠測。

(単位：デシベル)

工場名	測定点 No.	昼 間		協定値	夜 間		協定値	欠 測 理 由
		測定値			測定値			
		1回目	2回目		1回目	2回目		
明 和 化 成 (株)	1	(61)	(61)	65	(61)	(62)	65	建設作業音のため参考値
	2	62	63		62	(62)		
	3	58	(64)		(57)	(63)		
エムシー・ファーティコム(株)	1	64	64	70	62	63	65	
	2	(64)	(62)		(62)	(62)		
	3	(67)	(61)		(63)	(67)		
宇部マテリアルズ(株) 第 1 工 場	1	57	(56)	65	(58)	(57)	65	ベルトコンベア稼働音のため参考値
	2	(61)	55		(61)	(58)		
	3	51	51		51	50		
	4	63	62	70	62	62	70	
宇部マテリアルズ(株) 第 2 工 場	1	(65)	(65)	65	(65)	(63)	65	ベルトコンベア稼働音のため参考値 散水ポンプ稼働音のため参考値 ベルトコンベア稼働音のため参考値
	2	(61)	53		(62)	(61)		
	3	(54)	(56)		(56)	(54)		
太 陽 石 油 (株)	1	58	57	70	58	58	65	
	2	56	54		58	55		
	3	59	59		60	60		
	4	56	57		58	57		
ルネサスセミコンタクト マニュファクチャリング(株)	1	42	43	65	36	40	55	
	2	40	41		37	39		
	3	42	43		42	42		
宇部吉野石膏(株) (再調査)	1	・	55	65	・	54	65	
	2	・	61		・	61		
	3	・	55		・	55		

説明： () は参考値。隣接工場等の影響大と判断される測定値。 ・印は欠測。

5 土壌・地盤関係

地下水の環境基準達成状況(令和元年度)

項 目	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		その他の有害物質	
	調査 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	超過 井戸数	延調査 項目数	超過 項目数
概況調査	4	0	4	0	4	0	12	0
継続監視調査	8	0	8	3	0	0	4	0
環境基準値	0.01mg/ℓ 以下		0.01mg/ℓ 以下		1mg/ℓ 以下			

資料：山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

地下水質測定結果(令和元年度)

(単位: mg/l, ガイオン類のみpg-TEQ/l)

地区名	調査区分	採水年月日	全ソッ	鉛	六価 クロム	砒素	総水銀	ジクロロ エタン	四氯化 炭素	塩化ビニル モノマー	1,2-ジク ロエタン	1,1-シ クロ エタン	1,1,1- トリクロ エタン	トリクロ エタン	テトラクロ エタン	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジキ サン	ダイオキシ ン類
昭和町	概況調査	R1.8.22	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		ND	ND	ND	ND	ND	0.5	0.2	0.3	ND	
昭和町	概況調査	R1.8.22																		
迫桑	概況調査	R1.8.22		ND																
善和	概況調査	R1.8.22						ND												
川上	概況調査	R1.8.22						ND												
東万倉	概況調査	R1.8.22		ND													0.2	ND		0.056
船木	概況調査	R1.8.22											ND	ND	ND	3.9				
東吉部	概況調査	R1.8.22														6.3				
助田町	継続監視調査	R1.7.19														2.3				
	継続監視調査	R2.1.28														1.5				
西中町	継続監視調査	R1.7.19														4.1				
	継続監視調査	R2.1.28														3.9				
西中町	継続監視調査	R1.7.19														3.5				
	継続監視調査	R2.1.28														1.5				
新天町	継続監視調査	R1.7.19														8.5				
	継続監視調査	R2.1.28														7.5				
昭和町	継続監視調査	R1.7.19														5.1				
	継続監視調査	R2.1.28														3.4				
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	ND					
	継続監視調査	R1.5.31												ND	0.0057					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19								ND				ND	0.0051					
	継続監視調査	R2.10.29												ND	0.0066					
	継続監視調査	R2.1.28												ND	0.0061					
	継続監視調査	R1.5.27												0.001	0.23					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	0.16					
	継続監視調査	R2.10.29												ND	0.14					
	継続監視調査	R2.1.28												ND	0.0061					
	継続監視調査	R1.5.27												ND	0.0055					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	0.0056					
	継続監視調査	R2.10.29												ND	0.0046					
	継続監視調査	R2.1.28												ND	0.0038					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	ND					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	ND					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	ND					
笹山町	継続監視調査	R1.7.19												ND	ND					
西岐波	継続監視調査	R1.7.19					0.00050													
西岐波	継続監視調査	R1.7.19					ND													
環境基準			検出され ないこと	0.01	0.05	0.01	0.0005	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	1

資料: 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集(令和2年版)」

6 有害大気汚染物質調査結果

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定地点名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
宇部総合庁舎 (平成30年度までは見初ふれあいセンター)	ベンゼン	1.20	1.0	1.3	0.89	0.79
	トリクロロエチレン	0.038	0.021	0.026	0.017	0.017
	テトラクロロエチレン	0.050	0.030	0.030	0.013	0.0087
	ジクロロメタン	0.72	0.67	0.96	0.54	0.66
	アクリロニトリル	0.440	0.37	0.30	0.11	0.062
	塩化ビニルモノマー	0.078	0.070	0.078	0.10	0.063
	水銀及びその化合物	0.0026	0.0023	0.0024	0.002	0.0017
	ニッケル化合物	0.0040	0.002	0.003	0.003	0.0022
	マンガン及びその化合物	0.013	0.0072	0.011	0.004	0.010
	ヒ素及びその化合物	0.0020	0.0012	0.0014	0.00067	0.0014
	1,3-ブタジエン	0.560	0.28	0.08	0.75	0.049
	クロロホルム	0.37	0.20	0.25	0.20	0.18
	1,2-ジクロロエタン	0.36	0.21	0.29	0.25	0.25

資料： 山口県環境生活部 「環境白書 参考資料集（令和2年版）」

説明： 有害大気汚染物質は、人の健康を損なう恐れがある物質で、大気汚染の原因となるものである。

7 協定締結工場の燃料使用量経年変化

年 度	石炭使用量 (千ト/年)	重油使用量 (千ℓ/年)	全燃料使用量 (重油換算)		備考
			(千ℓ/年)	(S分%)	
29～34	999	0	624		昭和29年から燃料使用量調査開始
35～39	1,631	321	1,341		昭和35年から重油使用はじまる
40～44	1,067	724	1,391		
45	284	1,271	1,449		
46	285	1,365	1,476		
47	0	1,773	1,774	1.8	
48	11	1,950	1,962	1.7	第1次オイルショック セメントキルン石炭転換
49	135	1,549	1,650	1.5	ケミカル西 発電ボイラー石炭転換
50	236	1,215	1,383	1.3	
51	335	1,276	1,508	1.2	
52	323	1,200	1,428	1.2	
53	425	1,186	1,483	1.2	第2次オイルショック
54	626	1,000	1,438	1.2	
55	883	692	1,353	1.1	
56	1,442	316	1,390	1.1	宇部アンモニア 石炭ボイラー操業開始
57	1,935	222	1,644	1.1	ケミカル東 石炭ボイラー操業開始
58	2,120	222	1,783	0.9	
59	2,112	202	1,776	1.1	
60	2,067	174	1,726	0.9	
61	1,616	188	1,418	0.9	
62	1,845	182	1,572	1.0	
63	1,705	184	1,478	0.9	
1	1,542	195	1,349	1.0	
2	1,304	173	1,223	1.0	新宇部発電所 操業率低下
3	1,123	177	1,111	0.9	
4	1,101	180	1,107	1.0	
5	1,077	194	1,108	1.0	
6	1,075	239	1,198	1.0	西沖工場操業開始
7	987	249	1,126	1.0	
8	1,027	265	1,151	1.0	
9	1,024	268	1,120	1.0	
10	974	282	1,044	0.9	
11	983	261	1,077	1.0	
12	1,015	255	1,089	1.0	
13	1,008	249	1,092	0.9	
14	1,030	237	1,060	0.9	
15	1,025	246	1,090	0.9	
16	1,107	243	1,136	0.9	宇部興産㈱216MW発電所操業開始
17	1,474	228	1,381	0.9	
18	1,466	213	1,373	0.9	合併に伴い [山口日本電気㈱] を追加
19	1,573	203	1,482	0.8	
20	1,557	190	1,428	0.8	
21	1,474	164	1,311	0.7	
22	1,654	164	1,423	0.8	
23	1,658	159	1,434	0.7	
24	1,612	145	1,372	0.7	
25	1,069	149	1,007	0.9	宇部興産㈱216MW発電所操業停止
26	1,325	143	1,186	0.8	宇部興産㈱216MW発電所操業開始
27	1,676	72	1,407	0.7	セントラル硝子㈱重油ボイラー操業停止
28	1,611	67	1,339	0.7	
29	1,626	74	1,345	0.8	
30	1,562	79	1,280	0.8	
1	1,612	69	1,315	0.8	

説明： 昭和29年度から44年度までは、各年度間での平均値

8 ごみ処理の概要

(1) 収集体制（廃棄物対策課）

①処理計画区域

市内全域 286.65km²

②収集方法

種 別	収集回数	回収日	場 所	収 集 者	備 考
燃 や せ る ご み	週3回	曜日指定	ごみステーション	市、委託業者	指定袋
プラスチック製容器包装	週1回	曜日指定	ごみステーション	市、委託業者	無色透明の袋
月1回収集の燃やせるごみ	月1回	日 指 定	ごみステーション	市、委託業者	〃
びん・缶（スプレー缶）			ごみステーション	委託業者	〃
ペ ッ ト ボ ト ル			ごみステーション	市、委託業者	〃
燃 や せ ない ご み			ごみステーション	市、委託業者	〃
危 険 ご み			ごみステーション	市、委託業者	〃
古紙（新聞紙、雑誌（雑がみ含む）、段ボール）、紙製容器包装	月1回	日 指 定	ごみステーション	資源回収業者、委託業者	ひもで十字に束ねる
粗 大 ご み	随 時	随 時	戸 別	市、委託業者	要事前申込

(2) 処理施設（環境保全センター施設課）

①ごみ焼却施設

名 称	宇部市環境保全センター
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
敷 地 面 積	28,300 m ²
建 築 延 面 積	12,235 m ²
焼 却 施 設	198 t / 日 (3炉)
竣 工 年 月 日	平成15年2月
炉 形 式	全連続燃焼式ガス化熔融方式（流動床式）
工 事 費	11,056,500千円
荒物破碎施設	油圧駆動切断機（10 t / 5 h）
余熱利用設備	ごみ発電（定格出力4,000kW）、工場内等給湯、リサイクルプラザ防爆蒸気供給
設 計 施 工	荏原・大成・相馬・大栄共同企業体

②埋立施設

名 称	宇部市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山525番地124等の地先公有水面
埋 立 面 積	93,726 m ²
埋 立 容 量	131,300 m ³

③不燃ごみ処理施設

- 名 称／宇部市リサイクルプラザ
- 所 在 地／宇部市大字沖宇部字沖ノ山
5272番地5
- 処理能力／70 t／5 h
粗大ごみ系 44.45 t／5 h
資源ごみ系 25.55 t／5 h
- 選別種類／
 - 粗大ごみ系
鉄類、不燃物類、アルミ類、プラスチック類、可燃物類
- 資源ごみ系
鉄、アルミ、カレット（白、茶、その他）
- 敷地面積／28,300 m²（焼却施設と同一敷地）
- 建築面積／2,600 m²
- 延床面積／5,400 m²
- 竣 工／平成7年3月20日
- 設計施工／日立造船株式会社

施設の特長

本施設は、不燃性粗大ごみ及び資源ごみ等の資源回収や、焼却処理及び埋立処分等のそれぞれの目的のため、破碎し、選別する施設であり、中央制御室で集中管理している。

1 不燃性粗大ごみ処理施設

危険物除去のため不適物除去装置を設置するとともに、爆発対策として蒸気防爆システムを採用し二重の安全対策を配慮した施設。破碎物は選別機により5種類に選別される。鉄類、アルミ類は資源回収され、プラスチック類、可燃物類は焼却処理され残った不燃物だけを埋立地に搬入している。

2 資源ごみ選別施設

資源ごみとして収集されるびん・缶類は、手選別設備により鉄及びアルミ、カレットに選別し、このうち鉄・アルミは圧縮成形後、資源回収される。

3 リサイクル活動施設

リサイクル実践教室としての市民工房、再生品の展示ホール、学習室などを設けている。

(3) 再生資源集団回収実績（廃棄物対策課）

区分 年度	再資源化対象物(t)				合 計(t)	奨励金額 (千円)
	紙 類	繊維類	金属類	びん類		
18	3,919	4	222	65	4,210	21,048
19	3,812	3	191	61	4,067	20,334
20	3,476	2	183	53	3,714	18,571
21	3,177	1	176	44	3,398	16,992
22	3,004	1	174	39	3,218	16,088
23	2,673	1	162	31	2,867	14,333
24	2,638	1	156	25	2,820	14,102
25	2,404	2	159	24	2,589	12,944
26	2,058	1	133	19	2,211	11,054
27	1,843	1	130	19	1,993	9,967
28	1,661	1	133	16	1,811	9,057
29	1,478	1	127	15	1,621	8,105
30	1,353	1	116	13	1,483	7,416
1	1,164	1	104	10	1,279	6,396

(4) 処理量 (環境保全センター施設課、廃棄物対策課)

①燃やせるごみ (焼却工場)

(単位: t)

年度	区分	市収集	直接搬入	リサイクルプラザから 焼却場への搬入分	山口市 阿知須地域	合計
23		31,880	20,128	2,286	2,183	56,477
24		31,833	20,500	2,515	2,246	57,094
25		31,607	22,012	2,545	0	56,164
26		31,032	22,309	2,626	0	55,967
27		31,034	22,860	2,805	0	56,699
28		30,024	24,174	2,016	0	56,214
29		28,993	23,768	1,632	0	54,393
30		28,364	23,005	1,705	0	53,074
1		28,148	22,712	1,728	329	52,917

②燃やせないごみ (リサイクルプラザ)

(単位: t)

③資源ごみ (びん・缶)

(リサイクルプラザ)

(単位: t)

年度	区分	市収集	直接搬入	山口市 阿知須 地域	合計
23		1,454	1,317	53	2,824
24		1,755	1,359	57	3,171
25		1,736	1,445	0	3,181
26		1,700	1,390	0	3,090
27		1,721	1,405	0	3,126
28		1,620	1,251	0	2,871
29		1,594	1,290	0	2,884
30		1,684	1,462	0	3,146
1		1,754	1,360	0	3,114

年度	区分	市収集	直接搬入	山口市 阿知須 地域	合計
23		1,599	622	—	2,221
24		1,631	643	—	2,274
25		1,582	661	—	2,243
26		1,602	622	—	2,224
27		1,556	594	—	2,150
28		1,508	559	—	2,067
29		1,454	542	—	1,996
30		1,312	510	—	1,822
1		1,316	396	—	1,712

④埋立ごみ (埋立地)

(単位: t)

年度	区分	市収集	直接搬入	小計	焼却場残渣	リサイクルプラザ 残渣	山口市 阿知須地域	合計
23		19	706	725	5,417	879	0	7,021
24		21	962	983	5,856	771	0	7,610
25		21	659	680	6,004	813	0	7,497
26		19	639	658	5,548	776	0	6,982
27		18	587	605	5,521	816	0	6,942
28		13	493	506	4,699	1,520	0	6,725
29		15	475	490	4,311	1,811	0	6,612
30		7	493	500	4,575	1,777	0	6,852
1		3	715	718	4,327	1,648	0	6,693

⑤粗大ごみ収集件数

(単位: 件)

年度	区分	収集件数
23		459
24		459
25		488
26		767
27		1,123
28		1,289
29		1,326
30		1,303
1		1,235

⑥使用済乾電池処理量

(単位: kg)

年度	区分	処理量
23		65,690
24		55,980
25		50,387
26		50,784
27		58,951
28		55,815
29		50,020
30		51,180
1		49,068

(5) 原価計算（廃棄物対策課、環境保全センター施設課）

①ごみ処理原価の推移 [1t 当り]

部門 年度	収集運搬		焼 却	リサイクルプラザ	埋 立
	直 営	委 託			
23	17,614円13銭	45,007円20銭	18,791円54銭	46,759円63銭	5,235円36銭
24	16,823円09銭	45,794円25銭	17,922円51銭	42,947円89銭	4,987円67銭
25	16,880円64銭	46,412円35銭	17,010円96銭	42,653円78銭	5,222円40銭
26	17,591円39銭	17,584円30銭	18,732円85銭	47,641円52銭	5,719円79銭
27	19,354円16銭	14,248円06銭	18,772円35銭	44,307円74銭	6,117円93銭
28	22,303円73銭	13,952円15銭	18,137円28銭	42,665円89銭	6,003円14銭
29	24,490円67銭	14,106円06銭	17,901円03銭	41,784円10銭	6,515円03銭
30	25,087円70銭	14,521円00銭	21,945円06銭	41,217円70銭	3,913円05銭
1	24,813円85銭	15,303円69銭	19,599円55銭	42,804円91銭	8,985円61銭

②令和元年度ごみ処理原価計算

	収集運搬		中間処理		最終処分
	直 営	委 託	焼 却	リサイクルプラザ	埋 立
人 件 費 (円)	380,133,900	-	243,410,936	9,172,250	-
経 費 (円)	35,274,843	254,347,329	811,833,988	267,442,029	90,692,433
減価償却費 (円)	12,779,556	-	56,971,383	9,964,573	9,596,000
利 子 (円)	24,394	-	-	-	-
電気料収入 (円)	-	-	(△)75,066,868	-	-
合 計 (円)	428,212,693	254,347,329	1,037,149,439	286,578,852	100,288,433
処 理 量 (t)	17,257	16,620	52,917	6,695	11,161
1t 当り原価	24,813円85銭	15,303円69銭	19,599円55銭	42,804円91銭	8,985円61銭

(6) ごみ処理手数料収入の推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30	1
ごみ処理手数料	272,810	293,690	311,952	317,210	338,937	334,101	325,017	321,916

(7) ごみ処理手数料の変遷（環境保全センター施設課）

平成 26 年 6 月	焼却施設へ搬入 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え20kg以下：260円 20kgを超え以降10kgまでごとに130円を加算する。 埋立地へ搬入 50kg以下：無料 50kgを超え100kg以下：650円 100kgまでごとに650円を加算する。 リサイクルプラザへ搬入のうち、資源物以外の不燃物 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え20kg以下：260円 20kgを超え以降10kgまでごとに130円を加算する。
-------------	---

平成 20 年 4 月	<p>焼却施設へ搬入 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,300円 10kg増すまでごとに130円を加算する。</p> <p>埋立地へ搬入 100kg以下：650円 100kg増すまでごとに650円を加算する。</p> <p>リサイクルプラザへ搬入のうち、資源物以外の不燃物 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,300円 10kg増すまでごとに130円を加算する。</p>
平成14年4月	<p>焼却施設へ搬入 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,000円 10kg増すまでごとに100円を加算する。</p> <p>リサイクルプラザへ搬入 資源物（びん、缶、ペットボトル、古紙、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装で、それぞれ分別されていること。） 10kgまで：無料（1日1回に限る。） 10kgを超え100kgまで：350円 100kg増すまでごとに350円を加算する。</p> <p>資源物以外の不燃物（搬入は1日1回まで） 10kgまで：無料 10kgを超え100kg未満：500円、100kg以上110kg未満：1,000円 10kg増すまでごとに100円を加算する。</p>
平成13年4月	<p>特定家庭用機器廃棄物手数料 市へ臨時収集申込の場合：2,600円、リサイクルプラザへ搬入の場合：2,100円</p>
平成11年4月	<p>埋立地へ搬入100kg毎：500円（搬入は1日1回まで） ※一般家庭から排出されたごみを自ら直接搬入した場合：無料</p>
平成7年4月	<p>多量排出者 10kg毎：160円 臨時申込 品目別→1個：1,000円以内、重量別100kg毎1,100円 焼却施設へ搬入100kg毎：500円 リサイクルプラザへ搬入100kg毎：500円、解体を要するもの→1個200円 ※一般家庭から排出されたごみを自ら直接搬入した場合：500円以内</p> <p>埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：700円、1トン～2トン：2,100円 ※一般家庭から排出されたごみを自ら直接搬入した場合：無料 犬・猫死体→1匹：500円 ※自ら直接搬入した場合：無料</p>
昭和57年5月	<p>多量排出者 10kg毎：55円 臨時申込 1トン：8,000円</p> <p>埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：300円、1トン～3トン：800円 3トン～5トン：1,900円、5トン以上：2,700円</p> <p>焼却施設へ搬入100kg毎：400円</p>
昭和52年5月	<p>多量排出者 10kg毎：40円 臨時申込 1トン：6,000円</p> <p>埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：200円、1トン～3トン：600円 3トン～5トン：1,400円、5トン以上：2,000円</p> <p>焼却施設へ搬入100kg毎：300円</p>
昭和51年4月	<p>埋立地へ搬入 最大限積載量 1トン未満の車両：100円、1トン～3トン：300円 3トン～5トン：700円、5トン以上：1,000円</p>
昭和50年8月	<p>多量排出者 10kg：20円 臨時申込 1トン：2,000円 犬・猫 1匹：150円 焼却施設へ搬入100kgまで：100円</p>

説明：平成元年4月、平成9年4月、平成26年4月に消費税を加算

9 し尿処理の概要

(1) 処理状況（環境保全センター施設課）

（単位：kℓ）

項目	年度	24	25	26	27	28	29	30	1	
搬入		17,586	16,643	15,254	14,393	13,618	12,703	12,219	12,004	12,219
		32,073	31,379	30,650	30,777	30,568	29,862	30,389	28,347	30,389
		49,659	48,022	45,904	45,170	44,186	42,565	42,608	40,351	42,608
下水道放流		142,542	123,436	97,923	66,785	0	0	0	0	0

(2) 処理施設（環境保全センター施設課）

施設の名称	宇部市環境保全センターし尿処理場
所在地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地4
敷地面積	4,000 m ²
建築延面積	1,950.48 m ²
処理方式	好気性消化処理方式＋凝集沈殿処理
処理能力	150kℓ／日
処理水放流先	公共下水道終末処理場
竣工	昭和60年3月25日

(3) 原価計算（廃棄物対策課、環境保全センター施設課）

①し尿処理原価の推移

[1 荷 (36ℓ) 当り]

年度	部門	収集・運搬		処理
		直営	委託	
22		734円96銭	452円56銭	133円33銭
23		627円48銭	453円48銭	143円51銭
24		482円99銭		131円01銭
25		488円41銭		130円57銭
26		501円06銭		102円76銭
27		502円90銭		99円15銭
28		505円69銭		92円38銭
29		507円49銭		73円11銭
30		510円86銭		69円59銭
1		520円27銭		81円66銭

説明：平成23年度までは、管理部門の人員費は直営に計上

平成24年4月から全面委託

②令和元年度し尿処理原価計算

項目	部門	
	収 集 運 搬	処 理
人 件 費 (円)	5,602,595	0
経 費 (円)	165,616,641	84,954,268
減価償却費 (円)	3,522,600	6,524,842
利 子 (円)	0	53,854
合 計 (円)	174,741,836	91,532,964
処 理 量 (荷)	335,868	1,120,849
1 荷 当 り 原 価	520円27銭	81円66銭

(4) し尿処理手数料収入の推移 (廃棄物対策課)

(単位：千円)

項目	年度							
	24	25	26	27	28	29	30	1
し尿処理手数料	244,577	244,654	203,153	204,423	197,901	183,761	179,210	178,437

(5) し尿処理手数料の変遷 (廃棄物対策課)

昭和51年4月	360	160円
54年5月	360	200円
57年5月	360	240円
61年5月	360	290円
平成17年4月	360	451円 (税込)
20年6月	360	480円 (税込)
26年4月	360	494円 (税込)
令和元年10月	360	503円 (税込)

説明：平成元年4月、平成9年4月、平成26年4月、令和元年10月に消費税を加算

法 令

1 宇部市環境保全条例

〔 平成17年3月29日
宇部市条例第8号 〕

私たちのふるさと宇部は、南は周防灘に面し、海岸線から市街地が形成され、北に向かってなだらかな丘陵地が広がり、北部は長門山地に接し、常盤湖や霜降山、小野湖、荒滝山、吉部の大岩郷など豊かな自然環境に恵まれたまちである。

また、私たちのまちは、石炭鉱業とともに発展したが、一方で、激甚な大気汚染を経験した。そこで、私たちは、先人たちによって育まれた「共存同栄・協同一致」の精神の下、「産・官・学・民」が一体となり、「宇部方式」と呼ばれる公害防止システムを構築し、大気汚染を中心とした産業公害の克服に努めてきた。こうした取組は、国際的にも高く評価され、国連環境計画（UNEP）から「グローバル500賞」を受賞するに至った。

しかしながら、今日の社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを提供する一方で、資源やエネルギーを大量に消費するため、人類の生存の基盤である地球環境に大きな負荷をかけている。

そこで、ここに、地球環境にやさしく、持続的な発展が可能な社会の実現を目指すため、すべての人が共に力を合わせて、生活様式や事業活動を見直すなど恵み豊かな環境を保全し、及び創造するとともに、その環境を将来に継承していくよう、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来において、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び社会環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水

質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民、事業者、学識経験者及び市が、相互の信頼のもとに、情報を積極的に公開し、科学的知見に基づく協議により問題の解決を図ってきたこれまでの精神を継承して行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、その環境が将来にわたって良好な状態で維持されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷をできる限り低減させるため、すべての人が自主的かつ積極的に行動することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない、持続的な発展が可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 人と自然との共生は、多様な自然環境の保全が生態系の多様性の確保に重要であることを認識し、適正に行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、地域における環境が地球全体の環境に影響を及ぼしていることを認識し、前各項に規定する理念に配慮した日常生活及び事業活動により着実かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備しなければならない。
- 3 市は、環境の保全等に関し広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、良好な環境の保全のため、最大限努力するとともに、万一、良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷

の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に沿って、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、自然環境及び社会環境が適正に保全されるよう、大気、水等を良好な状態に保持すること。
- (2) 多様な自然環境を適正に保全し、生態系及び生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全し、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量等を図り、環境への負荷の少ない日常生活及び事業活動への転換を促進すること。
- (5) すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、審議会（宇部市環境審議会条例（平成6年条例第26号）第1条の宇部市環境審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(部門ごとの計画)

第9条 市長は、環境基本計画に基づく施策を実施するに当たり必要があるときは、部門ごとの計画を別に定めることができる。

(環境基本計画との整合)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境基本計画の進捗状況を管理し、環境の状況及び環境の保全等に関して実施した施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2節 環境の保全等のための施策

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者と良好な環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する措置への支援)

第13条 市長は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適正な支援をするよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備の推進)

第14条 市長は、下水道、公共的な廃棄物処理施設その他の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の環境の保全等に資する施設の整備に努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習等の推進)

第15条 市長は、環境の保全等に係る市民及び事業者の理解を深めるため、環境の保全等に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等の推進)

第16条 市長は、市民及び事業者による資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、施設の整備及び維持管理その他の市の事務事業の実施に当たっては、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの利用の促進)

第16条の2 市長は、市民及び事業者による再生可能エネルギー(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源から得られる電気、熱又は燃料製品をいう。次項において同じ。)の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、市の施設等において、再生可能エネルギーの利用に努めるものとする。

(平二五条例二六・追加)

(地球環境の保全のための施策の推進)

第17条 市長は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(国際環境協力の推進)

第18条 市長は、国、県、国際的な機関その他の団体と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等を行い、国際環境協力の推進に努めるものとする。

(自然との共生の推進)

第19条 市長は、自然環境の体系的な保全について配慮するとともに、市民と自然のふれあいの場の確保に努めるものとする。

(歴史・伝統文化の保全等)

第20条 市長は、快適な社会環境を確保するため、文化遺産その他の歴史・伝統文化の保全及び継承に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等が行う環境の保全等に関する活動の促進)

第21条 市長は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市長は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の規定による活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第23条 市長は、良好な環境及び地球環境の保全のため、必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 公害の防止

第1節 公害防止施策及び公害防止義務

(規制基準の設定)

第25条 市長は、法令及び山口県条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、公害を防止するための規制基準（以下「規制基準」という。）を市規則で定めることができる。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。規制基準を変更しようとするときも同様とする。

(事業者に対する指導等)

第26条 市長は、事業者が公害の防止のために行う施設の設置又は整備について必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業用施設の管理)

第27条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、常に必要な措置を講ずるとともに、その事業に係る施設を適正に管理しなければならない。

(公害防止技術の研究及び開発)

第28条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

(公害防止教育等の徹底)

第29条 事業者は、その従業員に対し、公害の防止に必要な教育を行うとともに、公害防止のための指示等を徹底しなければならない。

第2節 工場、事業場等に関する規制

(特定工場等の設置等に係る事前協議)

第30条 市規則で定める工場、事業場等（以下「特定工場等」という。）を設置しようとする者は、市規則の定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 特定工場等を設置している者は、市規則で定める事項を変更しようとするときは、市規則の定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(指導又は勧告)

第31条 市長は、前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）があった場合において、その内容が法令等及び規制基準に適合しないと認めるとき又は良好な環境を維持することができないと認めるときは、特定工場等の設置又は変更に係る計画の変更を指導し、又は勧告することができる。

(工事の完了等の届出)

第32条 事前協議をした者（以下「事前協議者」という。）は、特定工場等の設置又は変更に係る工事が完了したときは、当該完了の日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 事前協議者は、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき又は特定工場等の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第33条 事前協議者から特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、その地位を承継する。

2 事前協議者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その地位を承継する。

3 前二項の規定により事前協議者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事故があったときの措置等)

第34条 特定工場等を設置している者は、故障、破損その他の事故により人の健康又は良好な環境に支障を及ぼしたときは、直ちに、必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、速やかに事故の再発防止に関する計画を市長に提出しなければならない。

第3節 建設工事に関する規制

(特定建設作業の周知義務)

第35条 法令等で定められた特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該法令等で定められた規制基準を遵守するとともに、あらかじめ周辺住民に対し、作業時間及び騒音、振動等の防止方法について周知を図るよう努めなければならない。

第4節 畜舎に関する規制

(畜舎の適正な管理義務)

第36条 家畜（牛、馬、豚、鶏、めん羊及び山羊をいう。）を飼養する施設（以下「畜舎」という。）を設置している者は、常に当該畜舎を適正に管理し、はえの発生、悪臭等により近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

(汚物等処理施設の設置)

第37条 畜舎を設置している者又は設置しようとする者は、当該畜舎から生ずる汚物及び汚水を適正に処理することができる施設（以下「汚物等処理施設」という。）を設けなければならない。

(汚物等処理施設の設置に係る事前協議等)

第38条 汚物等処理施設を設置しようとする者は、当該汚物等処理施設の構造設備について、当該設置に係る工事に着手しようとする日の30日前までに市長に協議しなければならない。構造設備を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、構造設備を是正させる必要があると認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

(氏名の変更等の届出)

第39条 前条第1項の規定による協議をした者は、氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、当該変更の日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(汚物等処理施設の廃止に係る事前協議)

第40条 第38条第1項の規定による協議をした者は、汚物等処理施設の使用を廃止しようとするときは、当該廃止をしようとする日の10日前までにその旨を市長に協議しなければならない。

第5節 航空機騒音等に関する規制

(航空機騒音等の防止義務)

第41条 山口宇部空港の設置者及び当該空港を使用する航空運送事業者（以下「空港設置者等」という。）は、良好な環境を保全するため、航空機から発生する騒音及び排気ガス等（以下「航空機騒音等」という。）の防止についての努力を怠ってはならない。

(航空機騒音等に係る事前協議等)

第42条 空港設置者等は、運航の方法、発着回数、航空路線又は航空機の型式その他航空機騒音等に

関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 市長は、航空機騒音等の軽減及び防除について、空港設置者等と協議を行うよう努めるものとする。

第4章 良好な環境の保全

第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第43条 市長は、占有し、又は管理する道路、公園、学校その他の公共施設において緑化を図ることにより、緑と花のまちづくりを推進するものとする。

2 官公署(本市を除く。)及び公共的団体の長は、占有し、又は管理する公共施設において、前項に規定する市の施策に準じて、市が推進する緑と花のまちづくりに協力するものとする。

(私有地の緑化)

第44条 市民は、占有し、又は管理する土地の空間を利用して植樹又は草花等を植えること(以下「植樹等」という。)により、社会環境の快適化を図るよう努めなければならない。

(工場等の緑化)

第45条 工場、事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該工場、事業場等の敷地を最大限に利用して植樹等を行い、周辺の良い環境を保全するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の植樹等について必要があると認めるときは、指導又は助言を行うことができる。

(保存樹等の指定等)

第46条 市長は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)の規定により、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他の保存に関し必要な助言又は支援をすることができる。

第2節 土地の利用等に関する規制

(土地利用に係る事前協議)

第47条 市規則で定める規模以上の土地の売買等の契約又は開発事業を行おうとする者は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(指導等及び協定)

第48条 市長は、前条の規定により協議をした者に対し、良好な環境の保全のため必要な指導、勧告、変更又は中止の申出ができるとともに、特に必要と認めるときは、事業主と協定を締結することができる。

第3節 公共の場所に関する規制

(公共の場所への廃棄物の投棄の禁止等)

第49条 すべての人は、道路その他の公共の場所にびん、缶、犬の糞便その他の廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

(土木、建築等の工事施行者等の義務)

第50条 土木、建築等の工事を行う者は、当該工事に伴う土砂、廃材又は資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、流出し、脱落し、又はたい積しないよう適正な管理に努めなければならない。

(土砂等の採取者等の義務)

第51条 土砂、碎石（以下「土砂等」という。）を採取し、又は宅地造成等の開発行為を行う者は、道路その他の公共の場所への土砂等の流出の防止に努めなければならない。

(たい積させた土砂等の排除義務)

第52条 道路その他の公共の場所に土砂等を流出させ、又はたい積させた者は、自らの責任と負担において当該土砂等を排除しなければならない。

(土砂等の運搬規制)

第53条 市規則で定める量以上の土砂等を同一の道路を自動車で反覆して運搬しようとする者は、当該運搬を開始しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する届出期間を変更することができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、土砂等の運搬を開始するに当たっては、道路の良好な環境を侵害しないよう市規則で定める事項について必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第54条 市長は、第50条から前条（第1項及び第2項の規定を除く。）までの規定に違反し、公共の場所の良好な環境を侵害している者に対し、施設の設置、改善、土砂等の排除その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第4節 車両の駐車等に関する規制

(不法駐車等の禁止等)

第55条 車両の運転者又は所有者は、みだりに道路上に駐車し、又は他人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

2 市長は、車両の運転者又は所有者が道路その他車両の保管場所として使用することができない場所に駐車しないよう、関係行政機関と協力して適正な駐車又は保管に関し必要な指導をすることができる。

(駐車施設の設置に係る指導)

第56条 市長は、建築物（宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和47年条例第29号）の規定が適用される建築物を除く。）を新築し、改築し、又は増築しようとする者に対し、駐車施設を設置するよう指導することができる。

第5節 日照等の障害の防止

(日照障害の防止)

第57条 建築物の建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認又は第18条第2項の規定による通知をしなければならない建築物を建築しようとするときは、あらかじめ、当該建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響を調査し、日照の障害により近隣の社会環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

（放送電波受信障害の防止）

第58条 建築物の建築主は、当該建築物により近隣の住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信に障害を与えたときは、障害を受ける近隣の住民と協議の上、当該住民が正常な放送電波を受信できるよう、当該建築物又はその他の場所に共同受信設備その他の必要な設備を設置しなければならない。

第6節 ため池等の管理及び家庭排水の処理

（ため池等の管理者の義務）

第59条 市民が頻繁に通行する道路等の周辺のため池、用排水路等（以下「ため池等」という。）の管理者は、当該道路等の周辺の環境の保全を図るため、当該ため池等の適切な維持管理に努めなければならない。

（ため池等へ排出する家庭排水の処理）

第60条 家庭排水をため池等に排出する者は、浄化槽等を設置し、及び適正な維持管理をすることにより、汚水、悪臭等により近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

第7節 空地等の管理

（空地の占有者等の義務）

第61条 空地を占有し、又は管理する者（以下「空地占有者等」という。）は、繁茂した雑草又は廃棄物の除去その他の空地の適正な管理を行い、近隣の社会環境を損なわないよう努めなければならない。

2 空地占有者等は、空地の見やすい場所に当該占有者等の住所、氏名及び連絡方法を表示した立札を設置しなければならない。

（勧告）

第62条 市長は、空地占有者等が前条第1項の規定に違反して近隣の社会環境を著しく侵害していると認めるときは、当該空地占有者等に対し、雑草又は廃棄物の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（土地、建物等の清潔保持）

第63条 市民は、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の社会環境を保全するよう努めなければならない。

第5章 雑則

（苦情の処理）

第64条 市長は、良好な環境の保全に関する苦情があったときは、速やかに実情を調査し、適切な処

理をするよう努めるものとする。

(報告の聴取)

第65条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し、環境保全対策その他について必要な事項を報告させることができる。

(立入検査等)

第66条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、工場その他の場所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対する指導若しくは指示を行わせることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第67条 市長は、この条例の規定に違反した関係者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違反の公表)

第68条 市長は、前条の規定による命令に従わない者があった場合において、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、違反した事実の内容を公表することができる。

(委任)

第69条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第26号)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 宇部市行政財産使用料徴収条例(平成14年条例第30号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

2 宇部市環境審議会条例

〔平成6年9月30日〕
宇部市条例第26号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宇部市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 企業の代表者
- (4) 民間団体等の代表者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員若干人を置くことができる。

4 特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会の会議に準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (省略)

3 宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔平成16年10月8日〕
〔宇部市条例第63号〕

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用（活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。以下同じ。）を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備、作業方法の改善その他必要な方策を講ずることにより、能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、物品の調達に当たっては、再生品の使用その他の方法により、自ら再利用の推進に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発並びに市民の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図るとともに、生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市民は、廃棄物の分別排出その他の廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物の所有権等)

第4条の2 前条の規定により所定の場所に適正に排出された一般廃棄物の所有権は、市に帰属する。

2 市長又は市長が指定する者以外の者（次項において「市長等以外の者」という。）は、前項の一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。（平24条例9・追加）

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生の抑制、生じた廃棄物の再利用等により廃棄物の

減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報の提供等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、包装の過剰な使用の抑制、簡易な包装の選択等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した包装の使用を推進するとともに、再利用が可能な包装、容器等の使用、使用後の包装、容器等の回収等により、包装、容器等の再利用の推進に努めなければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持等)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

- 2 すべての人は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 3 土木、建築等の工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整備に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、又は重要な変更をしたときは、これを告示する。

(排出の制限等)

第8条 次に掲げる物は、一般廃棄物の収集場所及び市の一般廃棄物処理施設に排出し、又は搬入してはならない。

- (1) 有毒性物質を含む物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 容積、重量又は長さが大きい物
 - (6) 特別管理一般廃棄物
 - (7) その他特に市長が指定する物
- 2 市長は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとする者に対し、必要な指示を行うことができ

る。

(搬入の制限等)

第9条 一般廃棄物（法第11条第2項の規定により処理するものを含む。第3項及び第13条第1項において同じ。）を自ら又は委託により市の一般廃棄物処理施設に搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 搬入者は、市規則で定める受入基準に従わなければならない。

3 市長は、一般廃棄物の受入れに際し、第1項の規定による申出の内容と異なるとき又は搬入者が前項の受入基準に従わないときは、当該搬入者に対し、その受入れを拒否することができる。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及び適正な処理の促進に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者に対する指示)

第11条 市長は、事業活動に伴い市規則で定める量の一般廃棄物を発生させる事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその方法その他必要な事項について指示することができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項を調査審議させるため、宇部市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 一般廃棄物（次項に定めるものを除く。）の収集、運搬及び処分に係る手数料の額は、別表第1に定める額又は別表第2に定める基本手数料の額（次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を加算した額）に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額及び地方消費税額」という。）を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 市長が指定した収集日以外の日に、し尿を収集する場合

別表第3に定める特別手数料の額

(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する建築物について同項に規定する下水の処理を開始すべき日以後に、し尿を収集する場合（ただし、同条第3項ただし書に規定する場合及び水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると市長が認める場合を除く。）

別表第4に定める特別手数料の額

2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の規定により再商品化等が実施される特定

家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）の収集及び運搬に係る手数料の額は、特定家庭用機器廃棄物1個につき5,000円を超えない範囲内で市規則で定める額に消費税額及び地方消費税額を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第14条 市長は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定の適用を受けたときその他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

第15条 第13条の手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

(1) じんかい処理に係る手数料

その都度現金又は納入通知書により徴収するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(2) し尿処理に係る基本手数料及び特別手数料

あらかじめくみ取り券を発行し、現金と引換えに徴収（以下「くみ取り券制」という。）し、又はその都度納入通知書により徴収（以下「認定徴収制」という。）するものとする。

(3) 特定家庭用機器廃棄物の処理に係る手数料

その都度現金又は納入通知書により徴収するものとする。

（一般廃棄物処理業許可申請手数料等）

第16条 法第7条第1項、第6項若しくは第7条の2第1項の許可、法第7条第2項若しくは第7項の許可の更新又は次条第2項の許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可、許可の更新又は許可証の再交付の申請の際、別表第5に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付等）

第17条 市長は、法第7条第1項又は第6項の許可をしたときは、当該許可の申請を行った者に対し、許可証を交付する。

2 前項の規定により交付された許可証を紛失し、又はき損した者は、市長に対し、直ちにその理由を届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（浄化槽清掃業許可申請手数料等）

第18条 浄化槽法第35条第1項の許可又は次条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可又は許可証の再交付の申請の際、別表第6に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

（浄化槽清掃業の許可証の交付等）

第19条 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、当該許可の申請を行った者に対し、許可証を交付する。

2 市長は、前項の許可に2年以内の期限を付するものとする。

3 第17条第2項の規定は、第1項の規定により許可証を交付された者について準用する。

(立入検査)

第20条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所又は事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第21条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(平成24条例32・追加)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(平24条例32・旧第21条繰下)

(罰則)

第23条 第4条の2第3項の規定による命令に従わない者に対し、5万円以下の過料を科する。

(平24条例9・追加、平24条例32・旧第22条繰下・一部改正)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

(平24条例9・追加、平24条例32・旧第23条繰下)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第13条第1項第1号、第16条及び第18条の規定は平成17年4月1日から、第13条第1項第2号の規定は平成18年4月1日から施行する。

2 第13条第1項（各号列記以外の部分に限る。）の規定は平成16年11月1日以後の収集、運搬及び処分に係るものから、同項（第1号の部分に限る。）の規定は平成17年4月1日以後の収集に係るものから、第16条及び第18条の規定は同日以後の申請に係るものから、第13条第1項（第2号の部分に限る。）の規定は平成18年4月1日以後の収集に係るものから適用する。

(厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置)

3 本市との合併前の厚狭郡楠町の区域内において当該合併の日（以下「合併日」という。）から平成17年3月31日までの間にくみ取りをしたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、第13条の規定にかかわらず、楠町廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成9年楠町条例第12号）の規定による取扱いの例による。

4 厚狭郡楠町との合併前の本市の区域内において合併日から平成17年3月31日までの間にくみ取りをしたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 合併日前に法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により宇部市長又は厚狭郡楠町長が許可した者に対して交付した許可証については、第17条又は第19条の規定により交付したものとみなす。

附 則(平成19年12月25日条例第45号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2、別表第3及び別表第4の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定は平成20年4月1日以後に市の一般廃棄物処理施設に搬入するじんか
いの処理に係るものから、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定は同年6月1日以後に処
理するし尿に係るものから適用する。

附 則(平成24年3月30日条例第9号)

- 1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。ただし、第22条及び第23条の規定は、平成2
4年7月1日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定による施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

附 則(平成24年9月28日条例第32号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第10号)

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（平19条例45・平26条例10・一部改正）

じんかい処理に係る手数料

内 容	手 数 料 の 額
排出者が自ら又は委託により市の焼却施設（臨時に市長が別に指定する施設を含む。以下同じ。）に搬入する場合	1. 10kg以下 無料 2. 10kgを超え20kg以下 260円 3. 20kgを超えるとき 260円に当該超える重量が10kgまでごとに130円を加算した額
排出者が自ら又は委託により宇部市リサイクルプラザ（臨時に市長が別に指定する施設を含む。以下同じ。）に搬入する場合	1. 資源物（びん、缶、ペットボトル、古紙、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装をいう。ただし、それぞれ分別されているものに限る。以下同じ。） イ 10kg以下 無料 ロ 10kgを超え100kg以下 350円 ハ 100kgを超えるとき 350円に当該超える重量が100kgまでごとに350円を加算した額 2. 1以外の不燃物 イ 10kg以下 無料 ロ 10kgを超え20kg以下 260円 ハ 20kgを超えるとき 260円に当該超える重量が10kgまでごとに130円を加算した額 3. 市規則で定める解体を要するじんかいは、1個につき200円を加算する。
排出者が自ら又は委託により市の埋立地に搬入する場合	1. 100kg以下 650円 2. 100kgを超えるとき 650円に当該超える重量が100kgまでごとに650円を加算した額
臨時の申込みにより市が収集、運搬及び処分する場合	1. 品目によるもの 市規則で定める品目1個につき、1,000円の範囲内で市規則で定める額 2. 1以外のもの 1回につき 1,800円
飼い主の依頼により市が犬、猫等の死体を収集、運搬及び処分する場合	1匹につき 500円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、一般家庭において生じたじんかいをそれぞれ搬入すべき市の施設に排出者が自ら搬入する場合で、宇部市リサイクルプラザに搬入するとき（市規則で定める品目に限る。）は、臨時の申込みにより市が収集、運搬及び処分する場合の市規則で定める手数料の額の二分の一の額を手数料として当該搬入者から徴収するものとし、市の埋立地に搬入するときは、じんかいの総重量50kgまでの手数料は、無料とする。
- 2 宇部市リサイクルプラザに資源物及び資源物以外の不燃物を分別して同一車両で同時に搬入する場合の手数料は、分別したことによる手数料の額の合計が分別を行わない資源物以外の不燃物として搬入した場合の手数料の額を上回るときは、分別を行わない資源物以外の不燃物として搬入した場合の手数料の額とする。
- 3 犬、猫等の死体を飼い主が自ら市の焼却施設に搬入するときの手数料は、無料とする。

別表第2（第13条関係）

（平19条例45・一部改正）

し尿処理に係る手数料

種 別	手 数 料 の 額		
基 本 手 数 料	くみ取り券制	1荷（36リットル）につき	458円
	認定徴収制	1荷（36リットル）につき	503円

備考 1荷を超えて生じた端数は、0.5荷（18リットル）未満は切り捨て、0.5荷（18リットル）以上は切り上げるものとし、1荷に満たないときの端数は、1荷とみなす。

別表第3（第13条関係）

（平19条例45・一部改正）

種 別	手 数 料 の 額		
特 別 手 数 料	臨 時 加 算	便槽1個1回の収集につき	915円

別表第4（第13条関係）

（平19条例45・一部改正）

種 別	手 数 料 の 額		
特 別 手 数 料	地 域 加 算	便槽1個1回の収集につき	915円

別表第5（第16条関係）

一般廃棄物処理業許可申請手数料等

内 容	手数料の額 (1件につき)	件数の区分
法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	12,600円	1枚をもって1件とする。
法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	12,600円	
法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	2,100円	
法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新に対する審査	2,100円	
法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	2,100円	
第17条第2項の規定による許可証の再交付	1,050円	

別表第6（第18条関係）

浄化槽清掃業許可申請手数料等

内 容	手数料の額 (1件につき)	件数の区分
浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	12,600円 (更新の場合にあつては、 2,100円)	1枚をもって1件とする
第19条第3項の規定による許可証の再交付	1,050円	

4 宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例

〔平成24年6月26日〕
宇部市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、本市における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び占有者等が協働して地域の環境美化の推進等を図ることにより、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲食物等の収納容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、廃プラスチック類、包装紙、収納袋、紙くずその他これらに類するポイ捨ての対象となる全てのものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、吸い殻入れその他の定められたもの又は場所以外に捨てることをいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 占有者等 土地又は建物若しくは工作物の占有者、管理者又は所有者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の用に供する場所をいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他飼養される動物をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、地域の環境美化の推進等に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、地域の環境美化の推進等に関し、市民等、事業者及び占有者等の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境美化意識を高め地域の環境美化の推進に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境を損なうことのないよう必要な措置

を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、占有し、管理し、又は所有する土地、建物、又は工作物及びその周辺の環境美化に努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(空き缶等のポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）に空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止等)

第8条 飼い犬等を所有し、又は管理している者は、公共の場所又は他人の所有地等に当該飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄してはならない。

2 飼い犬等を所有し、又は管理している者は、当該飼い犬等の習性、行動等が他人の生活環境を害することのないよう、適正にこれを飼養しなければならない。

(落書きの禁止)

第9条 市民等は、公共の場所又は他人の所有地等に存する建物その他工作物に落書きをしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 飲料若しくは食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機が設置されている場所又はその周辺に回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第11条 市民等は、公共の場所において、歩き、走り、又は自転車等（自転車、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）で走行するときは、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において喫煙をするときは、携帯用の灰皿を使用し、又は灰皿等が設置されている場所を利用しなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第13条 市長は、第10条の規定に違反した者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の過料に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に空き缶等のポイ捨てをした者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して、公共の場所又は他人の所有地等に飼い犬等の排せつしたふんを放置し、又は投棄した者

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

5 宇部市空家等の対策の推進に関する条例

〔平成27年12月28日〕
宇部市条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安心で安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民等」とは、本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(当事者間における解決の原則)

第3条 特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、一人一人が主体的に、及びそれぞれが協力し、市が法及びこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。
2 市民等は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第5条 市長は、法第14条第1項の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第6条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第7条 法第7条第1項の規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(警察その他の関係機関との連携)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第5条並びに法第9条及び第14条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第3条の規定による適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の宇部市空き家等の適正管理に関する条例第4条の規定による提供及び第6条の規定による調査により収集した情報は、法及びこの条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、なお、利用することができる。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和22年条例第24号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

6 宇部市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(昭和 55 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活環境の保全並びにごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生資源化対象物を集団回収した地区推進団体に奨励金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集団回収 地区推進団体が再生資源化対象物を収集し、これを再生資源を取り扱う業者等に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 地区推進団体 自治会、環境衛生連合会支部、婦人会、PTA、子供会等で組織する営利を目的としない団体で、次条第 1 項の規定のより登録された団体をいう。
- (3) 再生資源化対象物 次のいずれかに該当する再利用又は再生利用が可能なものをいう。
 - ア 古 紙 (新聞紙、雑誌、段ボール)
 - イ 古 織 維 類 (古着、端切布等 (天然繊維に限る。))
 - ウ 金 属 類 (空缶、金属屑等)
 - エ 空きびん類 (酒びん、ビールびん、ジュースびん等)

(登録)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収地区推進団体登録申請書(新規・変更)(様式第 1 号)を市長に提出し、地区推進団体の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた地区推進団体は、その申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更の申請をしなければならない。

(交付申請等)

第 4 条 前条の登録を受けた地区推進団体が奨励金の交付を受けようとするときは、再生資源集団回収奨励金交付申請書兼請求書(様式第 2 号)に業者が発行する引取伝票を添えて速やかに市長に申請するものとする。

2 前項の規定により地区推進団体が交付申請することができる集団回収は、当該申請の年度内又はその前年度において実施したものとする。

(奨励金の基準及び交付額)

第 5 条 市長は、集団回収を実施した地区推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、再生資源化対象物 1 キログラム当たり 5 円の割合で算出した金額を奨励金として交付する。

(交付決定)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による申請があったときは直ちに内容を審査し、適当と認めた場合には

速やかに再生資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、適正に奨励金を交付するものとする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、地区推進団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録の取消しをすることができる。

- (1) 再生資源化対象物の取引において、不正な行為があったとき。
- (2) 奨励金の請求内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は前項の規定により登録を取り消すべき事由が発生した日以降に行われた再生資源化対象物の取引について、交付した奨励金があるときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前に再生資源化対象物を売却したものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から適用する。

7 宇部市ごみ減量等推進員設置要綱

(平成8年4月1日)

(設置)

第1条 地域と行政の密接な連携のもとに、本市におけるごみの減量化及び再生利用（以下「ごみの減量化等」という。）を促進するために活動する地域のボランティア・リーダーとして、宇部市ごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(活動の内容等)

第2条 推進員は、次に掲げる活動を行うほか、宇部市環境衛生連合会（以下「環衛連」という。）との連携を図り、ごみの減量化等のための本市の施策に積極的に協力するものとする。

(1) 各自治会におけるごみの分別、適正排出及び適正処理の指導に関する活動

(2) 各自治会におけるごみの減量化及び再生利用の啓発に関する活動

2 前項に規定するもののほか、推進員は、ごみの減量化等の促進に向けた活動を適正かつ効果的に実施するため、毎年度、各校区を単位とする自主的な研修を行うものとする。

(設置の基準)

第3条 推進員は、次に掲げる基準に基づき、各自治会ごとに置くものとする。

(1) 70世帯未満 1人程度

(2) 70世帯以上200世帯未満 2人程度

(3) 200世帯以上400世帯未満 3人程度

(4) 400世帯以上 4人程度

(委嘱等)

第4条 推進員は、環衛連の各支部長及び各支部から推薦された者のうちから、前条の基準により市長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第5条 市長は、必要に応じ、推進員が行う活動に関する連絡、調整等を図るため、各校区の推進員の代表者で構成される連絡会議を開催するものとする。

(旅費の支給)

第6条 市長は、各校区の推進員の代表者に対し、宇部市職員等の旅費に関する条例（昭和44年条例第11号）第23条第1号の規定に準じ、第5条の規定により連絡会議に出席するために要した交通費を支給するものとする。

(傷害等の対応)

第7条 推進員が第2条に基づく活動中に被った傷害等については、宇部市市民活動補償により対応するものとする。

(庶務)

第8条 推進員に関する庶務は、廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 合併に伴い新たに委嘱する船木、万倉、吉部校区の推進員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、当該推進員に委嘱された日において現に在任する推進員の任期満了の日までとする。

2 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

8 宇部市事業系一般廃棄物の減量化等に関する要綱

(平成13年8月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、市、事業者及び市民が一体となって、事業系廃棄物の発生の抑制及び再生利用等による資源化（以下「廃棄物の減量化」という。）を推進し、もって廃棄物循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この要綱の目的を達成するため、廃棄物の減量化に関する必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

(廃棄物の発生の抑制)

第4条 事業者は、物の製造、加工、販売等を行うに際し、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発並びに製品、容器等の修理及び回収を行うための体制の確保その他の方法により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

(廃棄物の資源化)

第5条 事業者は、資源化が可能な物についての分別の徹底その他資源化を推進するための必要な措置を講じなければならない。

(適正包装の推進等)

第6条 事業者は、物の製造、加工、販売等を行うに際し、その包装、容器等に係る基準の設定その他の方法により、包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等を行うに際し、資源化が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材の回収等を行うことにより、容器、包装材等の資源化を推進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等を行うに際して当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又は返却するときは、その回収等に努めなければならない。

(特定事業所)

第7条 市長は、店舗、事務所、旅館（ホテル）、興行場、百貨店、学校その他の用途に供される延べ床面積が500㎡以上の事業所のうちから、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出するものを特定事業所として指定することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延べ床面積が500㎡未満の事業所を指定することができる。

2 特定事業所の事業者は、当該事業所から発生する事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書（別記様式）を作成し、毎年1回、市長に提出するものとする。

3 前項の計画書に記載した事項に変更があったときは、当該計画書を提出した事業者は、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

9 宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度実施要綱

(平成15年6月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用（以下「減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所又は事業者によって構成される団体（以下「事業所等」という。）を「宇部市ごみ減量等優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定し、事業所等の一般廃棄物の減量化等に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業者及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物の減量化等の一層の推進に資することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の認定の対象は、次のとおりとする。

- (1) 宇部市エコショップ協力店
- (2) 一般廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所等
- (3) 一般廃棄物の再利用又は再生利用に積極的に取り組んでいる事業所等
- (4) その他一般廃棄物の減量化等に関する活動について、市長が特に優良と認める事業所等

(定義)

第3条 前条第1号の宇部市エコショップ協力店とは、個人又は家庭で消費される商品を販売する事業所で、レジ袋その他容器包装ごみの発生抑制に取り組み、宇部市が推進する一般廃棄物の減量化等に関する施策に積極的かつ継続的に協力できる小売店をいう。

(認定の基準)

第4条 優良事業所の認定の基準は、別表に掲げる要件を3項目以上満たすものとする。

ただし、宇部市エコショップ協力店としての認定については、項目1の要件を必ず含むものとする。

(認定の申請)

第5条 優良事業所の認定を希望する事業所等は、宇部市ごみ減量等優良事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(認定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、優良事業所の認定をし、当該申請をした事業所等に認定証（様式第2号）及びステッカー（様式第3号）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宇部市エコショップ協力店として優良事業所の認定をした小売店に対しては、認定証（様式第4号）及びステッカー（様式第5号）を交付するとともに、レジ袋その他容器包装ごみの削減に向けた取組を当該小売店と宇部市が一体となって推進することを内容とする協定書を締結するものとする。

(有効期間)

第7条 前条第1項及び第2項の認定証の有効期間は、優良事業所の認定をした日から次条第1項の規定による認定の取消しの日までとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったときその他優良事業所としての認定が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により優良事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、第6条第1項又は第2項の認定証及びステッカーを市長へ返還しなければならない。

(認定による支援)

第9条 市長は、優良事業所の名称、一般廃棄物の減量化等に関する活動の内容その他の事項についての広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(資源化・減量化計画書の提出)

第10条 優良事業所の認定を受けた事業所等は、毎年度事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書を提出しなければならない。

(調査)

第11条 市長は、必要に応じ、優良事業所に対し、一般廃棄物の減量化等に関する活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	要件	取組の内容の例
1	レジ袋削減に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物袋持参運動を推進している。 ・ レジ袋不要の協力の声かけを実施している。 ・ レジ袋不要カード制を導入している。 ・ スタンプ制、エコポイント制を導入している。 ・ 買い物袋を販売している。 ・ マイバスケット制を導入している。 ・ レジ袋を有料で販売している。
2	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易包装を実施している。 ・ 簡易包装協力の声かけを実施している。 ・ 贈答品の包装の際、化粧箱や包み紙を極力使わないようにしている。 ・ メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている。
3	使い捨て容器・ 使い捨て製品の 使用量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替え製品を積極的に販売している。 ・ 飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している。 ・ プラスチック製・発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を自粛している。 ・ 量り売りを積極的に推進している。
4	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙バックや食品トレーなどの店頭回収を行っている。 ・ 酒類を販売している店舗で、ビールびんやリターナブルびんなどの生きびんの引取りを積極的に図っている。
5	消費者に対する PRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や資源保護を訴えている。 ・ 再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーをつくって、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。 ・ 販売促進イベントなどを通じて、消費者に対してごみ問題を呼びかけている。
6	紙ごみの減量化の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告チラシ、OA用紙などの使用量の積極的な減量を図っている。 ・ トイレトペーパーやコピー用紙は、再生紙を使用している。 ・ 排出される紙は、廃棄せずに積極的にリサイクルしている。
7	従業員への環境 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や研修会などを通じて、従業員に対してごみの減量化・再資源化について呼びかけている。 ・ 従業員に対して、ごみの分別について指導をしている。

8	事業所ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量・リサイクル推進のための内部組織を設置している。 ・ 両面コピーやミスコピーの裏面活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる。 ・ 取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる。 ・ 電子メールや会議におけるプレゼンテーションソフトの活用等により、ペーパーレス化を推進している。
9	事業所ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機の導入など、食品廃棄物のリサイクル削減に取り組んでいる。 ・ 資源ごみを分別して、リサイクルに積極的に取り組んでいる。 ・ 事業所内に分別BOXを設置している。
10	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 故障や破損した製品の修理を行っている。 ・ フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について、便宜を図っている。 ・ 再生品や地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている。

10 宇部市簡易包装推進協力店制度実施要綱

(平成17年7月14日)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制のため、簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している市内の小売業者を宇部市簡易包装推進協力店(以下「簡易包装協力店」という。)として登録し、その取り組みを広く周知することにより、販売業者及び市民の意識の高揚を図り、もって一般廃棄物の減量化の一層の推進に資することを目的とする。

(簡易包装協力店)

第2条 簡易包装協力店は、次のいずれかの事項を実施している市内の小売業の店舗とする。

- (1) 過剰包装の防止に努めている。
- (2) 消費者に対し簡易包装への協力の声かけを実施している。
- (3) 仕入先に対し包装、梱包等の簡素化を図るよう働きかけている。
- (4) 従業員に対して、簡易包装についての社内教育を行い、意識の啓発を図っている。

(登録申込)

第3条 簡易包装協力店の登録を希望する店舗は、宇部市簡易包装推進協力店申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録等)

第4条 市長は、前条申込書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、簡易包装協力店として登録するとともに、当該申込書を提出した店舗に簡易包装推進協力店表示ステッカー(様式第2号)を交付するものとする。

(市による支援)

第5条 市長は、簡易包装協力店の名称、簡易包装推進に関する取組内容その他の事項についての広報を行うとともに、当該取組を支援するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、簡易包装協力店が事業を廃止し、若しくは休止したとき又は第2条に規定する要件を満たさないこととなったときその他簡易包装協力店としての登録が適当でない認めるときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により簡易包装協力店の登録を取り消された店舗は、速やかに、第4条のステッカーを市長へ返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

1 1 宇部市資源物地域拠点回収事業助成金交付要綱

(令和元年 5 月 7 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、地域における廃棄物の資源化を促進するため地域において拠点回収した廃棄物の再資源化に取り組む団体に対して助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第 2 条 この助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という）は、本市が指定する廃棄物の資源化・減量化に取り組むため地域において拠点回収事業を実施する団体とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、地域で資源物の拠点回収を行うために要する経費（施設整備費、消耗品費等）とし、1 団体につき 5 0 0, 0 0 0 円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は宇部市資源物地域拠点回収事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に事業に要する経費等の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、当該申請書を審査し、適切であると認めるときは、助成金の交付を決定し、宇部市資源物地域拠点回収事業助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 申請者は、拠点回収施設を整備した日から 6 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、宇部市資源物地域拠点回収事業助成金実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて宇部市資源物地域拠点回収事業助成金請求書（様式第 4 号）とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(概算払)

第 7 条 市長は、前条の規定にかかわらず、この事業の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認めるときは、第 5 条の規定に係る助成金の交付決定額の範囲内で、概算払により助成金を交付することができる。

2 申請者は、前項の規定による助成金の概算払交付を受けようとするときは宇部市資源物地域拠点回

収事業助成金請求書（概算払）（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（精算）

第 8 条 前項第 2 条の規定による概算払を受けた申請者は、事業実施後、宇部市資源物地域拠点回収事業助成金実績報告書（様式第 3 号）及び宇部市資源物地域拠点回収事業助成金概算払精算書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による概算払の精算の結果、精算額が概算払受領額を下回ったときは、市長は交付決定団体に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

1 2 古着・古布回収事業交付金交付要綱

(令和元年 5 月 14 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化を促進するため、古着・古布回収事業により生じた収益を、各校区で回収された古着・古布の回収量に応じて、当該校区に対して交付金として分配することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 この交付金の交付対象団体（以下「対象団体」という）は、各校区で実施する古着・古布回収事業において、回収量の増加や不適物の排除の啓発及び回収拠点の管理に携わる団体とする。

(交付金の額)

第 3 条 市長は、対象団体に対し、各校区のふれあいセンター等に設置している古着・古布回収ボックスにて回収された古着古布の売払い収入に相当する、1 キログラム当たり 5 円の割合で算出した金額を交付金として交付する。

(交付申請等)

第 4 条 対象団体は古着・古布回収事業交付金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）を市長に申請するものとする。

(交付金の交付)

第 5 条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、直ちに内容を審査し、適当と認めた場合には速やかに古着・古布回収事業交付金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、適正に交付金を交付するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年 5 月 14 日から施行する。

1 3 宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、未給水区域において、安全で安心できる飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。）の安定的な確保を図るため必要な飲用井戸等の給水施設を整備する者に対し、宇部市飲用井戸等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 宇部市の水道整備計画の給水区域（以下「給水区域」という。）の区域外をいう。
ただし、給水区域内であっても配水管の布設が著しく困難と認められる区域を含むものとする。
- (2) 給水施設 市長が必要と認めた取水、貯水、導水、浄水、送水および配水の施設をいう。
- (3) 水質検査 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる項目について、水質検査機関（水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）又は簡易専用水道検査機関（水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）が検査することをいう。塩素消毒をしない場合は消毒副生物を省略することができる。
- (4) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合するよう浄化することが可能な浄水器であり、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当するものをいう。
 - ア 飲用水等を供給する給水装置に接続できること。
 - イ 耐用年数が通常の使用方法において 5 年以上であること。

(補助対象地域)

第 3 条 補助対象となる地域は、未給水区域とする。ただし、災害等により緊急に飲用水等を確保する必要があると市長が認める区域にあつては、これを補助対象地域とすることができる。

(補助対象者)

第 4 条 補助対象となる者は、未給水区域の住宅に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により飲用水等の給水施設を新設しようとする者であつて、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

- (1) 過去においてこの要綱によるもののほか、公共事業等に伴う補償又は他の補助を受けた場合で、当該補償又は補助を受けた年度の翌年度から起算して 10 年経過していない場合
- (2) 他人の土地に給水施設を設置する場合において、当該土地の所有者の承諾が得られない場合
- (3) 市税を滞納している場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、災害等により既設の水源（井戸、山水等）が枯渇、汚染又は破損したことにより、飲用水等の確保が著しく困難となった場合は、補助対象とすることができる。

3 自治会の集会所において、補助対象者は飲用水等の給水施設等を新設しようとするときの当該自治会の自治会長とする。

（補助対象施設等）

第5条 補助対象となる施設は、主たる自己の居住の用に供する住宅及び自治会の集会所とする。ただし、次の施設は除く。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用にあつては居住用とみなす。）
- (3) 賃貸住宅

2 前条第2項の規定の場合において復旧しようとする給水施設は、補助対象とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打抜き工事、素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（給水管設備のうち屋内配管は補助対象としない。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 飲用井戸新設時の水質検査費
- (8) 必要に応じて設置する浄水器設置工事費（浄水器の台数は、1世帯当たり1台とし、2世帯以上の世帯が同一の住居に居住し、厨房を共用している場合は、1住居当たり1台とする。）
- (9) 浄水器の設置にあたっては、当該設置前に「水質基準不適合」であった項目に係る当該設置後における水質検査費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

2 共同利用の施設にあつては、補助対象経費の2分の1以内とし、1戸あたり50万円を限度とする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付申請書（様式第1

号)に次に掲げる書類を添付の上、工事に着手する前に、市長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿(様式第2号。共同利用の場合)
- (3) 土地使用承諾書(様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合)
- (4) 設計図面(平面図)
- (5) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 給水施設の使用不要となったことを証する書類(災害等の場合)
- (8) 飲用水等(原水)の水質基準が適合しないことを証明できる書類及び浄水器の性能、仕様を証明できる書類(浄水器を設置する場合)
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助しないことを決定したときは宇部市飲用井戸等整備事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により第8条の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(事業の着手)

第11条 申請者は、前条の通知を受けた後、事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由があるときは、市長の承認を得て第10条の通知の前に事業着手することができる。ただし、交付決定については、前条の規定によるものとする。

(計画の変更等の承認届出)

第12条 第9条の規定により交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認申請書(様式第6号)に必要な書類を添付の上、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認・不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇部市飲用井戸等整備事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書(経費の内訳記載のもの)又は領収書の写し
- (3) 工事写真(着工前、工事中、完成)
- (4) 竣工図面(平面図)
- (5) 柱状図(ボーリング工事を行った場合)
- (6) 飲用井戸新設の場合は、別表に掲げる水質検査項目の結果を備えた写し
- (7) 浄水器の設置にあつては、当該設置前に「水質基準不適合」であつた項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第11条第2項の規定により事業着手した者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、宇部市飲用井戸等整備事業実績報告書(様式第8号)に前項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付請求書(様式第10号)を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(調査又は報告)

第17条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するため必要な調査又は報告を求めることができる。

(補助金交付の取消し)

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(施設の維持管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により整備した給水施設等について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別 表（第 13 条関係）

新設の実績報告に必要な水質検査項目

No.	項 目 名	基 準
1	一般細菌	100 個/mL 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L 以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下であること。
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下であること。
46	PH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭 気	異常でないこと。
49	色 度	5 度以下であること。
50	濁 度	2 度以下であること。

* 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のうちの項目

1 4 宇部市スズメバチの巣の駆除費補助金交付要綱

(平成 25 年 8 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安心・安全を図るため、市内においてスズメバチの巣を駆除する必要がある場合に、駆除業者に委託して駆除した者に対し、これに要した経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ 別表に定める膜翅目スズメバチ科スズメバチ亜科のスズメバチ類（3 属 16 種）をいう。
- (2) 登録駆除業者 第 9 条第 2 項の規定によりスズメバチの巣の駆除の登録を受けた駆除業者をいう。

(駆除の原則)

第 3 条 スズメバチの巣の駆除は、その巣の所在する土地又は建物の所有者又は管理者若しくは賃借する者が責任を持って駆除することを原則とする。

(補助対象となる巣)

第 4 条 補助の対象となるスズメバチの巣は、次のとおりとする。

- (1) 現にスズメバチが活動している巣で、居住の用に供する建物若しくは敷地内又は通学路などの周囲で人が日常的に出入りする場所にあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付対象者は、市内においてスズメバチが営巣する土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者で登録駆除業者に委託して巣の駆除を行った個人とする。ただし、土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者の特定が困難な場合は、自治会長等現にその巣を登録駆除業者に委託して駆除を行った者を対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、前条の補助対象者が登録駆除業者に委託して行ったスズメバチの巣の駆除に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が 10,000 円を超えるときは、10,000 円とする。

(登録駆除業者の要件)

第 8 条 登録駆除業者に登録することができる者は、市内に事業所を置く事業者（個人で事業を営んでいる者にあつては、市内に住所を有する者に限る。）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団、暴力団員及びこれらとの関係を持つ者

(登録の申請等)

第 9 条 登録駆除業者の登録を受けようとする者は、宇部市スズメバチの巣の駆除業者登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、商業登記の全部事項証明書。個人事業者にあつては、住民票
- (2) 法人にあつては法人及びその代表者、個人事業者にあつてはその個人の市税の全ての税目に未納のないことを証する納税証明書（発行が申請日前 3 か月以内のもの）
- (3) スズメバチの巣の駆除に係る誓約書（様式第 2 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の登録申請書が提出されたときは、市長は、書類等を審査し、適正であると認めた場合は、宇部市スズメバチの巣の駆除業者登録証（様式 3 号）を交付するものとする。登録の有効期間は、交付日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

3 市長は、登録駆除業者が第 1 項第 3 号の誓約書の誓約事項に違反した場合は、登録駆除業者の登録を取り消すものとする。

(登録駆除業者の義務)

第 10 条 登録駆除業者は、ハチの駆除の相談又は依頼があつたときは、ハチ及びハチの営巣の形状等の聞き取りを行い、ハチの種類の特定に努めるものとし、かつ、当該相談又は依頼した者に対し、その種類に応じた人体への危険性について、あらかじめ、説明を行うものとする。

(登録事項の変更等)

第 11 条 登録駆除業者は、申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、速やかに宇部市スズメバチの巣の駆除業者登録事項変更・廃止届（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチの巣の駆除後に、宇部市スズメバチの巣の駆除費補助金交付申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 駆除費用の明細が記載された領収書（登録駆除業者のもの）
- (2) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- (3) 営巣場所と住居等の位置関係が明確である現場の全景写真を 1 枚、巣の駆除前（巣が確認できるものに限る。）及び駆除後の写真を各 1 枚

2 申請は 1 人につき同一年度内に 1 回を限度とする。

3 補助金の交付申請の時期は、駆除を実施した日から起算して 30 日以内とする。

(補助金の交付申請の受付及び交付)

第 13 条 市長は、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定により補助金の交付の申請のあったときは、当該申請に係る補助金交付申請書を審査し、必要に応じて調査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、宇部市スズメバチの巣の駆除費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 15 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、スズメバチの巣の駆除費補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の交付)

第 16 条 市長は、前条の規定による請求書が、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、速やかに支払うものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

スズメバチ属	クロスズメバチ属	ホオナガスズメバチ属
オオスズメバチ	クロスズメバチ	キオビホオナガスズメバチ
キイロスズメバチ	シダクロスズメバチ	シロオビホウナガスズメバチ
コガタスズメバチ	ツヤクロスズメバチ	ニッポンホオナガスズメバチ
モンズズメバチ	キオビクロスズメバチ	ヤドリホオナガスズメバチ
ヒメズズメバチ	ヤドリスズメバチ	
チャイロスズメバチ		
ツマグロスズメバチ		

1 5 宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱

(令和2年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電施設の設置事業に関して必要な事項を定め、その適正な実施を指導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害の防止と、良好な自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (2) 設置事業 発電施設の設置工事及び発電事業をいう。
- (3) 事業者等 設置事業を実施する者及び土地の所有者をいう。
- (4) 設置区域 設置事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 周辺関係者 設置区域の周辺に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びに生活環境面で影響が考えられる者をいう。

(対象となる事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、10kW以上の事業用発電施設を設置しようとするもの（既に施工済みのもの又は施工中のものとの一体的に行う場合で、その施設規模が10kW以上となるものを含む）とする。ただし、次に掲げる設置事業はこの限りでない。

- (1) 環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例の対象となるもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するもの
- (3) 公共団体が公益に供するために設置するもの

(事前協議)

第4条 事業者等は、事業計画の認定申請をする前に、太陽光発電施設設置事前協議書（様式第1号）により市長と協議しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、関係法令を遵守し、設置区域及びその周辺地域の自然環境、生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害の防止と周辺関係者との良好な関係を保つよう努めるものとする。

る。

- 2 事業者等は、設置事業の実施に伴い事故などが発生したときや周辺関係者と紛争が生じたときは、事業者等の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 設置事業を中止若しくは終了したときは、事業者等の責任において発電施設の撤去その他適正な処理を行うものとする。

(周辺関係者への説明)

第6条 事業者等は、設置事業を計画する初期段階で周辺関係者に当該事業の内容等について十分な説明を行い、周辺関係者の意向を把握し、理解を得るものとする。

- 2 事業者等は、事業の内容等について周辺地域に著しい影響を及ぼす恐れのある変更が生じるときは、速やかにその内容について周辺関係者に説明することとする。

(届出)

第7条 事業者等は、設置工事に着手する日の60日前までに、太陽光発電施設設置事業届出書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図、立面図、設備配置図、設備等のカタログ
 - (2) 工事工程表
 - (3) 事業実施予定箇所の現況写真
 - (4) 事業説明会実施状況報告書(様式第3号)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業者等は、設置工事が完了したときは、速やかに太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
 - 3 事業者等は、第1項の規定による届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、太陽光発電施設設置事業変更届出書(様式第5号)に第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 想定発電出力を縮小するとき
 - (2) その他市長が認めるとき
 - 4 事業者等は、設置事業を終了したときは、速やかに太陽光発電施設設置事業廃止届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(標識の設置)

第8条 事業者等は、設置事業届出書を提出したときは、当該届出書の提出の日から設置工事が完了するまでの間、設置区域の外部から見えやすい場所に事業計画の概要等を記載した標識を設置するもの

とする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

1 6 環境保全協定

恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するため、「豊かな自然と住みよい環境をはぐくみ、持続可能な社会をめざすまち」の構築を目指し、市民、事業者、研究機関及び行政が一体となって環境保全に取り組むことが必要である。

そこで、宇部市（以下「甲」という。）と協定締結企業（以下「乙」という。）は、環境汚染の未然防止及び環境保全に関する活動を推進することを確約し、宇部市環境保全条例（平成17年条例第8号）第12条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、宇部市内における乙の事業活動に伴って生じる環境汚染の未然防止を図り、もって環境への負荷を低減し、市民の健康を保護するとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「環境汚染」とは、事業活動に伴い生じる大気汚染、水質汚濁、騒音若しくは振動、悪臭、土壌汚染又は廃棄物等によって、人の健康又は生活環境が損なわれることをいう。

2 この協定において「環境への負荷」とは、事業活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（相互協力）

第3条 乙は、甲と連絡を密にし、甲が行う環境保全に関する必要な施策又は調査に対し積極的に協力するものとする。

2 乙は、事業活動に必要な施設（以下「生産施設等」という。）の新增設又は既存施設の変更を行うときは、甲と事前に協議しなければならない。

3 甲は、乙に対し、環境保全上の適切な指導や情報の提供を行うものとする。

4 甲及び乙は、地域はもとより開発途上国への環境保全に関する技術移転、情報交換等について、積極的に相互協力を行うものとする。

第2章 環境汚染の未然防止

（大気汚染の未然防止）

第4条 乙は、使用燃料の低硫黄化、施設の熱効率の改善等による硫黄酸化物排出量の削減、排煙

の脱硫、脱硝、集じん装置の整備及び適正な維持管理、粉じん発生施設の密閉化等を図り、大気の汚染を未然に防止するよう努めるものとする。

(水質汚濁の未然防止)

第5条 乙は、排水処理施設の整備及び適正な維持管理を行うとともに、水の循環使用等による汚濁負荷量の削減を図り、水質の汚濁を未然に防止するよう努めるものとする。

(騒音・振動の低減)

第6条 乙は、騒音及び振動の発生施設の配置について十分検討するとともに、消音装置及び防振装置の整備及び適正な維持管理を行い、騒音及び振動の低減に努めるものとする。

(悪臭の未然防止)

第7条 乙は、悪臭発生施設の密閉化、脱臭装置等の整備及び適正な維持管理を行い、悪臭の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

(有害化学物質の排出抑制等)

第8条 乙は、有害化学物質の排出の抑制を図るとともに、当該物質の発生の防止技術の開発及び調査研究に努めるものとする。

2 乙は、有害化学物質による環境汚染を未然に防止するよう努めるものとする。

(廃棄物の排出抑制等)

第9条 乙は、生産施設等において、廃棄物の発生を抑制し、原料化又は再資源化その他の方法により廃棄物の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理するものとする。

(温室効果ガス等の排出抑制)

第10条 乙は、地球温暖化の防止に向けて、事業所全体として二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の抑制に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する温室効果ガス等の排出抑制活動に対して協力要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

第3章 環境保全型事業への転換

(環境管理・監査システムの構築等)

第11条 乙は、環境負荷の少ない事業活動を目指し、環境に関する国際規格の認証取得等による環境管理・監査システムの構築に努めるものとする。

2 乙は、製品の開発をはじめ、製造、流通、販売及び廃棄に至るまで、環境への負荷の低減に配慮した製品づくりに関する調査研究に努めるものとする。

3 乙は、環境保全に向けての組織を整備し、生産施設等の維持管理を徹底するとともに、事業所内の環境教育の充実に努めるものとする。

(緑地等の整備)

第12条 乙は、計画的な緑地の整備を図り、特に生産施設等の新增設に際しては、緑地の拡大に努めるものとする。

2 乙は、事業所及びその周辺の地域の環境美化を推進し、周辺の都市景観と調和した施設の整備に努めるものとする。

第4章 その他の環境保全に関する事項

(事故発生時の措置及び報告の義務)

第13条 乙は、生産施設等において、故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその処理の状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に対して講ずるべき事項を指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

(環境汚染に対する措置及び報告の義務)

第14条 乙は、環境汚染が生じたときは、直ちにその責任において原因の排除、損害の補償その他の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその処理の状況を甲に報告しなければならない。

(報告又は立入調査)

第15条 甲は、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、又はこの協定の実施に関して市職員若しくは学識経験者その他甲が依頼した者に事業所内への立入調査をさせることができる。

2 甲は、前項に規定する報告又は調査の結果を必要に応じ公開することができる。

(周辺住民への対応)

第16条 乙は、周辺住民へ事業内容や環境保全対策等の情報提供を積極的に行うとともに、事故等で周辺住民の生活環境に影響が生じるおそれがあるときは、速やかに周辺住民へ周知するものとする。

2 乙は、周辺住民から環境汚染に関する苦情等があったときは、誠意をもって対処し、必要に応じて改善等の措置を講ずるものとする。

(関連業者等に対する責務)

第17条 乙は、事業所内に常駐する関連業者及び下請業者等に対して、環境保全に関する積極的な指導及び援助を行い、本協定を遵守させるものとする。

(施設の譲渡又は貸付け)

第18条 乙は、施設を譲渡し、又は貸し付けるときは、譲受人又は借受人がこの協定に基づく義務を承継するよう必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第19条 この協定の施行に関し必要な細目については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

3 この協定は締結の日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年(年) 月 日

宇部市

甲

宇部市長

印

乙

印

1 7 環境保全協定に基づく細目協定

宇部市（以下「甲」という。）と細目協定締結企業（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日に締結した環境保全協定（以下「協定」という。）第 19 条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定に基づく細目協定（以下「細目」という。）を締結する。

第 1 条 協定第 2 章に定める環境汚染の未然防止については、次の各項の項目を定め、乙は、その数値以下で施設の適正な運転管理を図るものとする。

1 大気汚染の未然防止

(1) 硫黄酸化物対策

- ① 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める硫黄酸化物の 1 時間あたりの排出総量は次のとおりとする。

$$q = Q - \sum \alpha s$$

q : 硫黄酸化物協定排出総量 (N m³/h)

Q : 山口県が定めた「大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」(昭和 63 年山口県告示第 81 号)の規定に基づき決定される硫黄酸化物排出総量に係る許容限度 (N m³/h)

αs : 事前協議により山口県告示硫黄酸化物排出総量から削減が義務付けられた硫黄酸化物排出量 (N m³/h)

表 1 のとおり

- ② 乙は、山口県が設置した宇部市内の大気環境常時監視測定局のうち、いずれかの観測値が環境基準を超えるおそれが生じたときは、自主的に硫黄酸化物排出量の低減を図るとともに、「山口県大気汚染緊急時措置要綱」に基づくばい煙排出量の削減要請等があった場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(2) ばいじん対策

ばいじんの排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(3) 窒素酸化物対策

窒素酸化物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(4) 弗素化合物対策

弗素化合物の排出濃度及び排出量は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(5) 塩化水素対策

塩化水素の排出濃度は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(6) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の排出濃度は次のとおりとする。

表 2 のとおり

(7) 粉じん防止対策

乙は、粉じんが飛散するおそれのある施設においては、粉じんの飛散しにくい構造とし、防じん設備の設置に努めるとともに鉱物等の堆積場は、粉じん防止剤の散布等を行い工場内から排出及び飛散する粉じんの低減に努めるものとする。

2 水質汚濁の未然防止

(1) COD（化学的酸素要求量）対策

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定排出水の COD に係る汚濁負荷量は次のとおりとする。

$$l = L - \sum \alpha c$$

l : COD に係る協定汚濁負荷量 (kg/日)

L : 山口県が定めた「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(昭和 62 年山口県告示第 483 号) の規定に基づき決定される COD に係る汚濁負荷

量の許容限度 (kg/日)

α c : 事前協議により山口県告示 COD に係る許容限度から削減が義務付けられた COD に係る汚濁負荷量 (kg/日)

表 3 のとおり

(2) 排出口における排出水の水質汚濁物質の最大濃度は次のとおりとする。

なお、水素イオン濃度については、次表に定める範囲内とする。

表 4 のとおり

(3) 水質汚濁防止法第二条第 2 項第一号に定める有害物質については、排水基準を定める総理府令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) に掲げる許容限度の 90%以内とする。

表 5 のとおり

3 騒音・振動の低減

(1) 騒音対策

工場敷地境界線における騒音の大きさは次のとおりとする。

表 6 のとおり

(2) 振動対策

市街地側工場敷地境界線における振動の大きさは次のとおりとする。

表 7 のとおり

4 悪臭の未然防止

排出口からの排出ガスの最大臭気指数は次のとおりとする。

表 8 のとおり

悪臭の測定方法は、三点比較式臭袋法により算出する。

5 有害化学物質の排出抑制

- (1) 乙は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」（平成11年法律第86号）に基づき、化学物質を適正に管理して排出量及び移動量を把握するとともに、化学物質の使用量の削減、除害設備等の整備及び適正な管理、環境への負荷の少ない代替物質の利用、研究により、有害化学物質の排出の抑制に努めるものとする。
- (2) 乙は、有害化学物質の管理を徹底し、環境汚染の未然防止を図るものとする。

6 廃棄物の排出抑制

乙は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、安定化、再資源化の措置を講じ、廃棄物の最終処分量を2021年度までに2010年度比10%以上の削減に努めるものとする。

7 温室効果ガス等の排出抑制

乙は、事業所全体における省資源・省エネルギー化や生産効率の向上及びクリーンエネルギーへの転換等に努め、石炭、重油等の化石燃料の削減を図るとともに、重油換算燃料使用量を2021年度までに1990年度比で19%以上の削減に努めるものとする。

第2条 協定第3章に定める環境保全型事業への転換については、次の各項の項目を定めるものとする。

1 環境管理・監査システムの構築等

- (1) 乙は、環境マネジメントシステム（国際環境標準規格 ISO14001、環境活動評価プログラムエコアクション2.1）の活用等により、環境管理・監査システムを構築するとともに、CSR活動、レスポンシブル・ケア活動*等による積極的な環境保全活動を実施するものとする。
- (2) 乙は、環境負荷の低減に配慮した製品づくりと併せ、環境保全技術、省エネルギー、省資源化技術などの開発・研究を促進し、事業化に努めるものとする。
- 甲は、これを積極的に支援するものとする。
- (3) 乙は、関連企業も含め、事業所内の環境教育を計画的に実施するものとする。
- 甲は、これに積極的に協力するものとする。

2 緑地等の整備

- (1) 乙は、緑地の整備にあたっては、道路及び市街地側敷地境界線沿い等の効果的な場所に配置するよう努めるものとする。
- (2) 乙は、生産施設の新増設にあたっては、工場立地法（昭和34年法律第24号）の緑地面積

割合以上の一体的な緑地の配置に努めるものとする。

(3) 乙は、工場立地法の緑地設置対象外の施設等の新增設にあたっては、10 m²以上の緑地の設置に努めるものとする。

ただし、工場の敷地面積に対して20%以上の緑地（工場立地法に定める「緑地」をいい、同法に定める「環境施設」は含めない。）を有する場合は除く。

第3条 協定第4章に定めるその他の環境保全に関する事項については、次の事項を定めるものとする。

1 環境保全に関する事項についての報告

乙は、毎年6月末日までに、前年度の大気・水質・騒音・振動・悪臭の調査結果及び産業廃棄物の発生量等を甲へ報告すること。

2 細目の見直し

(1) 5年を目途に項目の見直しを行うものとする。

(2) 乙は、生産施設等の廃止又は休止を行うときは甲へ報告するとともに、生産施設等の新增設又は既存施設の変更その他必要があると認めるときは、項目中の数値を変更するものとする。

3 疑義の解決

本細目に定める事項について疑義が生じたとき、定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記細目締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

宇部市

甲

宇部市長

印

乙

印

表 1(硫黄酸化物排出総量)

工場名	県告示硫黄酸化物 排出許容量 Q (Nm ³ /H)	事前協議削減義務 硫黄酸化物排出量 α s (Nm ³ /H)	硫黄酸化物 協定排出総量 q (Nm ³ /H)
テクノUMG(株)	10.96	1.74	9.22
セントラル硝子(株)	3.24	0	3.24
セントラル化成(株)	7.58	0	7.58
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	146.56	66.03	80.53
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区	57.29	2.93	54.36
宇部興産(株)宇部セメント工場	34.49	0.30	34.19
宇部興産(株)宇部藤曲工場	61.61	7.11	54.50
(株)宇部スチール	7.40	3.86	3.54
宇部マテリアルズ(株)	30.90	14.41	16.49
EJホールディングス(株)	5.20	0	5.20
太陽石油(株)	12.20	0.35	11.85
ルネサスセミコンダクタ マニュファクチャリング(株)	—	—	4.52

説明： ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株)については旧楠町にあり、当該地域は大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていないため、Q（県告示硫黄酸化物排出許容量）は設定されていない。よってq（硫黄酸化物協定排出総量）は、各ばい煙発生施設の硫黄酸化物協定排出量の合計値とする。

表 2 (ばい煙濃度及び排出量)

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/ Nm ³)	ばいじん排出量 (kg/H)	窒素酸化物濃度 (ppm)	窒素酸化物排出量 (Nm ³ /H)	弗素化合物濃度 (mg/ Nm ³)	弗素化合物排出量 (g/H)	塩化水素濃度 (mg/ Nm ³)	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/ Nm ³)
テクノ U M G ㈱	No.5 ボイラー	0.05	1.24	140	3.47				
	蛍石気流乾燥炉	0.10	1.04	150	1.56				
	ロータリーキルン	0.15	0.57						
	廃油焼却施設	0.15	0.36	200	0.48	3.7	8.8	20	1.0
	弗酸凝縮器					2.5	0.1		
	硝酸洗浄塔					2.5	2.0		
	多目的実験設備					4.0	12.0		
	高純度弗化物ガス製造施設					3.7	47.0		
	BP-1プラント					4.0	4.0		
	BP-11プラント					4.0	4.0		
	BP-12プラント					3.7	3.7		
	PPP-1					4.0	8.0		
	PPP-2					3.7	7.4		
	医薬品原料工場					4.0	0.8	20	
	医薬品原薬工場							20	
セントラル硝子 ㈱	塩酸吸収塔 (廃ガス除害塔)							20	
	活性炭再生炉							20	
	No.1 塩素化反応器							40	
	No.2 塩素化反応器							40	
	弗酸回収設備					3.7	2.2		
	Cプラント					3.7	7.8		
	PA Cアルカリススクラバー							20	
	塩安 No.2 ドライヤー	0.05	1.35	210	5.67				
	塩安 No.3 ドライヤー	0.05	1.75	210	7.35				
	燐安 No.2 ドライヤー	0.05	2.48	210	10.42				
	燐安 No.3 ドライヤー	0.05	3.55	210	14.91				
	燐安 No.4 ドライヤー	0.05	3.55	150	10.65				
	燐安 No.2 造粒機スクラバー					3.5	28.0		
	燐安 No.3 造粒機スクラバー					3.5	28.0		
	燐安 No.4 造粒機スクラバー					4.0	42.0		

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/Nm ³)	ばいじん排出量 (kg/H)	窒素酸化物濃度 (ppm)	窒素酸化物排出量 (Nm ³ /H)	弗素化合物濃度 (mg/Nm ³)	弗素化合物排出量 (g/H)	塩化水素濃度 (mg/Nm ³)	ダイオキシン類濃度 (ng-TR/Nm ³)
宇部吉野石膏㈱	乾燥炉	0.06	1.00						
	焼成炉								
宇部興産㈱ 宇部ケミカル工場東地区	発電所4号ボイラー	0.06	8.59	350	50.11				
	発電所5号ボイラー	0.04	21.25	250	132.81				
	発電所6号ボイラー	0.01	7.13	40	28.52				
	排水焼却炉	0.15	0.57					300	2.0
	着色ドライヤー	0.08	1.30	250	4.06				
	脱色ドライヤー	0.07	1.70	200	4.86				
	廃水焼却炉	0.05	0.50	100	1.00			350	0.2
	硫酸液燃焼炉	0.10	0.59	150	0.89				
	硝酸製造設備			200	6.57				
	第二発電所第1号ボイラー	0.09	8.19	400	36.40				
宇部興産㈱ 宇部ケミカル工場西地区	第二発電所第2号ボイラー	0.09	16.93	400	75.24				
	廃水処理廃棄物焼却炉	0.15	0.75	200	0.79			300	2.0
	硫酸焼却炉 亜硫酸塔	0.10	1.30	150	1.95				
	硫酸焼却炉 7期脱硝設備	0.10	1.10	150	1.65				
	硫酸焼却炉 8期脱硝設備	0.10	1.10	150	1.65				
	西No.1キルン (NSP)	0.03	14.08	400	188.00			350	0.3
	タンカル熱風炉	0.05	3.30	200	14.52				
	西No.1乾燥機	0.08	3.33	200	9.57				
宇部興産㈱ 宇部セメント工場	パライノNo.1, 2キルン	0.05	0.38						
	パライノNo.2ドライヤー	0.05	0.44						
	石灰ボイラー	0.06	10.60	200	40.63				
	ガス発生炉スタックA	0.01	0.80	10	0.80				
	ガス発生炉スタックB	0.04	0.82	100	2.68				
宇部興産㈱ 宇部藤曲工場	小型流ボイラー-2	0.13	0.10						

工場名	ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/Nm ³)	ばいじん排出量 (kg/H)	窒素酸化物濃度 (ppm)	窒素酸化物排出量 (Nm ³ /H)	弗素化合物濃度 (mg/Nm ³)	弗素化合物排出量 (g/H)	塩化水素濃度 (mg/Nm ³)	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm ³)	
宇部興産機械(株)	300T焼鈍炉	0.17	1.32	150	1.16					
	100T焼鈍炉	0.15	0.76							
	40T焼鈍炉	0.15	0.53							
	20T熱処理炉	0.15	0.16							
	7T熱処理炉	0.15	0.09							
	20T低周波炉	0.05	0.90							
	10T低周波炉	0.10	1.80							
	2T高周波炉	0.10	1.36							
	60T電気炉	0.05	25.00						1.5	
	30T電気炉	0.05	19.00							
チタン工業(株)	10T電気炉	0.05	9.50							
	40T熱処理炉	0.15	0.47							
	No.2ボイラー	0.05	0.06							
	乾燥炉 (YD)	0.05	0.78	50	0.78					
	乾燥機2	0.05	0.74	30	0.44					
	ロータリードライヤーNo.3	0.05	1.48	150	4.44					
	No.1ロータリーキルン	0.05		360	4.95					
	No.2ロータリーキルン	0.05		360	7.20					
	No.4-1ロータリーキルン	0.05		360	21.60					
	No.4-2ロータリーキルン	0.05		360	7.20					
宇部マテリアルズ(株)	No.6ロータリーキルン	0.05	16.97	360	21.60					
	No.7ロータリーキルン	0.05		360	7.20					
	No.9ロータリーキルン	0.05		360	18.00					
	No.2ロータリードライヤー	0.05		245	2.76					
	No.6ロータリードライヤー	0.05		245	8.55					
	LM-18	0.05	2.40	200	9.56					
	熱風炉	0.10	1.65	245	4.04					
	重油ボイラー	0.02	1.17	60	3.51					
	バクケージボイラー	0.02	0.28	80	1.12					
	トランスアルキル化反応器 予熱器	0.02	0.06	85	0.26					
太陽石油(株)	ペンゼン塔リボイラー	0.02	0.82	80	3.29					
	エチルペンゼン塔リボイラー	0.02	0.16	85	0.67					
	スチーム過熱器	0.02	0.86	97	4.17					
	No.1 炉筒	0.15	0.84	100	0.56					
	No.2 炉筒	0.15	0.70	100	0.47					
	ルネサスセミコンダクター マニュファクチャリング(株)									

表 3(COD汚濁負荷量)

工 場 名	県告示 COD汚濁負荷許容量 L (kg/日)	事前協議削減義務 COD汚濁負荷量 α c (kg/日)	COD協定 汚濁負荷量 ℓ (kg/日)
テ ク ノ U M G (株)	219.1	25.5	193.6
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	387.9	68.5	319.4
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	1,037.4	209.8	827.6
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区	1,478.0	150.5	1,327.5
宇 部 興 産 (株) 宇 部 藤 曲 工 場	274.2	9.9	264.3
宇 部 興 産 機 械 (株)	25.7	4.7	21.0
チ タ ン 工 業 (株)	133.7	2.6	131.1
明 和 化 成 (株)	2.3	0.4	1.9
エムシー・ファーティコム(株)	0.6	0	0.6
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	13.7	0.2	13.5
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	1,209.0	32.3	1,176.7
太 陽 石 油 (株)	76.6	2.0	74.6
ルネサスセミコンダクタ マニファクチュアリング(株)	45.4	10.4	35.0

表 4 (排水水の 水質汚濁物質濃度)

工場名	排水口	pH	SS (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)	フェノール (mg/ℓ)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	備考	
テクノ U M G ㈱	No.1	6.0 ~ 9.0	35	35		45	3.0				
	東2	6.0 ~ 9.0	20	15		13	0.3				
セントラル硝子㈱	沖	6.0 ~ 9.0	25	20		55.9	1.0		5.0		
	東10	6.0 ~ 9.0	25	20		23	2.0		3.0		
宇部興産 ㈱ 宇部ケミカル工場東地区	西1	6.0 ~ 9.0	25	20		48	0.8				
	西2	6.0 ~ 9.0	25	20		5	0.8				
	西3, 4	6.0 ~ 9.0	25	15		6	0.2				
	西6	6.0 ~ 9.0	25								
	西7	6.0 ~ 9.0	25								
	西8	6.0 ~ 9.0	25								
	電力事業部	No.5, 6	6.0 ~ 9.0	25							
	No.1	6.0 ~ 9.0	25								
宇部興産 ㈱ 宇部ケミカル工場西地区	No.3	6.0 ~ 9.0	25	44		53	0.3		3.0		
	No.5	6.0 ~ 9.0	25	45		50	0.3				
	東1	6.0 ~ 9.0	30								
	東2	6.0 ~ 9.0	30								
	東3	6.0 ~ 9.0	30								
宇部興産 ㈱ 宇部セメント工場	東4	6.0 ~ 9.0	30								
	東5	6.0 ~ 9.0	30								
	東6	6.0 ~ 9.0	30								
	東7	6.0 ~ 9.0	30								
	西1	6.0 ~ 9.0	30								

工場名	排水口	pH	SS (mg/l)	COD (mg/l)	BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	フェノール (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	備考
宇部興産株式会社 宇部セメント工場	西2	6.0 ~ 9.0	30							
	西3	6.0 ~ 9.0	30							
	西4	6.0 ~ 9.0	30							
	沖の山1	6.0 ~ 9.0	30							
宇部興産株式会社 宇部藤曲工場	No.1	6.0 ~ 9.0	25	15		8	0.4			
	No.1	6.0 ~ 9.0	30	20						
	No.6	6.0 ~ 9.0	20	15						
	No.7	6.0 ~ 9.0	30	15						
宇部興産株式会社 宇部機械株式会社	No.8	6.0 ~ 9.0	30	20						
	No.4	6.0 ~ 9.0	35							
	No.6	6.0 ~ 9.0	35							
	No.1	6.0 ~ 9.0	35	10		55	0.4			
チタン工業株式会社	No.2	6.0 ~ 9.0	35	35		50	0.8			
	中央	6.0 ~ 9.0	20	20		11	3.0	0.8		
明和化成株式会社 エムシー・フューライコム株式会社	東	6.0 ~ 9.0	40	8		38	2.0			
	西1	6.0 ~ 9.0	40	30		40	3.0			
	No.1	6.0 ~ 9.0	40							
宇部マテリアルズ株式会社	No.2	6.0 ~ 9.0	40							
	No.3	6.0 ~ 9.0	40							
	No.1	6.0 ~ 9.0	25	35		49	2.5			
E Jホールディングス株式会社	No.2	6.0 ~ 9.0	25	30		5	0.4			
	No.1	6.0 ~ 9.0	20	20		4.6	1.2			
太陽石油株式会社 ルネサスセミコンダクタ マニユーフアクチュアリング株式会社	総合排水口	6.0 ~ 8.5	20	12	12	18				

表5(排水の水質汚濁物質濃度)

工場名	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	ジソ化合物 (mg/l)	有機磷化合物 (mg/l)	鉛及びその化合物 (mg/l)	六価クロム化合物 (mg/l)	砒素及びその化合物 (mg/l)	水銀及びアルミニウムその他の水銀化合物 (mg/l)	アルコ水銀化合物 (mg/l)	PCB (mg/l)	トリクロロフェン (mg/l)	テトラクロロエフェン (mg/l)	ジクロロメタン (mg/l)	四塩化炭素 (mg/l)	1,2-ジクロロエタン (mg/l)
テクノUMG(株)		0.1		0.9	0.45	0.09	0.0045	検出されないこと	0.0027	0.27	0.09	0.18	0.018	0.036
セントラル硝子(株)														
宇部興産(株)														
宇部ケミカル工場東地区														
宇部興産(株)														
宇部ケミカル工場西地区														
宇部興産(株)														
宇部藤曲工場														
宇部興産機械(株)														
(株)宇部スチール														
チタン工業(株)														
明和化成(株)														
エムシー・フアーツェイコム(株)														
宇部マテリアルズ(株)														
EJホールディングス(株)														
太陽石油(株)														
ルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング(株)														

工場名	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	シマジン (mg/l)	チオベンゾカルブアミド (mg/l)	ベンゼン (mg/l)	セレン及びその化合物 (mg/l)	ふっ素及びその化合物 (mg/l)	ほう素及びその化合物 (mg/l)	カルボ・硝酸及び亜硝酸化合物 (mg/l)	1,4-ジニトロベンゼン (mg/l)
テクノUMG 株式会社														
セントラル硝子株式会社														
宇部興産株式会社 宇部ケミカル工場東地区														
宇部興産株式会社 宇部ケミカル工場西地区														
宇部興産株式会社 宇部藤曲工場														
宇部興産機械株式会社														
株式会社スチール														
チタン工業株式会社	0.9		0.36	2.7	0.054	0.018	0.027	0.18	0.09	0.09	14	207	90	0.45
明和化成株式会社														
エムシー・フアーツェイコム株式会社														
宇部マテリアルズ株式会社														
EJホールディングス株式会社														
太陽石油株式会社														
ルネサスセミコンダクタマニユファクチュアリング株式会社														

表 6(騒音)

工場名	区分	昼間 午前6時～午後9時 (dB)	夜間 午後9時～午前6時 (dB)
テ ク ノ U M G (株)	市街地側境界	65	65
	その他	65	65
セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
セ ン ト ラ ル 化 成 (株)	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
宇 部 吉 野 石 膏 (株)	全境界	65	65
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	市街地側境界	65	60
	その他	70	65
宇部興産(株)ケミカル工場西地区	市街地側境界	60	55
	その他	70	65
宇部興産(株)宇部セメント工場	市街地側境界	70	70
	その他	70	70
宇部興産(株)宇部藤曲工場	東西境界	65	65
	その他	70	70
宇 部 興 産 機 械 (株)	全境界	65	65
(株) 宇 部 ス チ ー ル	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
チ タ ン 工 業 (株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
明 和 化 成 (株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
エムシー・ファーティコム(株)	東工場全境界	70	65
	西工場全境界	70	70
宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株)	市街地側境界	65	65
	その他	70	70
E J ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	市街地側境界	60	55
	その他	65	65
太 陽 石 油 (株)	市街地側境界	70	65
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株)	全境界	65	55

表 7(振動)

工場名	区分	昼間 午前8時～午後7時 (dB)	夜間 午後7時～午前8時 (dB)
セントラル硝子(株)	市街地側境界	65	60
セントラル化成(株)			
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区			
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区			
(株)宇部スチール			
EJホールディングス(株)			

表 8(悪臭)

工場名	施設名	臭気指数
テクノUMG(株)	排ガス処理施設1	28
	排ガス処理施設2	28
	204工場	31
セントラル化成(株)	塩安No.2 ドライヤー	33
	塩安No.3 ドライヤー	33
	燐安No.2 ドライヤー	36
	燐安No.3 ドライヤー	36
	燐安No.4 ドライヤー	36
	燐安No.2 造粒機スクラバー	31
	燐安No.3 造粒機スクラバー	31
	燐安No.4 造粒機スクラバー	31
宇部興産(株)宇部ケミカル工場東地区	排水焼却炉	31
	廃水焼却炉	31
宇部興産(株)宇部ケミカル工場西地区	1.6ジオール脱臭炉	31
	廃水処理廃棄物焼却炉	31
宇部興産(株)宇部セメント工場	西No.1 キルン (NSP)	36
宇部興産(株)宇部藤曲工場	ガス発生炉スタックA	36
(株)宇部スチール	60T電気炉	36
チタン工業(株)	乾燥炉 (YD)	31
	溶解反応機	33
エムシー・ファーティコム(株)	乾燥工程脱臭装置	31
	冷却工程脱臭装置	31
EJホールディングス(株)	培養槽	31

18 環境保全協定（ゴルフ場）

宇部市（以下「甲」という。）と協定締結ゴルフ場（以下「乙」という。）とは、宇部市内のゴルフ場事業活動に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、ゴルフ場の事業活動に伴う環境汚染を未然に防止することによって、水質保全を図り、市民の健康の保護と良好な生活環境の保全に努めることを目的とする。

（基本的責務）

第2条 乙は、関係法令、及び本協定の諸事項を遵守するとともに、甲が行う環境保全に関する施策に積極的に協力し、環境への負荷の削減に努めるものとする。

2 乙は、使用する農薬等〔農薬取締法（昭和23年法律第82号）第一条の二第1項に規定する農薬、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第二条第1項に規定する肥料、その他環境を汚染するおそれのある薬剤をいう。〕の量を極力抑制するよう努めるものとする。

3 農薬取締法により作物残留性農薬、土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬に指定されている農薬は使用してはならない。

（農薬等使用の制限）

第3条 乙は、農薬等を使用する場合は、気象、地形、周辺の利水状況等に十分配慮し、周辺環境に影響を及ぼさないように努めるものとする。

2 降雨が予想される場合は、使用を控えるとともに河川等の水域に流入しないように努めるものとする。

3 病虫害等の発生状況を検討し、過度の使用は行わないものとする。

（農薬等使用届出）

第4条 乙は、農薬等の使用にあたっては、その使用状況を速やかに甲へ報告するものとする。

（農薬・肥料使用実績報告書及び使用計画書の提出）

第5条 乙は、毎年1月20日までに、前年の農薬・肥料使用実績報告書及び当該年の農薬・肥料使用計画書を甲へ提出するものとする。

（水質検査の実施）

第6条 乙は、使用される農薬及び肥料の使用量が多い時期に年2回以上、排水口における農薬濃度等の水質検査を行うとともに、その結果を速やかに甲へ報告するものとする。

2 前項の水質検査の採水にあたっては、甲が立会うことができるものとする。

(事前協議)

第7条 乙は、施設の変更により環境に負荷を与える恐れのある場合は、事前に甲と協議しなければならない。

(事故時の措置と報告)

第8条 乙は、農薬等の使用に伴う事故発生並びに、周辺環境への異常が認められ又はその恐れがある場合は、直ちに必要な対策を講じるとともに、甲へ報告しなければならない。

(報告と調査)

第9条 甲は、乙に対し、環境保全のために必要な事項について報告を求め、また、この協定の実施に必要な限度において、甲の職員等にゴルフ場の立ち入り調査をさせることができるものとする。

2 第6条の水質検査及び前項の立ち入り調査において、排水口における農薬等の濃度が別表1に掲げる「農薬等の排水協定値」を超えた場合は、乙は甲の指導を受け、農薬等の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

3 甲は、第1項の規定により調査した資料及び報告は、企業の機密事項を除き、公開することができるものとする。

(苦情への対応)

第10条 乙は、ゴルフ場の事業活動に伴い、住民等から苦情の申し立てがあったときは誠意をもってこれに対応しなければならない。この場合において、乙はその結果を甲に報告するものとする。

(市との連絡)

第11条 乙は、環境保全担当者を常置し、環境保全事項について、甲と連絡を密にするものとする。

(承継の義務)

第12条 乙は、ゴルフ場の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、本協定によって生ずる義務を当該第三者に承継させなければならない。

(その他)

第13条 この協定書に定められた事項について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項についても同様とする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

別表1

農薬等の排水協定値

農薬成分名	協定値 (ng/l)	農薬成分名	協定値 (ng/l)
【殺菌剤】			
アセタミプリド	0.18	フルトラニル	0.23
アゼフエート	0.0483	プロピコナゾール	0.05
イソキサチオン	0.008	ペノミル	0.02
イミダクロプリド	0.15	ペンシクロン	0.14
エトフエンプロックス	0.082	ポスカリド	0.11
クロチアニジン	0.25	ホセチル	2.3
クロルピリホス	0.002	ホリカーバメート	0.03
ダイアジン	0.005	メタラキシル及びメタラキシルM	0.058
チアメトキサム	0.047	メブロニル	0.1
チオジカルブ	0.08		(メタラキシルとして)
テブフエノジド	0.042		
【除草剤】			
トリクロルホン (DEP)	0.005	アシェラム	0.2
ピリダチオン	0.002	エトキシスルプロコン	0.1
フェニトロチオン (MEP)	0.003	オキサジアルギル	0.02
ペルメトリン	0.1	オキサジクロメホス	0.024
ペンシルタップ	0.09	カフェンストロール	0.007
【殺菌剤】			
アジキニストロピン	0.47	シクロスルプロアムロン	0.08
イソプロチオラン	0.26	ジチオピル	0.0095
イゾジオン	0.3	シヂュロン	0.3
イミノクタジンアルベシル機塩及びイミノクタジン酢機塩 (イミノクタジンとして)	0.066	シマジン (CAT)	0.003
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
オキシニル (有機銅)	0.04	トリクロピル	0.006
キヤノタン	0.3	ナプロハミド	0.03
クロロタニル (TPN)	0.01	ハロスルプロンメチル	0.26
ジフェノコナゾール	0.05	ピリプロチカルブ	0.023
ジプロコナゾール	0.03	ブタミホス	0.02
シメコナゾール	0.03	フラザスルフロン	0.03
チウラム (チラム)	0.022	プロピサミド	0.05
チオリアネートメチル	0.02	ペンスリド (SAP)	0.1
チフルサミド	0.3	ペンチイメタリン	0.1
ネトラコナゾール	0.05	ペンフルザリン (ベスロジン)	0.08
トリフルミゾール	0.077	メコプロップカリウム塩 (MCPKカリウム塩)、メコ プロップジメチルアミン塩 (MCPDJメチルアミン塩)、メコ メコプロッププロイソプロピルアミン塩及びメコプロップ プロカリウム塩	0.047
トリクロホスメチル	0.05	WCPIイソプロピルアミン塩及びWCPIナトリウム塩	0.005
バリダマイシン	1.2		(MCPAとして)
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	0.1	【植物成長調整剤】	
		トリネキサバクエチル	0.015

生活環境項目

項目	協定値 (ng/l)
COD (化学的酸素要求量)	20以下
SS (浮遊物質)	25以下

【関係用語】

【あ行】

●ISO14001

国際標準化機構が定めた事業活動、製品及びサービスの環境負荷低減が継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている規格。

●ICLEI

International Council for Local Environmental Initiatives の略称。「持続可能性をめざす自治体協議会」のことで、持続可能な開発を公約した自治体等で構成された国際的な連合組織であり、世界で 85 カ国、1,000 以上の自治体が参加し、気候変動等の課題の解決に向け、国際的な視野を持って地域での取組を進めている。

●あんしん歩行エリア

警察庁と国土交通省は、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するために対策を講じる必要があると認められる地区（ひとつの地区の面積は概ね 0.5～2k m²）を「あんしん歩行エリア」として指定している。山口県では 15 の地区が指定されており、本市では琴芝地区と東新川・錦町地区の 2 地区が指定されている。

●EA21（エコアクション 21）

中小企業、学校、公共機関等が、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への目標を持って行動し、結果の取りまとめ・評価・報告を行うための簡易な方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度のことをいう。

●一酸化炭素

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

●宇部市イノベーション大賞

市内産業団地において、地域経済や市民生活などに貢献する革新的な事業を実施する事業者から事業計画を募集し、審査により本市が認定する賞のことをいう。

●宇部市簡易包装推進協力店

本市独自の制度として、一般廃棄物の発生

抑制のため、「宇部市簡易包装推進協力店制度」を設け、簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している小売店を「宇部市簡易包装推進協力店」として登録している。

●宇部市ごみ減量等優良事業所

本市独自の制度として、事業所から排出される一般廃棄物の資源化や減量化を促進するため、ごみの減量化等に積極的に取り組んでいる事業所等を「宇部市ごみ減量等優良事業所」として認定している。

●宇部新都市

研究開発の拠点と居住空間の提供を目的とする産・学・住の機能が有機的に結びついた新都市として、西岐波の丘陵地に建設された。

●宇部市地球温暖化対策実行計画（地域編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の努力規定に基づき、宇部市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制のために策定した市域全体の計画であり、本計画中の地球温暖化防止対策部分を実行計画（地域編）として位置づけている。これに対して、市の事務・事業に関する計画が実行計画（事務事業編）である。

●宇部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「宇部市環境基本計画」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に関し環境負荷を削減し、地球温暖化対策にも対応していくため、市及び職員が、市民・事業者の協力を得ながら、一体となって環境保全行動を率先して実行している。

●宇部市地球温暖化対策ネットワーク

地域から地球温暖化対策に貢献するため、宇部市及び近郷の学術研究機関・企業・市民活動団体・関係行政機関とのパートナーシップにより設立された機関。各団体の個性を生かした個別対策及び情報共有化による団体間の相互補完を軸として活動している。平成 14 年 10 月に設立。

●うべメールサービス

宇部市に関わるさまざまな情報を市民などに提供するメールマガジンで、防災・市政・イベント等 7 つのメニューがあり、必要なものだけを利用することができる。

●エコ定期券

マイカーからのCO₂排出を抑制する目的で考案された本市交通局のサービスで、1か月2,000円(3か月6,000円)の定期券(無記名式なので誰でも使用可)を購入して乗ると、全路線一乗車100円で利用可能になるものをいう。平成25年10月1日からは、1か月3,000円(3か月9,000円)。

●エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)に基づき、堆肥等による土づくりや、化学肥料・農薬を低減する計画を策定し、県知事の認定を受けた農業者(農業法人を含む)。

●SS(浮遊物質)

Suspended Solidsの略称。水中に浮遊している物質をいう。一定量の水をろ紙でこし乾燥させてその重量を測る。その数値が大きいかほど汚れている。

●エネルギー転換部門

石油・石炭等の一次エネルギーを産業、民生、運輸部門で消費される最終エネルギーに転換する部門で、発電所等がこれに含まれる。

●LED

Light(光) Emitting(出す) Diode(ダイオード)の頭文字をとったもので、「光り輝く半導体」を意味する。電流を通すと発光する半導体で、ガリウムやリンなどの元素を組み合わせてつくる結晶体のことをいい、蛍光灯に比べて消費電力が少ないこと、材料に水銀等の有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないこと等から環境負荷が低い発光体として注目されている。

●温室効果

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象をいい、温室効果をもたらす物質としては、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン等がある。

【か行】

●カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても削減できない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果

ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方をいう。

●環境基準

人の健康の保護および生活環境の保全を目的とした行政上の目標値である。環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に基準が定められている。

●環境マネジメントシステム

事業者が経営方針の中に環境に関する方針や目標などを設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」又は「環境管理」という。また、この取り組みを進めるための工場や事業場内の体制・手続等を策定・実施・運用するための、一連の責任、実務、手順、プロセス及び経営資源を「環境マネジメントシステム」という。

●北九州イニシアティブネットワーク

アジア・太平洋地域の都市環境の改善を加速させるために地域レベルでの取り組みを強化するとともに、都市間の協力を促進する仕組み。これを推進するための、自治体間で都市環境改善に関する情報や技術の交流・意見交換を行う「北九州イニシアティブネットワーク」に、宇部市は参加している。

●京都議定書

1997年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国における温室効果ガスの削減率を、1990年を基準として各国別に定め、共同で約束期間内に削減することを義務付けたもの。日本では2008年から2012年の第一約束期間において6%削減することを約束している。

●グリーン購入

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称が「グリーン購入法」。この法に基づき、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを「グリーン購入」という。

●グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の観光活動で、具体

的には、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊等のことをいう。

●グローバル500賞

国連環境計画（UNEP）が、持続可能な開発の基盤である環境の保護及び改善に功績のあった個人又は団体を表彰する制度で、毎年6月5日の世界環境の日に同賞の授与式が行われており、本市は1997年に受賞した。2004年からこの賞は地球大賞（Champions of the Earth）に置き換えられている。

●現代日本彫刻展

昭和36年に開催以来、国内最高レベルの彫刻展として全国の注目を集めており、新進中堅作家の登竜門とも言われている。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽の紫外線が作用して生成される酸化性物質の総称。光化学スモッグの主原因とされており、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体への影響の他、植物にも影響を与える。

●降下ばいじん

大気汚染物質のうち、比較的粒径が大きく、重いために大気中に浮遊できずに降下するものや、雨や雪等により降下するものをいい、この降下ばいじん対策が公害対策の始まりであった。

●工業プロセス部門

工業プロセス部門は温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つで、セメントの焼成キルン等で石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程等をいう。

●COP10

Conference of the Partiesの略称。

生物多様性条約を締結している国の代表が集まって実施される10回目の会議のこと。日本の愛知県名古屋市にある名古屋国際会議場で開かれた。

●こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである。

平成7年に環境省の事業として発足し、平成23年度から財団法人日本環境協会にて事業を引き継いで実施している。

【さ行】

●サイクルアンドライド

バス停や駅に隣接した自転車駐輪場を利用し、そこから先はバスや電車に乗って移動することで、駅やバス停まで比較的遠い人も公共交通機関を利用することが容易になる。

●酸性雨

工場や自動車から大気中に排出される二酸化硫黄、窒素酸化物が雨水に溶け込んで強度の酸性度（pH5.6以下）を示す雨である。

●三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定する方法で、6人以上の試験者に悪臭の入っている袋を臭ってもらい、その結果を統計的に処理しうすめていき、区別がつかなくなった値を臭気濃度とする。

●3R

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことをいう。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

●時間帯補正等価騒音レベル（Lden）

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベルに朝・夕（+5 dB）・夜（+10 dB）の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均をとって評価したもので、単位はdBで表される。平成25年4月より新たな航空機騒音に係る環境基準の評価指標として採用されている。

●COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略称。水の汚れの度合を示す方法として用いられ、数字が高いほど水中の汚濁有機物質の量が多い。

●指定文化財

長い歴史の中で生まれ、今日まで継承されてきた文化的所産（有形・無形・民俗文化財、記念物等）で、歴史上又は芸術上価値が高いものを国・県・市が指定し、その保護を図っている。

●市民農園

住民がレクリエーション、自家消費用野菜や花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園をいう。

●新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーなどに対する新しいエネルギー源や供給形態の総称で、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーの他、コージェネレーション、燃料電池等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

【た行】

●ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)の略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を合わせて「ダイオキシン類」と定義している。

●代替フロン

モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のこと、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つものをいう。

●大腸菌群数

人および動物の腸内に発生する細菌で、土壌など広く自然界にも分布する。これらは常に糞便中に排泄されているので、糞便による汚染の判定として、水、食品等の安全度の指標としている。

水の大腸菌群の定量法は、「最大確数法」が用いられ、MPN/100mlで表す。

●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な景観を保全・創出するために、河川管理を行うことを言う。

●地域環境力

「平成15年版環境白書(環境省)」において使用された言葉で、地域全体で望ましい目標を共有しながら、より良い環境を創造しよ

うと取り組む意識や能力のことをいい、この「地域環境力」があって、地域全体として環境保全の取組を効果的に進めていくことが可能となる。

●地球環境検定

平成21年(2009年)7月に設立された一般社団法人「地球環境検定機構」が全国的に実施しようとしている、環境をテーマにした検定試験で、知識のみならず、環境対策の実践をも検定項目に加え、環境に配慮した生活習慣を身に付けさせることを目的とした新しい検定システムをいう。

●地球温暖化対策地域協議会

地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者が、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき組織する地域協議会のことをいう。

●地区計画

一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める計画制度(都市計画法第12条の5)のことをいう。本市では、宇部新都市において定められている。

●鳥獣保護区

鳥獣の保護・繁殖のため、環境大臣または都道府県知事が設ける区域。鳥獣の捕獲は、特に許可を受けた場合を除き禁止される。これまでの禁猟区に代わるもの。

●DO(溶存酸素)

Dissolved Oxygenの略称。水中に溶解している酸素をいう。

主として有機質の腐敗性物質が溶存酸素を消費し、溶存酸素の量は試料の汚染状態を示すことができる。一般に、5mg/l以下になると魚類の生活はおびやかされ、3mg/l以下になると生息できないといわれている。

●適期防除

農産物への病害虫の駆除に最も効果のある時期に農薬を散布すること。

●デポジットゲージ法

降下ばいじんを測定する方法で、直径30cmの大型ロートと10～20リットルのポリエチレン瓶を設置し、雨と一緒に降下するばいじんを集める方法である。宇部市では市内15ヶ所で、降下ばいじんの観測を行っている。単位は t / km² / 月で表わす。

●デマンド（交通）

通常の路線バスのような定時定路線の運行ではなく、需要（デマンド）がある場合にのみ経路や運行時間を変える等、運行の効率化を図りつつ乗客の要望に対応できる仕組みをいう。

●等価騒音レベル（LAeq）

測定時間内での変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの量を時間平均した物理的な指標である。

●登録文化財

近年の開発や生活様式の変化等により、消滅の危機にある近代（明治以降）の建造物を後世に継承するため、国が登録したもの。

●特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に規定された制度で、「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地をいう。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるもの等が設定される。

●都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一つの都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化財資産の保存

及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

【な行】

●75%値

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%値としている。（COD・BODの環境基準の評価に用いる）

●二酸化硫黄

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成されるもの。主な発生源は工場や事業場だが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出され、無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

●二酸化窒素

物が燃えて高温になったとき、空気中の窒素や物に含まれる窒素が酸素と結合して生成されるもの。主な発生源は工場や自動車、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントや酸性雨の主な原因物質の一つでもある。

●農用地区域

農業振興地域整備法に基づき、農業振興地域内において長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域をいう。

【は行】

●バイオディーゼル燃料

廃食油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの一つ。軽油車に改造なしで給油でき、二酸化炭素の排出を大幅に削減することができる。

●バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生れた再生可能な有機性資源のことをいう。

●PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径

が 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質をいい、燃焼によるばいじんや自動車排ガス等から発生します。微小粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称。河川水、廃水、下水などの汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化される際に消費する酸素量をいう。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

●ヒートアイランド（現象）

都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれる。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

Poly Chlorinated Biphenyl の略称。電気機器の絶縁油等に使用され、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている。平成 13 年、PCB の廃棄物を保管している事業者等に、保管・処分の状況を県知事に届け出ることや、法施行日から 15 年以内に PCB 廃棄物を処分すること等を義務付けている。

●富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域で、工場排水、家庭排水、農業排水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象。海域における赤潮の発生原因の一つといわれている。

●浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が 10 マイクロメートル以下の物質。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こす。

●pH（水素イオン濃度指数）

溶液中の水素イオンの濃度を水素イオン濃度指数（pH）という。pH 7 で中性、pH 7 以下で酸性、pH 7 以上でアルカリ性である。特殊な例を除いて河川水などの表流水は中性付近の値を示す。

●PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称。

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づいて導入された化学物質の排出移動量届出制度であり、人の健康や生態系に有害なおそれのある 462 種類の化学物質について、事業者は、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を自ら把握し、国に届け出ることとなっている。

【や行】

●やまぐちエコリーダースクール

環境教育を一層充実するため、環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することを目的として環境 ISO の手法を活用した取組を行う学校を山口県が認証している。

●有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるもの。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等がある。

●要請限度

騒音規制法に基づき、市長が指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に意見を述べ、県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する際の判断基準となる値をいう。

●用途地域

将来の都市発展に備えて、市街地における建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置し、都市全体の秩序ある発展を図り、良好な環境を確保しようとする制度のことをいう。

【ら行】

●リデュース

「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」。「生産工程で出るごみを減らしたり、ごみの発生量そのものを減らすことをいう。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品

の比率)を上げたりすることでごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

●リユース

「リユース (Reuse=再使用)」。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいう。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器等を回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器等として使う場合がある。

●レスポンシブル・ケア活動

化学物質を扱う企業が、化学製品の開発から製造、使用、廃棄に至る全ての過程において、自主的に環境・安全・健康を確保し、その成果を公表することで社会との対話・コミュニケーションを行う行動のことをいう。

●単 位

・質量を表す単位

単位	呼 称	グラム数	備 考
g	グラム	10^0 g	
mg	ミリグラム	10^{-3} g	1 gの1,000分の1
μ g	マイクログラム	10^{-6} g	1 gの100万分の1
ng	ナノグラム	10^{-9} g	1 gの10億分の1
pg	ピコグラム	10^{-12} g	1 gの1兆分の1
fg	フェムトグラム	10^{-15} g	1 gの1,000兆分の1

・割合を表す単位

単位	呼 称	割 合	備 考
%	パーセント	100分の1	
ppm	ピーピーエム	100万分の1	μ g/g
ppb	ピーピービー	10億分の1	ng/g
ppt	ピーピーティー	1兆分の1	pg/g

・容積を表す単位

単位	呼 称	備 考
Nm ³	ノルマル立方メートル	1 m ³ のガス量を標準状態（0℃、1気圧の状態）のガス量に換算したときの単位

・補助単位

記号	呼 称	大きさ	備 考
P	ペタ	10^{15}	1000兆
T	テラ	10^{12}	兆
G	ギガ	10^9	10億
M	メガ	10^6	100万
k	キロ	10^3	1000
h	ヘクト	10^2	100
c	センチ	10^{-2}	100分の1
m	ミリ	10^{-3}	1000分の1
μ	マイクロ	10^{-6}	100万分の1
n	ナノ	10^{-9}	10億分の1
p	ピコ	10^{-12}	1兆分の1
f	フェムト	10^{-15}	1000兆分の1

●二酸化炭素排出係数【地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（別冊1）より】

燃料区分		単位	二酸化炭素 排出係数 (g CO2/単位)	燃料区分		単位	二酸化炭素 排出係数 (g CO2/単位)		
石 油 系 燃 料	ガソリン (揮発油)	ℓ	2, 322	非 石 油 系 燃 料	石炭 一般炭	kg	2, 328		
	ナフサ	ℓ	2, 242		石炭コークス	kg	3, 169		
	灯油	ℓ	2, 489		コークス炉ガス (COG)	m3	851		
	軽油	ℓ	2, 585		高炉ガス (BFG)	m3	329		
	A重油	ℓ	2, 710		転炉ガス (LDG)	m3	1, 184		
	B重油又は C重油	ℓ	2, 996		電気炉ガス	m3	—		
	炭化水素油	ℓ	—		液化天然ガス (LNG)	kg	2, 703		
	液化石油ガス (LPG)	kg	2, 999		天然ガス	m3	2, 217		
	炭化水素ガス	m3	2, 338		廃 棄 物	一般廃 棄物	廃プラスチック	kg	2, 765
	石油コークス	kg	2, 785			産 業 廃 棄 物	廃油	kg	2, 919
ジェット燃料	ℓ	2, 463	廃プラスチック	kg			2, 556		
				都市ガス		m3	2, 234		
				他人から供給された電力		Kwh	550		

皆様のご意見、ご感想をお聞かせ下さい。
今後の参考とさせていただきます。

(郵送または FAX にてご返信下さい。)

〒 755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 市民環境部 環境政策課

TEL 0836 (34) 8245 FAX 0836 (22) 6016

E-mail info-envi@city.ube.yamaguchi.jp

お名前

ご連絡先

※ 差し支えなければご記入をお願いします（ご記入いただいたお名前、ご連絡先は集計のみに使用させていただきます、その他の目的で使用いたしません）。

- ◆ この年次報告書の内容（環境の現状や、環境施策の実施状況等）について、ご意見、ご感想をお聞かせ下さい。

- ◆ この年次報告書についての評価をお聞かせ下さい。

記載内容の充実度はいかがでしたか？

たいへん充実している 充実している 少し不足している 不足している

(その理由など)

わかりやすさはどうでしたか？

たいへんわかりやすい わかりやすい 少しわかりにくい わかりにくい

(その理由など)

- ◆ この年次報告書でもっと知りたいこと、改善した方がよいことなどがあれば、具体的にお聞かせ下さい。

- ◆ その他、環境に関するご意見やご要望などがありましたら、具体的にお聞かせ下さい。

令和2年度刊

宇部市の環境

発 行 宇 部 市

編 集 市民環境部環境政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

T E L 0 8 3 6 - 3 4 - 8 2 4 5